

## 盛岡市環境基本計画等の改定について

令和2年11月24日  
環境部

### 1 改定の概要

本市では、盛岡市環境基本条例において規定した基本理念の実現を目指すため、盛岡市環境基本計画を策定し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。現計画は令和2年度に期間終了することから、次期計画となる盛岡市環境基本計画（第三次）を策定しようとするものである。

また、各環境分野におけるより具体的な計画の一つである盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画についても、計画期間終了のため改定を行うものである。【図1】

### 2 盛岡市環境基本計画（第三次）の概要

#### (1) 計画期間

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間

#### (2) めざす将来像（スローガン）

**未来へとみんなが築く、自然と“わ”になるまち“もりおか”**

- ・「未来へ」：持続可能な社会
- ・「みんなが築く」：あらゆる主体による創造と新たな発見「気付き」の2つを表す。
- ・「自然と“わ”になるまち」：自然環境との調和、資源が循環する自立・分散型の社会、パートナーシップ

#### (3) 改正の特徴

##### ① 国内外の動向及び計画策定の背景

- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、国際社会の普遍的な目標とされた。
- ・ 国の第五次環境基本計画において、地域における環境・経済・社会の総合的な向上を目指し、持続可能な社会の構築のためのアプローチとして「地域循環共生圏」の創造が提唱された。【図2】

##### ② 盛岡市環境基本計画（第二次）の課題

- ア 意識調査で、環境が良くなつたと感じている市民の割合が多いなどの成果が現れているが、環境課題が複雑化
- イ 頓在化する気候変動や再生可能エネルギー設備の影響への対応
- ウ ごみ排出量削減、資源率向上及び食品ロスへの対応
- エ 自然環境及び生活環境の良好な状態の維持

### ③ 分野横断的施策の設定

- ア 本市におけるエネルギー代金や生産年齢人口の流出などの経済的課題、人口減少に伴う担い手不足などの社会的課題など、環境・経済・社会の課題は密接に関わり複雑化
- イ 複数の課題の同時解決を図る「SDGsの考え方」を取り入れ、事業を実施する上での新たな目的意識等を提示する「分野横断的施策」を新たに設定
- ウ 環境と経済の好循環（施策1）、魅力ある地域づくり（施策2）、持続可能な暮らしへの転換（施策3）により、環境・経済・社会の総合的な向上を目指す。

### ④ 温暖化対策及び気候変動対策推進

- ア 国際的な合意文書である「パリ協定」を踏まえ、温室効果ガスの排出量削減及び吸収源対策としての「緩和策」の継続強化
- イ 気候変動による影響への防止及び軽減のための「適応策」の取組推進

### ⑤ 生物多様性への対応としての「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画」改定

- ア 生物の多様性を脅かす危機を解決していく「生物多様性国家戦略」を基本として、「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画」の改定に合わせ、本市の地域戦略として位置付け
- イ 計画期間 令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間
- ウ 主な改正内容
  - ・生物多様性地域戦略としての役割も担う計画に位置付け
  - ・計画期間中に自然・生物に関する情報の整備として自然環境調査を実施
  - ・特定外来生物・生態系被害防止外来種対策
  - ・市民等との協働活動

## 3 スケジュール

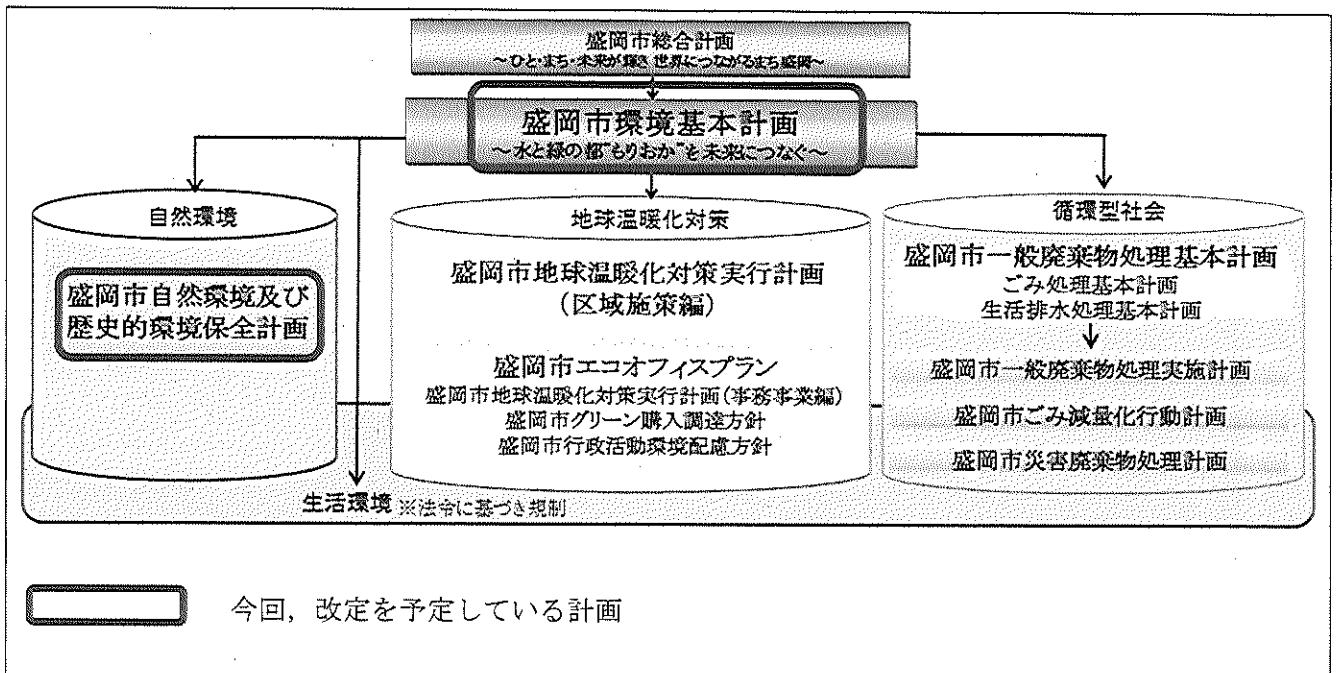
### （1）経緯

- ・令和元年11月13日 環境審議会（諮問）
- ・令和2年2月以降 環境審議会（2回）  
　　環境審議会・自然歴史環境部会（2回）  
　　府内組織の環境基本計画推進委員会及び幹事会（各2回）

### （2）今後

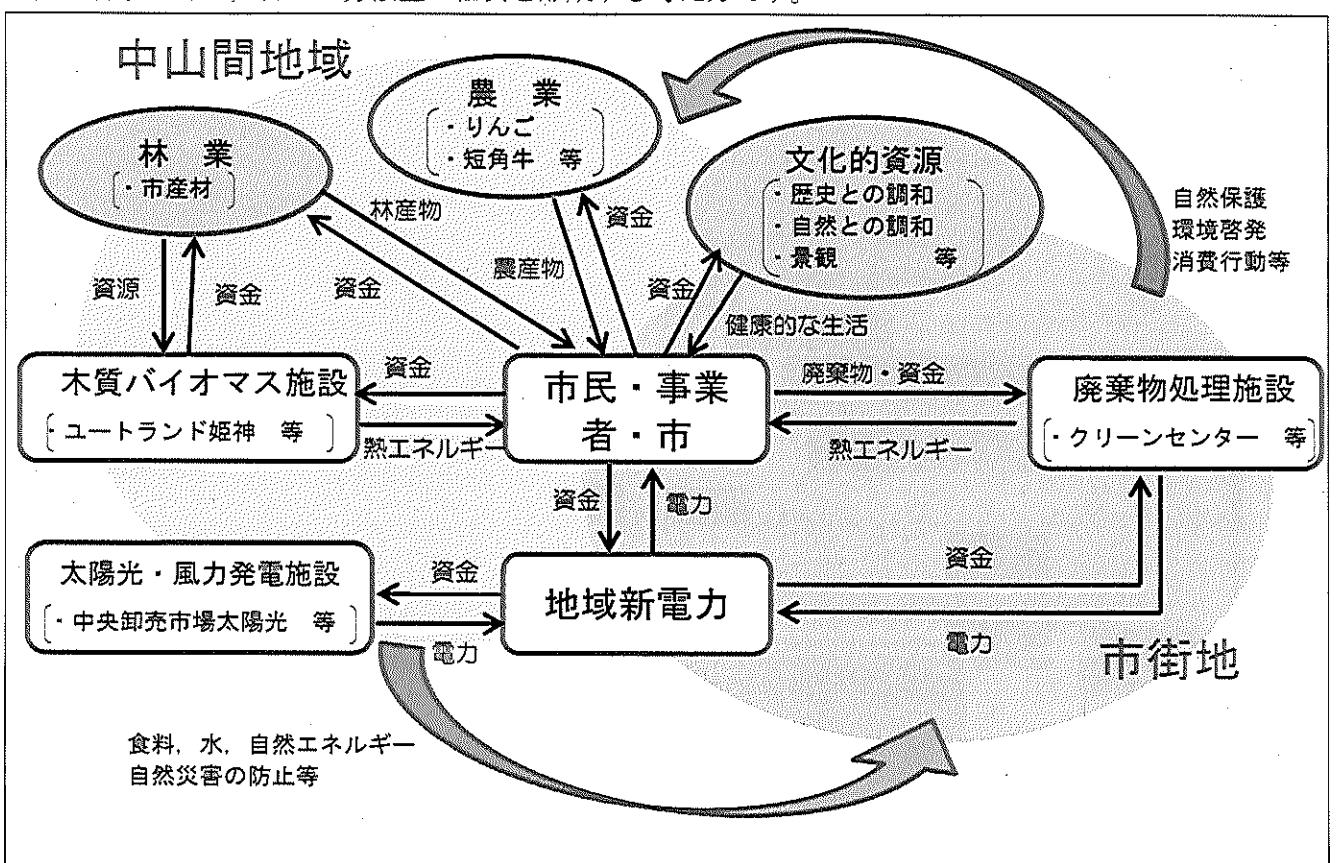
- ・令和2年11月24日 市議会全員協議会
- ・令和2年12月 パブリックコメント
- ・令和3年2月 環境審議会（答申）
- ・令和3年3月 市長決裁

【図1：環境関連の計画の体系】



【図2 地域循環共生圏の創造】

将来像を達成するためには、国の計画において、目指すべき社会の姿として掲げられている「地域循環共生圏」を創造することが重要です。地域循環共生圏とは、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことで、自立・分散型の社会を形成する考え方です。



めざす将来像

「未来へとみんなが築く、自然と“わ”になるまち“もりおか”」

第3章 (P17~24)

- ・「未来へ」・・・持続可能な社会
- ・「みんなが築く」・・・あらゆる主体による創造と新たな発見「気付き」の2つを表す。
- ・「自然と“わ”になるまち」・・・自然環境との調和、資源が循環する自立・分散型の社会、パートナーシップ

地域循環共生圏の創造

資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じたつながりを構築

【計画策定の背景及び課題】

【必要な取組】

【施策】

第1章 計画の基本的事項 (P1~8)

計画策定の背景

- 2030年の国際目標として、17項目の「持続可能な開発目標（SDGs）」が設定

- 国の第五次環境基本計画では、分野横断的な取組により、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指す。「地域循環共生圏」構想

第2章 市域の概況と課題 (P9~15)

経済・社会に関する課題

- 経済的課題
  - ・エネルギー代金の流出
  - ・生産年齢人口の流出
  - など

- 社会的課題
  - ・人口減少に伴う担い手の不足
  - など

環境に関する現況と課題  
(第二次計画における課題)

- 協働・継承（啓発）
  - ・複雑化する環境課題への対応

- 気候変動
  - ・顕在化する気候変動の影響
  - ・再生可能エネルギー設備の影響

- 循環型社会
  - ・ごみ排出量の削減
  - ・食品ロスへの対応

- 自然環境
  - ・良好な状態の維持

- 生活環境
  - ・良好な状態の維持

分野横断的な取組

特定の環境課題の直接的な解決に比重を置いた施策ではなく、分野横断的にSDGsの視点による新たな施策化

第4章 分野横断的施策 (P25~36)

様々な分野の施策が含まれており、SDGsの考え方や新たな目的意識を提示

### 1 経済

環境と経済の好循環

- (1) 環境ビジネスの拡大  
新たなビジネス形態活用、地域新電力活用 等
- (2) 新たな技術の活用  
情報通信技術の活用、水素利用の検討
- (3) エネルギーの収支改善  
省エネルギーの推進、エネルギーの地産地消 等

### 2 地域

魅力ある地域づくり

- (1) 自然・歴史・快適な都市機能が調和したまちづくり  
水と緑のまちづくり、コンパクトな市街地形成 等
- (2) 地域資源の最大限の活用  
観光資源、再生資源を活用 等
- (3) ネットワークづくり  
パートナーシップ、他都市との交流 等
- (4) 災害リスクを考慮した地域づくり  
森林整備、分散型エネルギー

### 3 薩らし

持続可能な暮らしへの

- (1) ライフスタイルの転換  
食品ロス、気候変動への適応 等
- (2) 環境啓発の推進  
環境啓発、ESDの推進 等
- (3) 萨らしの基盤となる生活環境の保全  
感染症対策、海洋ごみへの対応 等

第5章 環境分野の施策 (P37~54)

環境分野課題に対する直接的な解決

#### 1 協働・継承

各主体が協働しながら、持続可能な社会を形成し、継承するまちづくり

- (1) 各主体との協働の推進
- (2) 環境保全活動を担う人材の育成
- (3) 環境に配慮した行動の促進

#### 2 気候変動

気候変動対策を推進しながら形成する、低炭素型のまちづくり

- (1) 再生可能エネルギー等の普及促進
- (2) エネルギーの効率的な利用の促進
- (3) 低炭素型のまちづくりの推進
- (4) 二酸化炭素吸収源の確保
- (5) 気候変動への適応

#### 3 循環型社会

廃棄物の発生を抑制しながら、資源を循環利用する社会の形成

- (1) 3Rの推進
- (2) 廃棄物の適正処理の推進
- (3) 不法投棄の防止

#### 4 自然環境

生物多様性を確保しながら人と自然が共生できる社会の形成

- (1) 森林・農地・水辺の保全
- (2) 野生動植物の生息・生活環境の保全と人の共生
- (3) 緑や自然とのふれあいの促進

#### 5 生活環境

健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境の確保

- (1) 安全・安心な生活環境の保全
- (2) 魅力的な景観の保全・形成

第6章 主体別の環境への配慮行動 (P55~62)

第7章 計画の推進(P63~65)

環境・経済・社会の総合的な向上

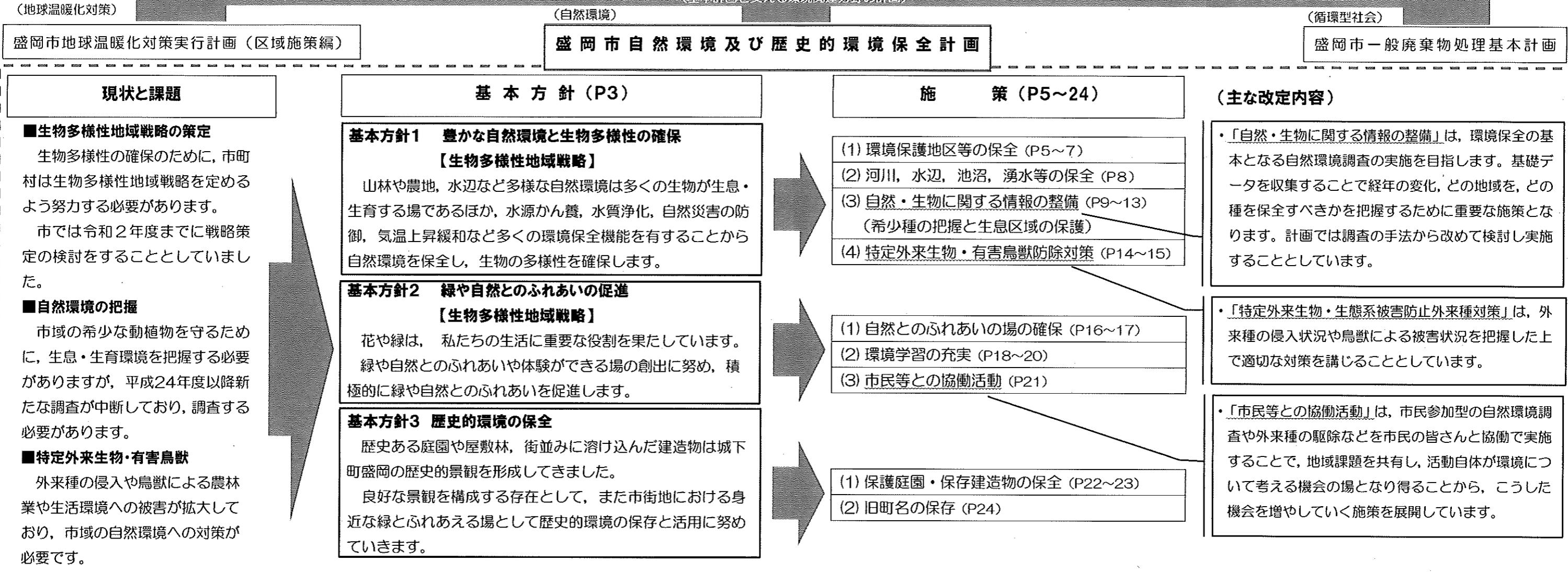


環境課題への直接的な解決

# 「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画（令和3年度～8年度）」概要版

## 盛岡市環境基本計画(第三次)

スローガン「未来へとみんなが築く、自然と“わ”になるまち“もりおか”」



## 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画とは？

盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例（昭和46年策定）に基づき、自然環境等の保全に関する施策をまとめたものです。盛岡市独自の条例で、自然環境と歴史的景観を一体的に保全していくことを目的としたものです。

平成12年度に、市の環境施策全般の基礎となる盛岡市環境基本計画が策定されたこと、また平成16年に景観施策の基礎となる景観法が施行されたことで、本計画は当初の理念を継承しながら、より自然環境分野に特化した具体的な行動計画として位置づけてきました。

現行計画の計画期間が令和2年度までであることから改定するもので、改定後の計画は、**生物多様性地域戦略**としての役割も担うものとなるよう施策を展開します。



## 生物多様性国家戦略と地域戦略

国は2050年までの長期目標として、自然のしくみを基礎とし、生態系サービス（生態系によって人類が得ているさまざまな恵み）を将来にわたって享受できる自然共生社会の実現」を目標に掲げており、短期目標である「生物多様性国家戦略2012-2020」において生物多様性を軸とする開発行為や自然への働きかけの減少、人間が持ち込んだ外来種、地球環境の変化など、これらの危機を解決していくために5つの基本戦略を掲げています。

### 《国の掲げる5つの基本戦略》

- ① 生物多様性を社会に浸透させる
- ② 地域における人と自然の関係を見直し、構築する
- ③ 森・里・川・海のつながりを確保する
- ④ 地球規模の視野を持って行動する
- ⑤ 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

### 《盛岡市の生物多様性地域戦略》

国の目標・基本戦略を基本として、地域戦略は、盛岡市の特性・課題の解決につながるような具体的な行動計画を目指すものです。

## 補足

### 「生物の多様性」ってどういうこと？

「様々な生態系が存在することや生物の種間、種内に様々な差異が存在すること」を言います。  
(生物多様性基本法第2条)



### 多様な生態系に私たちの暮らしは支えられている

私たちが暮らす地球は、さまざまな自然環境の中で（生態系の多様性）、数多くの生物を育み（種の多様性）、また同じ種の中でも個体差があります（遺伝子の多様性）。それらが共に暮らす地球環境から、私たちはさまざまな恩恵を受けています。このことが将来にわたって継続されるよう生物の多様性を確保していく必要があります。

# **盛岡市環境基本計画（第三次）案**

**(2020/11/24 版)**

# 目 次

<b>第1章 計画の基本的構造</b>	1
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の目的	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画策定に当たっての視点	5
5 計画が対象とする範囲	6
6 計画の期間	6
7 計画の全体構成	7
<b>第2章 盛岡市の概況と課題</b>	9
1 盛岡市の概況	10
2 盛岡市の現況と課題	12
<b>第3章 めざす将来像と達成するための方策</b>	17
1 めざす将来像（スローガン）	18
2 めざす将来像を達成するための基本的な考え方	19
3 めざす将来像を達成するための施策の構成	24
<b>第4章 具体的な方策</b>	23
1 経済	26
2 地域	29
3 著らし	33
<b>第5章 現実の課題</b>	37
1 協働・継承	39
2 気候変動	42
3 循環型社会	46
4 自然環境	49
5 生活環境	52
<b>第6章 国体別の環境への配慮行動</b>	55
1 市民による環境への配慮行動	56
2 事業者による環境への配慮行動	59
<b>第7章 計画の推進</b>	63
1 計画の推進体制	64
2 他の自治体などとの連携	65
3 計画の進行管理	65

本文中で「\*」マークのある語句については、資料編で解説しています。

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の背景

近年、世界では開発途上国を中心に人口が急増し、人々の活動に伴う環境負荷が増加するとともに、第2次産業の発展により、エネルギー、水、食料等の需要が増大しています。この結果、温暖化が一つの原因とされる極端な気象現象による災害等の発生、生物多様性の危機、海洋プラスチックごみによる海洋汚染など、地球規模での環境問題が生じています。このような地球規模の環境問題による影響は、本市においても年平均気温の上昇や集中豪雨の被害の発生、外来生物による生態系の変化などの事象で私たちの生活の中に顕在化してきています。

地球規模の環境問題が顕在化する中、2015年の国連サミットでは「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、開発途上国のみならず先進国を含むすべての国が2016年から2030年に取り組む国際目標として、17項目の「持続可能な開発目標（SDGs）」が設定されました。また、同年12月には、温室効果ガス排出量削減等についての国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されるなど、地球規模の環境の危機を反映して国際的な合意がなされ、時代は大きな転換点を迎えています。

一方、我が国においては、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎える、今後数十年間は人口の減少が避けられないとされています。こうした人口動態の変化は、地方における若年人口や生産年齢人口の減少を伴い、地域コミュニティの弱体化を招き、例えば農林業の担い手の減少による耕作放棄地の増加や里山の減少、狩猟者の減少などによる野生鳥獣被害の深刻化など、環境保全の取組にも深刻な影響を与えています。このような変化は、本市においても例外ではなく、生活環境や自然環境に限らず、地域経済の縮小や都市機能の低下など、私たちの生活のあらゆる面に影響が及ぶことが懸念されており、それぞれの課題は多岐にわたり相互に関わっているなど複雑化しています。

このような中、2018年4月に閣議決定された、国の「第五次環境基本計画」では、環境・経済・社会の課題は密接に関わり複雑化しているとの認識のもと、「環境・経済・社会の統合的向上」を目指すこととしています。また、今後の環境政策は、環境保全上の効果を最大限に發揮できるようにすることに加え、経済・社会的課題の解決にも効果をもたらすようにデザインしていくことも重要とされ、これらを具体化するための鍵の一つとして、地域の活力を持続可能な形で最大限に発揮する考え方である「地域循環共生圏」（P22）の創造が掲げられています。

本市では、環境の保全及び創造における施策の総合的かつ計画的な推進のため、盛岡市環境基本条例に基づいて、平成12年（2000年）に「盛岡市環境基本計画」を策定しました。その後、多様化・複雑化する環境問題に対応するため、平成23年（2011年）に、計画期間を平成23年度（2011年度）から令和2年度（2020年度）までとした「盛岡市環境基本計画（第二次）」（以下「第二次計画」という。）を策定し、様々な施策に取り組んできました。本計画は、第二次計画の計画期間が令和2年度（2020年度）で終了となることから、これまでの経緯や国内外の環境問題に対する状況の変化や第二次計画からの継続性を考慮して、今後10年間の本市の環境保全の基本の方針を定める盛岡市環境基本計画（第三次）を新たに策定するものです。

## 2 計画策定の目的

本計画は、盛岡市環境基本条例において規定した基本理念の実現を目指し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

計画では、市民・事業者・市の連携と協力による環境の保全及び創造のための取組を推進するため、環境に関する目指すべき将来像、市の環境施策の基本的方向、市民・事業者の各主体が環境に配慮する上での指針などを示しています。

### 盛岡市環境基本条例（第3条 基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境への負荷をできる限り低減することによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを目的として、すべての者のそれぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

### 盛岡市環境基本条例（第8条 環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、盛岡市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、盛岡市環境審議会の意見を聽かなければならない。

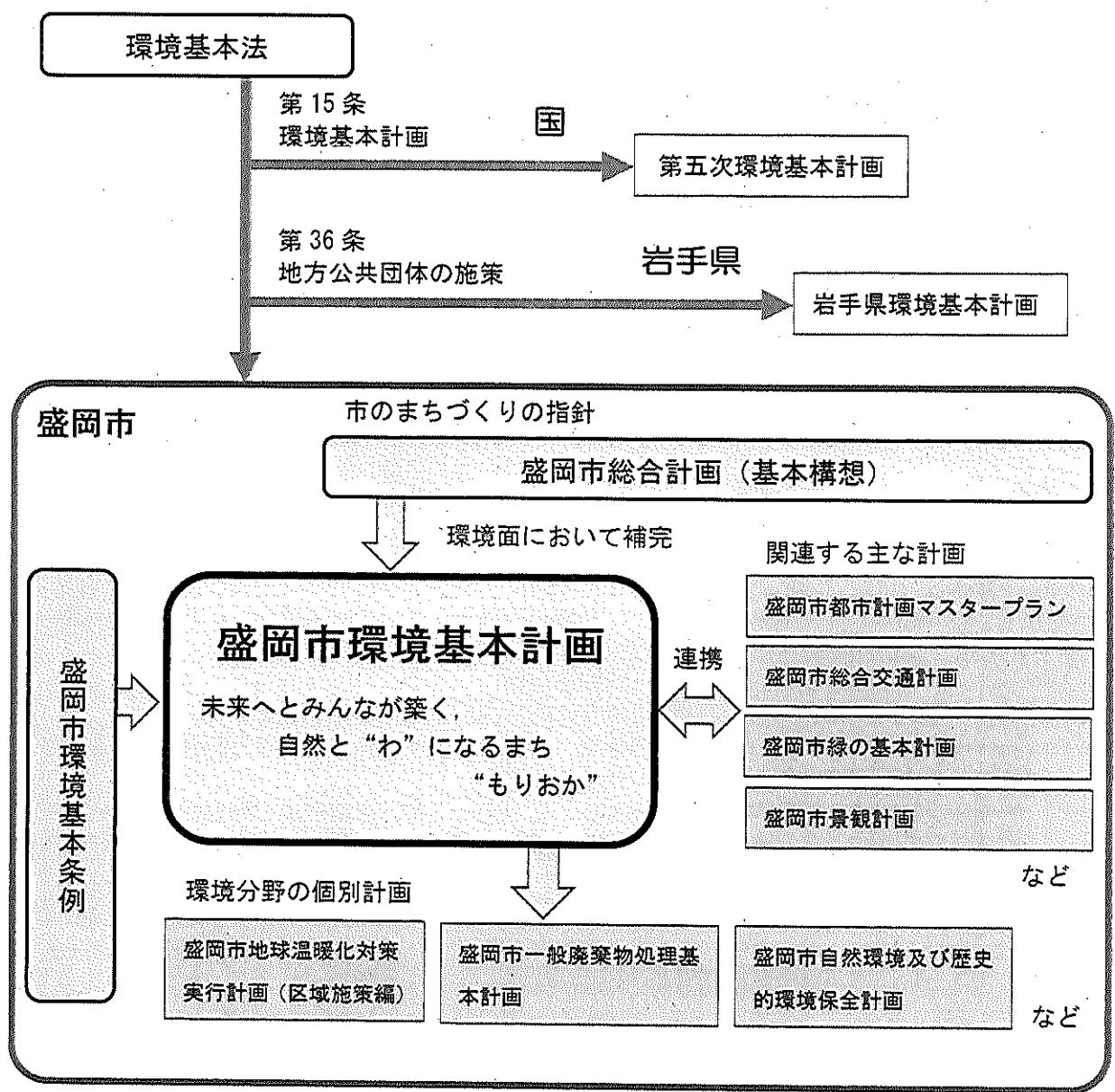
4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの指針を示す「盛岡市総合計画」を環境面において補完するもので、環境行政のマスタープラン\*としての役割を持っています。

計画の推進に当たっては、めざす将来像の実現に向け、関連する計画と連携を図ることとします。また、具体的な施策の取組に当たっては、各環境分野の個別計画と併せて推進することとします。



環境基本計画の位置づけ

#### 4 計画策定に当たっての視点

近年、気候変動や海洋プラスチックごみ問題といった地球規模の広範囲にわたる環境問題が生じていることから、本計画においては、本市における環境問題にのみ取り組むのではなく、地球上の一員としての自覚を持ち、SDGsのゴール達成にも寄与するような施策を展開する視点も必要です。

また、環境課題は経済・社会の課題とも密接に関わっており、特定の環境分野に関する課題のみに重点を置くのではなく、経済・社会における課題も解決するような、分野横断的な視点を持つことも重要です。

以上のことから、本計画の策定に当たっては、下表の視点に留意します。

環境基本計画策定にたっての視点

計画策定の視点	内容
環境の保全と創造の視点	盛岡市環境基本条例で規定された基本理念の実現を目指す計画として策定
総合的な視点	環境行政のマスタープランとしての役割を持っていることを踏まえ、環境に関する施策の基本的方向性を示す計画として策定
中・長期的な視点	本市が目指す将来像を長期的な視点で設定するとともに、その実現に向けた目標設定、解決すべき課題や施策の方向性を整理
SDGsの考え方の活用	持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活用し「持続可能な社会の実現」等国際目標の達成にも寄与する施策として整理
環境・経済・社会の総合的向上	環境課題の解決のみならず経済的側面や社会的側面を合わせた分野横断的な施策展開を図るための計画として策定
社会情勢の変化への対応	国の第五次環境基本計画の閣議決定やパリ協定の締結など社会情勢の変化を踏まえ、計画に反映
循環・共生の視点	限りある資源を循環させ、有効利用するとともに、恵み豊かな自然と共生することで持続的な発展が可能な社会を目指す計画として策定
各主体の参画・連携	近年の環境問題は複雑・多様化していることから、市民、事業者、市、NPO*等の多様な主体の参画・連携を推進するための計画として策定

### 5 計画が対象とする範囲

近年の環境問題は、日常生活に関する身近なものから、地球規模に至るものまで広範囲に及んでいます。また、それぞれの環境要素は複数の環境分野に重なっているため、効果的な解決にはそれらを踏まえた施策の展開が重要となります。

本計画における環境とは、盛岡市環境基本条例第7条に規定する施策の基本方針を踏まえ、生活環境、自然環境、地球環境、歴史や景観などの文化的環境に加え、その中で取り組むべき気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の確保等も含まれます。これらを各種施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的にとらえていくこととします。

また、環境課題は経済・社会の課題とも密接に関わっていることから、環境分野だけでなく、あらゆる課題を総合的に解決するような他分野における取組についても、計画の対象範囲に含むこととします。

#### 盛岡市環境基本条例（第7条 施策の基本方針）

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、事業者及び市民の協働の下に各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならぬ。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、多様な自然環境を地域の自然的・社会的条件に応じて適正に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (4) すぐれた自然環境と長い伝統にはぐくまれた歴史的環境とが調和した環境その他の人々に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全し、及び創造すること。
- (5) 廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。

### 6 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

なお、本計画の上位計画である盛岡市総合計画の計画期間が令和6年度（2024年度）までのため、必要に応じ令和6年度（2024年度）に見直しを検討することとします。

## 7 計画の全体構成

本計画は、本市の環境行政のマスタープランとなることから、第二次計画の計画期間中における、国内外の社会情勢等や本市における環境・経済・社会の変化を踏まえる必要があります。また、SDGsや国の第五次環境基本計画における考え方は、従来の特定の環境分野に関する課題を直接的に解決することに比重を置いたものではなく、これまでの環境施策をベースとしつつ、分野横断的な視点で取組を行っていくものとなっています。

以上のことから、計画策定に当たっては、計画策定の視点や分野横断的な視点等を踏まえた計画としての考え方等を整理することで、計画を実施していくこととなる市民、事業者、市等の各主体にも計画の方向性等が分かりやすくなるように配慮します。

本計画は、7つの章で構成するものとします。

第1章は、計画策定の背景、計画の目的、位置づけ、策定に当たっての視点、対象範囲、計画期間とし、本計画の基本となる考え方を示します。

第2章は、本市の概況を整理し、環境・経済・社会に係る課題や問題の抽出を行います。

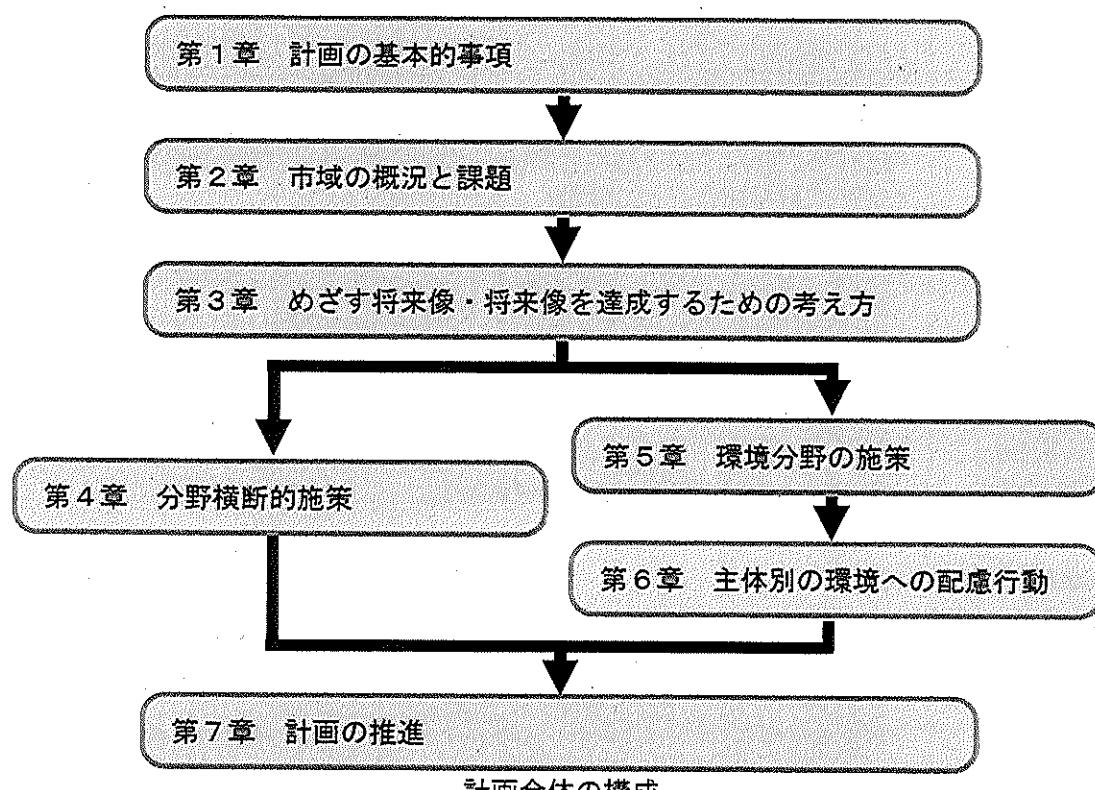
第3章は、本市の長期的展望での目指すべき将来像を設定し、将来像を達成するための基本的な考え方、計画全体の施策の構成について示します。

第4章は、総合的かつ分野横断的な視点で重点的に取り組む分野横断的施策を設定します。

第5章は、めざす将来像の実現や分野横断的施策を推進するために、環境分野ごとに基本方針を設定し施策の方向性を明確にした上で、具体的な環境分野の施策について示します。

第6章は、めざす将来像の実現のためには、市民、事業者による環境に配慮した取組が必要不可欠であることから、市民、事業者による環境への配慮行動を示します。

第7章は、本計画の実行性を確保するために必要な仕組みなどを示します。



本市を取り巻く環境に関する国内外の動向

本市を取り巻く環境に関する国内外の動向をまとめました。

本市においても、これらを踏まえ取組を進めていく必要があります。

○国際的な動向

キーワード	概要
持続可能な開発目標 (SDGs)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。</li> <li>・17のゴール・169のターゲットから構成される。</li> </ul>
パリ協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動対策に関する法的拘束力のある国際的な合意文書</li> <li>・気候変動のリスク抑制のために、「緩和策※」と「適応策※」の取組が必要</li> </ul>
海洋プラスチックごみ問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋ごみは、陸域で生じたプラスチックごみの海域への流出でも生じ、生態系を含めた海洋環境の悪化などを引き起こしている。</li> <li>・生物のマイクロプラスチックの誤食による海洋生態系への影響の懸念</li> </ul>
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性条約第10回締約国会議で、「生物多様性戦略計画2011-2020」が採択され、2050年までに人類が自然と共生する世界を目指している。</li> </ul>
新型コロナウィルス感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年12月に確認されて以来、数か月でパンデミック（世界的大流行）を引き起こし、社会経済活動に甚大な影響を与えている。</li> <li>・アフターコロナの政策の一つとして、クリーンリカバリー※がヨーロッパを中心に提唱され、わが国でも実施することが環境大臣により表明されている。</li> </ul>

○国内の動向

キーワード	概要
第五次 環境基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目指すべき社会の姿として持続可能な循環型社会の実現</li> <li>・環境・経済・社会の統合的向上により複合的な課題解決に当たる。</li> <li>・「地域循環共生圏」の創造により地域の価値・活力を最大限に発揮</li> </ul>
地球温暖化 対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス※削減目標として、「2030年度に2013年度比26%削減」</li> <li>・温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策の推進</li> </ul>
気候変動 適応計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和策に全力で取り組むと同時に将来予測される被害の回避・低減を図る適応策に取り組むことが重要</li> </ul>
生物多様性国家戦略 2012-2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の自然共生社会のあり方を示す基本戦略の設定</li> <li>・2020年から次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が行われている。</li> </ul>
第四次循環型社会 形成推進基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針等</li> <li>・「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」などの7つの柱</li> </ul>
プラスチック 資源循環戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3R+Renewable（再生可能な資源）を基本原則とした、プラスチックの発生抑制、資源循環の取組が強く求められている。</li> </ul>
食品ロスの削減の 推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、事業者、地方公共団体などの多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する必要がある。</li> </ul>

○岩手県の動向

キーワード	概要
岩手県 環境基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間平成23年度（2011年度）～令和2年度（2020年度）として、基本目標“みんなの力で次代へ引き継ぐいわての「ゆたかさ」”を掲げている。</li> <li>・計画期間が令和2年度（2020年度）のため、次期環境基本計画の策定中</li> </ul>

## 第2章 市域の概況と課題

### 1 盛岡市の概況

#### (1) 位置と地勢

本市は、岩手県のほぼ中央に位置し、東西約 45.6 km、南北 40.7 kmにわたり最高点は南東部に位置する早池峰山に連なる毛無森山の標高 1,472.2m、最低点は北上川流域乙部の標高 99m で、総面積は 88,647ha となっています。

岩手山や姫神山をはじめとした山々が連なり、市内を流れる北上川、中津川、零石川、市街地を囲む田園地帯や丘陵地などの自然に恵まれた環境にあります。また、県都として、都市的な機能としての役割を担いながら、城下町形成以降の歴史的文化的景観も見られるなど自然環境と都市機能の調和に加え、歴史と文化を備えたまちとなっています。

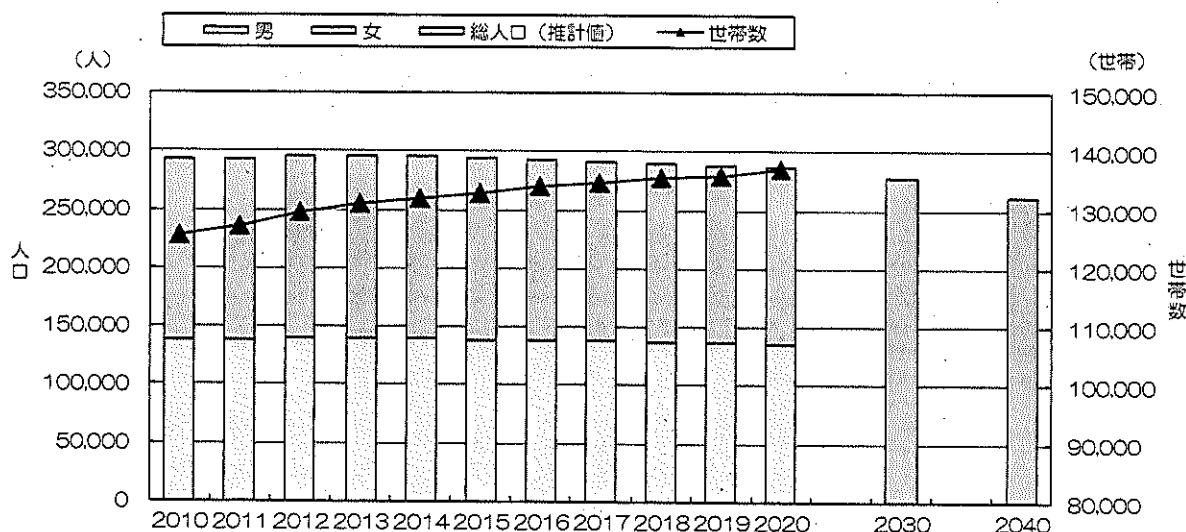
#### (2) 人口

2019 年 12 月末日における本市の総人口は 288,470 人であり、男女別では男性が 136,252 人、女性が 152,218 人となっています。

1995 年度からの推移をみると、2006 年 1 月に玉山村との合併により人口が増加しましたが、その後増減を繰り返し、2015 年度以降では減少傾向にあります。このような人口の減少は、今後も続くことが予想され、盛岡市人口ビジョンでは、市民の結婚・出産・子育てや就労の願いに応えると仮定した場合でも 2040 年に 26~27 万人程度になると推計されています。

一方、世帯数は、1995 年以降増加の傾向となっています。

盛岡市における人口及び世帯数の推移



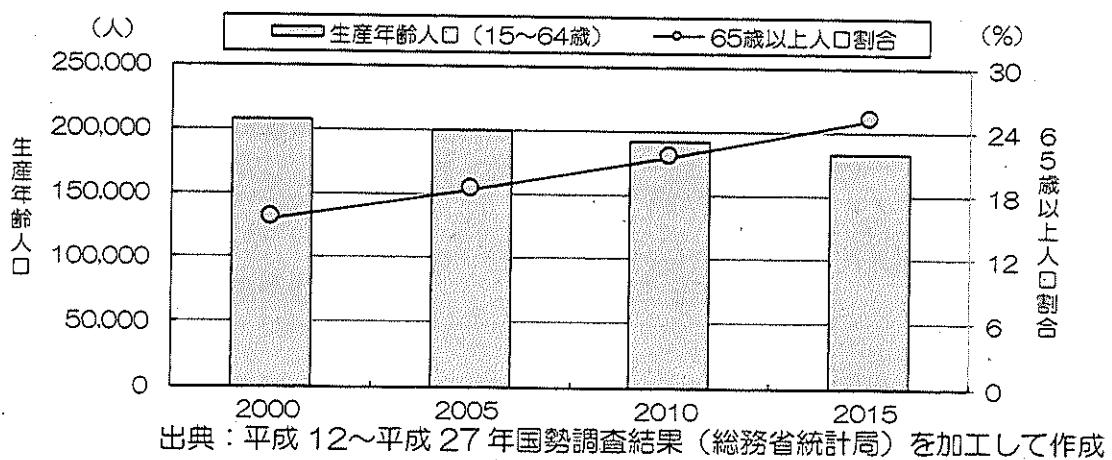
出典：2010～2018 年データは、盛岡市統計書（平成 30 年版）による

2019 年 8 月末日データ、2020 年 6 月末日データは住民基本台帳による

2030 年、2040 年データは、盛岡市人口ビジョン（2015 年 10 月 盛岡市）における合計特殊出生率が岩手県の推計と同様の伸び率を示した場合の推計人口

年齢別人口では、生産年齢人口が減少傾向にある一方で、高齢者人口の割合は高くなる傾向となっています。

盛岡市における生産年齢人口（15～64歳）と65歳以上人口割合の推移



出典：平成 12～平成 27 年国勢調査結果（総務省統計局）を加工して作成

### (3) エネルギー収支\*

環境省が提供する地域経済循環分析ツール\*を用いた本市の分析結果では、燃料や電気などのエネルギーに関する収支を示すエネルギー代金\*は、G R P（域内総生産）\*の 1.8%に当たる 198 億円が市外に流出しており、流出額は、石油・石炭製品が最も多く、次いで石炭・原油・天然ガスとなっています。

## 第2章 市域の概況と課題

### 2 盛岡市の現況と課題

#### (1) 経済的な現況と課題

本市の経済の循環構造は、エネルギー代金が市外に流出している状況にあることから、地域におけるエネルギー収支の改善につながる取組が必要となります。また、生産年齢人口の流出の課題に対応する取組も重要となります。

課題	必要となる取組	本計画における施策
エネルギー代金の流出	エネルギー収支の改善に関する取組	第4章 - 1 - (3) エネルギーの収支改善 (P28)
生産年齢人口の流出	新たな技術を活用した人手不足の克服	第4章 - 1 - (2) 新たな技術の活用 (P27)

#### (2) 社会的な現況と課題

本市は、県都として、都市的な機能としての役割を担いながら、豊かな自然を有しており、また、城下町形成以降の歴史的文化的景観も見られるなど、自然環境と都市機能の調和に加え、歴史と文化を備えたまちとなっています。

このような環境や文化は、将来世代に継承していく必要がありますが、近年の人口減少傾向は、今後も続くことが予想され、環境保全等に取り組む担い手の不足が懸念されます。そのため、各主体の協働や環境啓発を通じた担い手の育成が今後必要となります。

課題	必要となる取組	本計画における施策
人口減少に伴う環境保全等に取り組む担い手の不足	各主体の協働による取組	第4章 - 2 - (3) ネットワークづくり (P31) 第4章 - 3 - (2) 環境啓発の推進 (P34)
	環境啓発を通じた担い手の育成	第5章 - 1 各主体が協働しながら、持続可能な社会を形成し、継承するまちづくり (P39~41)

#### (3) 環境の現況と第二次計画における課題

第二次計画では、5つの目指す環境像を実現するため、それぞれに総合的な指標と管理指標を定め、進捗管理を行ってきました。第二次計画での課題や環境の現況は次の通りです。

##### ア 協働・継承（啓発）

第二次計画においては、環境学習拠点の整備や、環境学習講座の継続的な開催など、環境保全活動を担う人材の育成を行うとともに、事業者等との協働による事業の実施、各種イベント等を通して立場を越えた情報や人的交流の促進を実施してきました。指標として用いた環境啓発事業等への参加者数も高い水準を維持しており、市民・事業者意識調査では、環境が良くなつたと感じている市民の割合が多いなど、これまでの環境に関する取組の成果が現れています。

しかしながら、環境に関する課題は日々変化しており、気候変動が自然環境や生活環境の課題にも影響するなど、それぞれが関連し複雑化しています。今後は、そのような状況にも対応するため、これまで以上に各主体による協働を推進するとともに、充実した環境

啓発を実施していくことが重要となります。

課題	必要となる取組	本計画における施策
複雑化する環境課題への対応	各主体の協働による取組	第4章 - 2 - (3) ネットワークづくり (P31)
	充実した環境啓発の実施	第4章 - 3 - (2) 環境啓発の推進 (P34) 第5章 - 1 各主体が協働しながら、持続可能な社会を形成し、継承するまちづくり (P39~41)

#### イ 気候変動

気候変動の影響はさまざまな形で、私たちのまわりに顕在化しています。第二次計画では、公共施設への太陽光発電システムやペレットストーブ等の木質バイオマスの導入の促進、一般住宅への太陽光発電システム等設置補助制度の実施等により、温室効果ガス排出量の削減を図ってきましたが、目標値に達していません。気候変動対策を進めるには、今までの取組に加え、ZEH\*（ネットゼロエネルギー・ハウス）、ZEB\*（ネットゼロエネルギー・ビル）等の新しい技術の活用や、既に生じ、またこれから予測される気候変動に適応するための取組が重要となります。

気候変動対策の重要性が高まる中、近年、新たな問題として、再生可能エネルギー\*設備の設置が自然破壊や景観への悪影響を及ぼすケースが生じています。今後は、このような問題に対応して、適切な再生可能エネルギー設備の設置を推進していく必要があります。

課題	必要となる取組	本計画における施策
顕在化する気候変動の影響	今までの取組に加え、新たな技術を活用	第4章 - 1 - (2) 新たな技術の活用 (P27) 第5章 - 2 - (2) エネルギーの効率的な利用の促進 (P43)
	気候変動への適応	第4章 - 3 - (1) ライフスタイルの転換 (P34) 第5章 - 2 - (5) 気候変動への適応 (P45)
再生可能エネルギー設備による自然破壊等の影響	適切な再生可能エネルギーの設置	第5章 - 2 - (1) 再生可能エネルギー等の普及促進 (P43)

#### ウ 循環型社会

第二次計画では、循環型社会の形成を目指し、ごみ減量、資源再利用化の推進を図っており、家庭ごみの排出量が減少傾向にあるなど、日常的な啓発活動の成果が表れているものと考えられます。

しかし、本市における1人1日当たりのごみ排出量は県全体平均よりも多く、また、管理指標である資源率も当初の値を下回っており、今後もさらなる取組を行っていくことが必要となります。また、近年問題となっている食品ロスについては、本市における実態を踏まえて、他計画との整合を図りながら、取組を行っていく必要があります。

## 第2章 市域の概況と課題

課題	必要となる取組	本計画における施策
県全体平均よりも高いごみの排出量・資源率の低下	3R*の推進	第4章 - 1 - (1) 環境ビジネスの拡大 (P27) 第5章 - 3 - (1) 3Rの推進 (P47)
食品ロスの課題	食品ロスの実態把握・対応	第4章 - 3 - (1) ライフスタイルの転換 (P34) 第5章 - 3 - (1) 3Rの推進 (P47)

### エ 自然環境

本市は、市街地においても貴重性の高い植生が見られるなど、多くの優れた自然環境を有しています。第二次計画では、多くの管理指標が達成もしくは達成に準ずる実績となっており、まちづくりアンケート調査でも多くの人が「自然が守られていると思う」や「公園や街路樹などのまちの中の緑が多いと思う」と答えています。

水や緑や空が、守るべき環境であるということを改めて認識し、今後も豊かな自然環境を守り続けていくことが必要となります。

課題	必要となる取組	本計画における施策
良好な状態の維持	自然環境保全の継続した取組	第4章 - 2 - (1) 自然・歴史・快適な都市機能が調和したまちづくり (P30) 第4章 - 2 - (2) 地域資源の最大限の活用 (P31) 第5章 - 4 生物多様性を確保しながら人と自然が共生できる社会の形成 (P49~51)

### オ 生活環境

本市における大気汚染や水質汚濁など、市民生活の健康や安全に係る環境はおおむね良好な状態に保たれています。第二次計画では、各管理指標は目標未達成の項目が多くなっていますが、達成率を数値として見ると、おおむね高い達成率となっています。

また、景観についても各種取組により良好な景観の維持形成が図られており、景観計画の基準に適合した建築行為等の割合は100%を維持しています。

今後も安全・安心な生活環境を守るとともに、自然環境と歴史的環境が調和した盛岡らしい景観の保全・形成に取り組むことが必要となります。

課題	必要となる取組	本計画における施策
良好な状態の維持	生活環境保全の継続した取組	第4章 - 3 - (3) 暮らしの基盤となる生活環境の保全 (P35) 第5章 - 5 - (1) 安全・安心な生活環境の保全 (P53~54)
	景観保全の継続した取組	第4章 - 2 - (1) 自然・歴史・快適な都市機能が調和したまちづくり (P30) 第5章 - 5 - (2) 魅力的な景観の保全・形成 (P54)

## 北上川の歴史

### 北上川は東北地方を代表する清流の一つ

本市を南北に流れる北上川は、岩手町御堂を源泉として岩手県から宮城県へ流れる東北最大の河川であり、冬には白鳥が飛来し、秋には鮭が遡上するなど東北地方を代表する清流の一つとなっています。河川の水は、農業用水や生活用水として利用されるなど私たちの生活に欠かせません。また、河川や水辺にはたくさんの鳥や魚、昆虫などがすみ、草花や樹木もみられ、河川の景観では市全域で「北上川」が象徴的な存在となっています。

### 旧松尾鉱山の坑廃水による水質汚濁

現在の北上川は私たちにさまざまな恵みをもたらしてくれますが、河川が茶色く濁り、大きな社会問題となった時代もありました。

明治 15 年（1882 年）に岩手県八幡平の中腹で硫黄鉱床の大露頭が発見され、松尾鉱山として硫黄を生産し、当時の埋蔵量は東洋一の規模を誇ったといわれています。硫黄は、肥料や医薬品等の様々な原料として使用され、日本の近代化にも大きく貢献しました。しかしながら、昭和 47 年（1972 年）に閉山した後も鉱山から流出する大量の坑廃水が北上川の支流である赤川に流出し続け、強酸性水で有害物質のヒ素も含んでいることから、北上川の水質汚濁が大きな社会問題となりました。

この強酸性水により、北上川は魚類の生息できない川となり、その影響は宮城県境まで及びました。

### 現在もそして将来まで続く坑廃水処理

昭和 56 年（1981 年）に、旧松尾鉱山から流出する強酸性水を中和し水質汚濁を改善するための中和処理施設が完成し、施設による坑廃水処理が開始されるとともに北上川は清らかな流れを取り戻しました。この施設は現在でも稼動しており、清流を保つためには、22 世紀になっても継続する必要があると見込まれています。

### 将来世代にも現在の清流を引き継ぐために

多くの人々が努力してきた歴史を経て現在の清流が保たれていること、坑廃水処理を継続することで、将来世代に現在の清流を引き継ぐことができるということは忘れてはならない大切なことです。



---

## 第3章 めざす将来像・ 将来像を達成するための考え方

1 めざす将来像（スローガン）

## 未来へとみんなが築く、 自然と“わ”になるまち“もりおか”

盛岡市環境基本条例第3条の「基本理念」、第7条の「施策の基本方針」を踏まえ、本計画のめざす将来像（スローガン）として、「未来へとみんなが築く、自然と“わ”になるまち“もりおか”」を掲げます。

### 「未来へとみんなが築く」

「未来へ」は、盛岡の良好な環境を将来の世代に引き継ぐという意味を込めるとともに、本計画がSDGsのゴールも目指すものであるということを表しています。

「みんな」には、盛岡市環境基本条例の基本理念にある環境保全及び創造を、すべての者のそれぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的に行うことを表しています。

「築く」には、従来の環境に関わる施策も継続しつつ、環境・経済・社会の総合的向上といった分野横断的な取組を通して“もりおか”をつくりあげていくことや、時に見過ごされがちだった各地域の資源、特性に改めて目を向けることで、その価値に「気付く」という意味を込めています。

### 「自然と“わ”になる」

「自然」とは、盛岡の環境の特徴でもある豊かな水辺や緑、美しい景観のまち並みや歴史的・文化的な遺産などを表します。

「わ」には、「環」・「和」・「輪」のそれぞれにおいて意味を込めています。「環」は様々な資源が循環する自立・分散型の社会の形成、「和」は“自然環境と都市機能の調和”をイメージし、「輪」には市民や事業者との協働の下に各種の施策相互の有機的な連携（パートナーシップ）も表しています。

## 2 めざす将来像を達成するための基本的な考え方

本計画のめざす将来像を実現するためには、環境に限らず、経済・社会の課題についても同時解決につながるような施策を展開していくことが重要となります。しかしながら、環境に関する課題を挙げてみると、その分野や問題は多岐にわたり複雑化しています。そこで、本計画ではめざす将来像を達成するための基本的な考え方を示します。

### (1) 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の活用

SDGsは、それぞれの目標は独立しているものではなく不可分であり、総合的に取り組むことが必要とされています。例えば、私たちの暮らしや企業の経済活動は、環境という基盤の上に成り立っており、環境の復元力を超えて資源を採取し、環境に負荷を与える物質を排出し続ける経済発展は持続的なものとは言えません。逆に、環境を重んじるために経済活動を止めることも私たちの暮らしは成り立たないものとなります。それぞれの課題が相互に関連していることを認識し、施策の推進に当たっては、トレードオフ※の関係にある問題が生じた場合でも、どちらかを犠牲にするのではなく、分野横断的な解決策を見出し、同時解決（マルチベネフィット※）を目指すことが重要となります。

本市の目指す将来像の実現に向けて計画を推進するに当たっては、トレードオフの問題が生じた場合にもSDGsの考え方を活用し、同時解決を目指す取組を推進していくこととします。

### 第3章 めざす将来像・将来像を達成するための考え方

#### SDGsのゴールと環境施策の関連性

環境基本計画に関するゴール	SDGsの達成に貢献する施策
2 食べる 飢餓をゼロに	ライフスタイルの転換、3Rの推進
3 健康と福祉を すべての人に	暮らしの基盤となる生活環境の保全、魅力的な景観の保全・形成
4 質の高い教育を みんなに	環境啓発の推進、環境保全活動を担う人材の育成
6 安全な水とトイレを世界中 に	森林・農地・水辺の保全、安全・安心な生活環境の保全
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	再生可能エネルギー等の普及促進、エネルギーの効率的な利用の促進
8 働きがいも 経済成長も	環境ビジネスの拡大
9 産業と技術革新の基礎を つくろう	環境ビジネスの拡大、新たな技術の活用、低炭素型のまちづくりの推進
11 住み続けられるまちづくり を	地域資源の最大限の活用、野生動植物の生息・生活環境の保全と人との共生
12 つくる責任、つかう責任	環境ビジネスの拡大、3Rの推進
13 気候変動に具体的な対策を	二酸化炭素吸収源の確保、気候変動への適応
14 海の豊かさを守ろう	不法投棄の防止
15 陸の豊かさを守ろう	野生動植物の生息・生活環境の保全と人との共生、森林・農地・水辺の保全
17 パートナーシップで 目標を達成しよう	ネットワークづくり、各主体との協働の推進

---

## (2) 環境・経済・社会の総合的向上に向けた取組

本市における環境の課題には、化石燃料の使用に伴うエネルギー代金の域外流出等の経済的な側面、人口減少による環境保全等に取り組む担い手の不足といった社会的な側面が見られるなど、課題は複雑化しており、分野横断的な課題解決のためには、環境・経済・社会の総合的向上に向けた取組が重要です。

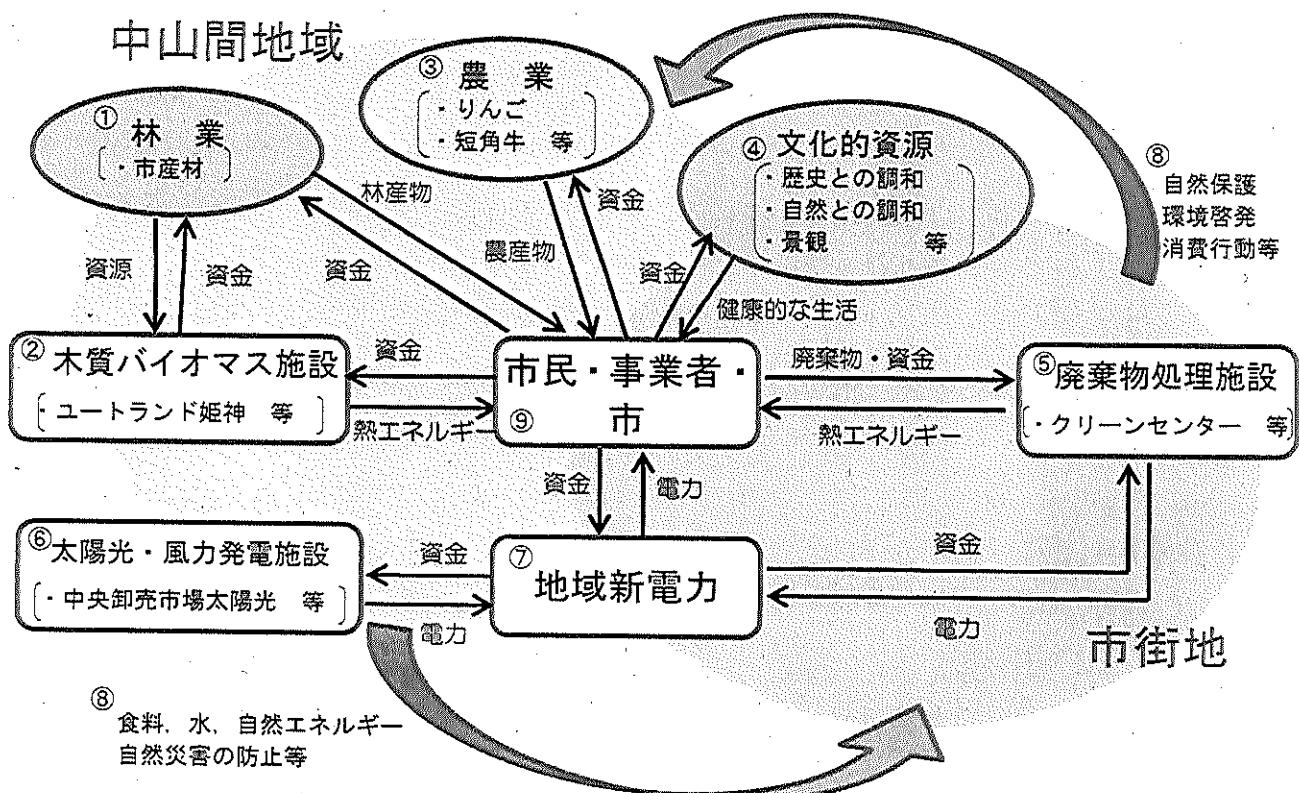
経済社会活動が健全で恵み豊かな環境を基盤としていることを念頭に置きつつ、めざす将来像の実現に向け、経済・社会の課題解決にもつながるような分野横断的な取組を行っていくこととします。

(3) 本市における地域循環共生圏の創造

国の第五次環境基本計画では、目指すべき社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造が掲げられています。地域循環共生圏とは、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じたつながりを構築するというものです。

本市は、都市的な機能、歴史的な環境、豊かな自然環境など地域資源に恵まれた地域であり、それぞれの地域は資金や資源等の提供などにより多種多様な繋がりが生じています。

めざす将来像の達成のためには、各々の地域が持続可能である必要があり、地域資源をこれまで以上に活用することで地域の活性化につなげていくことを目指します。また、地域資源は、市域に限らず周辺市町村も含めることで効率的な活用に繋がる事もあることから、広域での取組といった視点も踏まえることとします。



本市における地域循環共生圏の概念図

- ①市域面積の約73%を占める森林は、本市の豊かな資源の一つであり、中山間地域の活性化や防災等の多面的機能の発揮が期待されるものです。森林資源の有効活用と森林の適正な管理のため、木材を建築材料や木質バイオマス燃料として利用することは、人と自然との共生や地域内における資源・資金の循環へつながっていきます。
- ②木質バイオマスについては、ユートランド姫神のチップボイラーや市の庁舎のペレットストーブ等、複数の機器が設置され、近年では、趣味的な面での人気も高まっており、一般家庭における導入も増加しています。木質バイオマスの普及は、地域内におけるエネルギーの循環、木材需要の高まりによる林業の活性化、カーボンニュートラル\*という性質により地球温暖化の防止等に貢献するものです。
- ③本市には、盛岡りんごやもりおか短角牛など、魅力ある特産品が複数あります。これらの認知度の向上や利用促進・消費拡大を図ることは、農業の活性化だけではなく、地産地消による環境負荷の低減や、食や農への意識啓発など様々な効果が期待されるものです。
- ④豊かな水辺や緑、歴史的・文化的な遺産、それらが織りなす美しい景観などは、盛岡の環境の特徴であり、人々にうるおいや安らぎを与えるものです。人々が長年をかけて築き、そして継承されてきたこれらの環境を守り続け、そして、その魅力を最大限に活かすことによって、未来につなげていくことが求められます。
- ⑤日々排出される廃棄物を資源としてとらえ、循環的に使用することや処理工程において得られるエネルギーを有効活用することは、自立・分散型の社会に向けた取組の一つです。本市では、クリーンセンターにおいて廃棄物の燃焼によって得られるエネルギーを発電や余熱利用施設の熱源として活用しているほか、堆肥化によって廃棄物系バイオマスを有効利用している地域もあり、このような取組を今後も継続していく必要があります。
- ⑥本市には、中央卸売市場に設置してあるメガソーラーや姫神ウインドパーク（風力発電設備）など多くの再生可能エネルギー施設が存在しており、住宅においても太陽光発電設備の導入が進んでいます。今後も、気候変動対策や分散型エネルギーの取組として、再生可能エネルギーのさらなる普及が求められます。
- ⑦地域密着型の電力小売事業者である地域新電力\*は、エネルギーの地産地消\*により電力を地域内で循環させる上で必要不可欠な存在です。地域新電力の存在により、エネルギー事業において様々な可能性が広がり、環境による様々な付加価値を最大限活用することができるこから、今後、地域新電力を活用した取組を進める必要があります。
- ⑧本市には、北東北の交流拠点や県都としての都市機能を有する市街地と、多種多様な自然環境を有し農林業の場となる中山間地域の両方が存在しています。それぞれの地域が特性に応じて、互いに補完し、支えあうことが自立分散型の社会を形成することにつながります。
- ⑨それぞれの取組を推進するためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場で、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を実践し、かつ、様々なパートナーシップのもと、お互いに連携と協力を図っていくことが重要です。

#### 3 めざす将来像を達成するための施策の構成

##### (1) 分野横断的施策の設定

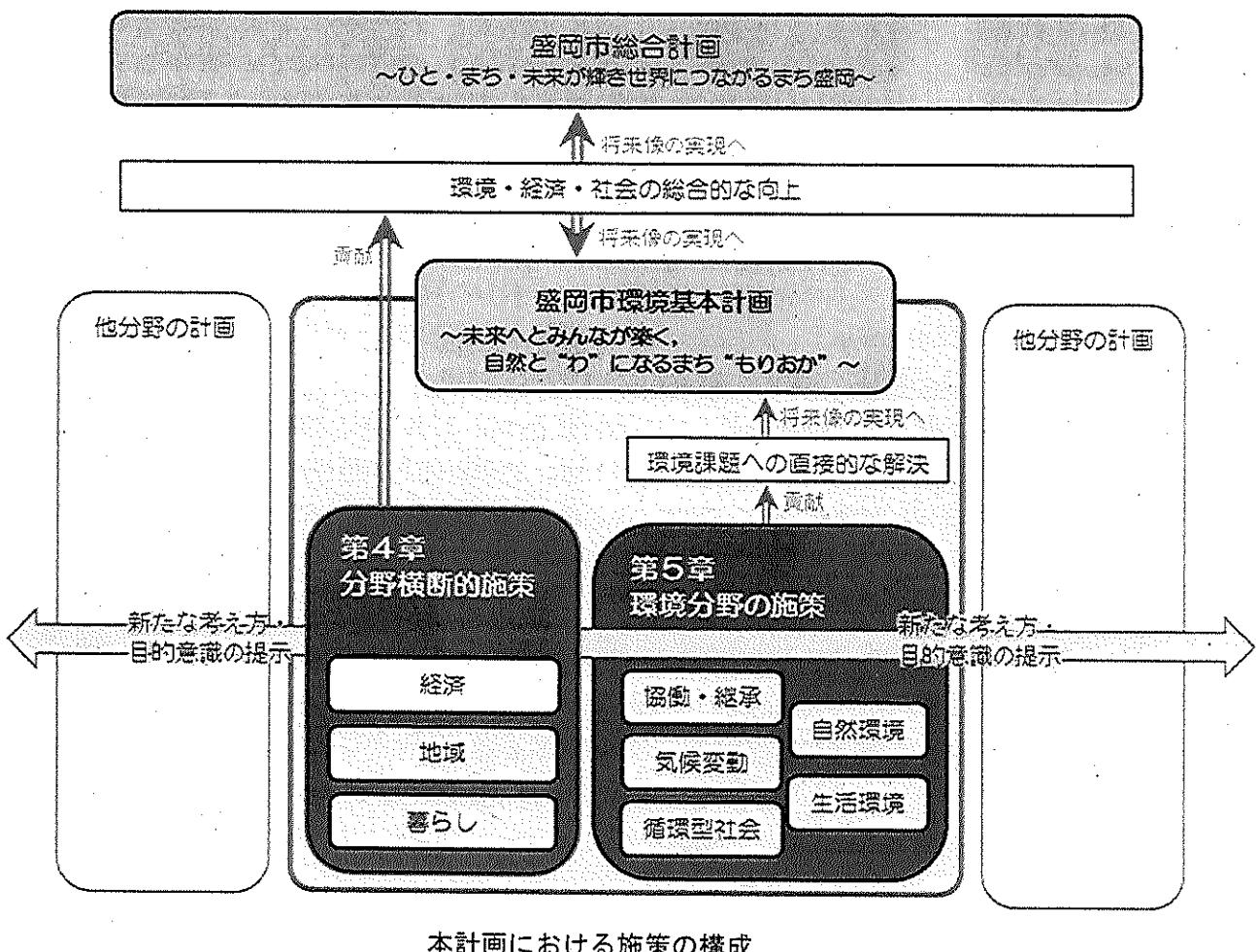
めざす将来像を実現するため、総合的かつ分野横断的な視点で重点的に取り組む施策を「経済」、「地域」、「暮らし」をキーワードとして設定しました。

分野横断的施策は、環境分野以外の様々な分野の施策も含まれており、事業を実施する上でのSDGsの考え方や新たな目的意識を提示するものであり、それによってそれぞれの分野における事業目的だけではなく、あらゆる分野への貢献を認識し、環境・経済・社会の総合的向上を目指して実施されるものです。

なお、それぞれの施策は、内容として重複する部分もありますが、1つの施策を実施することで複数の課題に貢献する施策を実施することにもつながり相乗効果が生じます。

##### (2) 環境分野の施策の展開

これまで実施してきた環境分野における施策については、環境課題に対する直接的な対策と分野横断的施策を支える施策として、継続して推進していく必要があります。環境分野ごとに基本方針を定め、施策の方向性を明確にし、分野ごとに施策を展開することとします。



## 第4章 分野横断的施策

## 1 経済

### 分野横断的施策1：経済 環境と経済の好循環

関連するSDGsのゴール



経済を犠牲にした環境への取組は、持続性がなく短期的なものとなりがちです。長期的な環境への取組を実現するためには、環境と経済が両立することが重要となります。

近年、ESG投資※拡大・普及が世界的に進んでおり、環境や社会、経済の課題解決を図ることは、持続可能なビジネスモデルを構築する上で重要であるという認識が浸透しつつあります。

本市においても経済面における環境への意識の高まりが見られ、事業所アンケートの結果からは、多くの事業者が環境対策への取組が経営面においても重要であるという認識を持っていことが分かります。

これらのことから、環境と経済が両立し、互いに好循環を生む経済システムの構築を目指します。

#### 【ロードマップ】

取組事項	年度		
	令和3(2021)	令和6(2024)	令和12(2030)
環境ビジネスの拡大	★廃棄物の排出を抑制する消費行動の検討・啓発の実施		★効果検証、手法見直し・改善・実施
	★グリーン購入の実施、環境配慮契約の取組検討・実施		
	★新たな環境ビジネスの率先的活用		
	★地域新電力の活用方法検討	★取組の実施	★効果検証、改善・取組の実施
新たな技術の活用	★新技術の情報収集・取組検討・実施		★新たな技術の情報収集・導入検討
	★水素利用の技術情報収集・取組検討		導入の実施・効果検証
エネルギーの収支改善	★徹底した省エネルギーの推進		★効果検証、さらなる活用の取組検討・実施
	★再生エネ活用の取組検討・実施		
	★エネルギーの地産地消の情報収集・手法検討	★取組の実施	★効果検証、改善、さらなる活用の取組検討・実施

## (1) 環境ビジネス※の拡大

地球規模での環境問題の解決に向けた取組等もあり、環境ビジネスの市場規模や雇用規模は継続して拡大基調にあります。経済活動においても、生産・消費・廃棄が一方通行だったものから、経済活動のあらゆる段階において、資源の効率的・循環的な利用が促進されています。このような潮流の中で、本市においても、環境ビジネスの拡大を図り、循環性の高い経済システムへの転換に貢献することが求められます。

### 環境ビジネスの拡大に関する施策

- ① 3Rの促進や資源の効率的な利用により、循環性の高い経済システムへの転換を促します。
- ② グリーン購入※や環境配慮契約を推進することにより、環境ビジネスにおける需要の拡大を図ります。
- ③ 「リース」や「シェアリング※」などは、製品の所有権を有する事業者にとって、長寿命化やリサイクルしやすい設計を行う意義が大きいことから、これらのビジネス形態を率先的に活用することにより、循環性の高い製品の流通を促します。
- ④ 地域新電力を活用することにより、エネルギーの地産地消や地域における環境ビジネスを活性化させ、地域経済に貢献します。

## (2) 新たな技術の活用

新たな技術は、様々な課題を解決へと導くことが期待されています。例えば、急速に発達しているA I※（人工知能）やI o T※（モノのインターネット）といったI C T※（情報通信技術）は、有効活用することにより、様々な知識や情報が共有され、新たな価値を生み出すことで様々な課題の克服につながり、少子高齢化・人口減少に伴う人手不足の克服にもつながることが期待されています。

経済的な視点から見ても、新たな技術を活用することは、生産性を向上させるだけでなく、先進的な事例としての付加価値や新たな事業の創出などが期待できるため、重要な取組です。

### 新たな技術の活用に関する施策

- ① I C T（情報通信技術）によるEMS※（エネルギー管理システム）等を活用することにより、施設や設備における低炭素化や省エネルギー、資源の効率性の向上を図ります。
- ② 電力を水素に変換して貯蔵（POWER-to-Gas※）する技術は、電力系統安定化への貢献や運輸部門の温室効果ガス排出削減、災害時も含めたエネルギーの安定供給等につながることが期待されていることから、技術開発・実証等の進行に合わせ、水素利用を検討していきます。

### (3) エネルギーの収支改善

本市における地域経済は、エネルギー代金が域外に流出する構造となっています。また、再生可能エネルギーによる発電設備の導入についても、県外からの投資により設置したものが多く、結果的に地域で循環するエネルギー代金が少なくなるといった課題が生じています。

これらの課題を解決するには、「エネルギー」は「資金」であるという認識のもと、それぞれの範囲に応じた取組を推進していく必要があります。例えば、個々の建物においては、徹底した省エネルギーの推進により、放出され無駄になるエネルギー（資金）を最小限に抑えることが重要です。地域という範囲においては、本市だけでエネルギーを賄うことは限界があることから、盛岡広域圏などの地域の中で資源を融通しながら、再生可能エネルギー資源を最大限に活用することや、エネルギーを効率的に利用することが求められます。そして、このような地域内でエネルギー（資金）が循環することは、新たなビジネスや雇用の創出に貢献するもので、地域経済の活性化につながります。

#### エネルギーの収支改善に関する施策

- ① 徹底した省エネルギーの推進により、気候変動対策だけではなく、支出の削減による生産性の向上や地域内におけるエネルギー消費の抑制に寄与します。
- ② 市内や周辺の自治体に豊富に存在する、木質バイオマス、廃棄物系バイオマス、地熱、風力、太陽光など、再生可能エネルギー資源を最大限に活用することにより、削減したエネルギー代金を地域内で循環させ、雇用の確保や所得の向上につなげます。
- ③ 地域資源により生み出した熱や電気のエネルギーを地域内で消費するエネルギーの地・産地消により、エネルギーの収支改善を効率的に進めます。

## 2 地域

### 分野横断的施策2：地域 魅力ある地域づくり

関連するSDGsのゴール



国の計画において示された「地域循環共生圏」では、地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されるとされています。

本市は、人々が長い年月をかけて築き上げてきた歴史や文化、美しいまち並み、水資源やバイオマス資源など、さまざまな魅力を備えています。それらの地域資源を活用しながら、魅力ある地域づくりに取り組むことにより、地域循環共生圏の創造につなげていく必要があります。

#### 【ロードマップ】

取組事項	年度		
	令和3(2021)	令和6(2024)	令和10(2030)
自然・歴史・快適な都市機能が調和したまちづくり	<p>★緑の保全と綠化の推進に係る取組 (盛岡市緑の基本計画と連携)</p> <p>★歴史的・文化的な遺産等の一体的な保全 (盛岡市景観計画等と連携)</p> <p>★コンパクトな市街地形成や交通網の充実に関する取組 (盛岡市都市計画マスタープラン等と連携)</p> <p>★地域公共交通網の形成に関する取組 (盛岡市総合交通計画等と連携)</p>		<p>★効果検証、連携する計画の見直しによる新たな施策の実施</p>
地域資源の最大限の活用		<p>★自然環境の保全に係る取組</p> <p>★歴史的・文化的な地域資源活用に関する取組検討・実施</p> <p>★新・湯治の取組検討、周知啓発</p> <p>★地域特産品のPR</p> <p>★ごみ焼却施設における余熱エネルギーの有効活用、新たな手法の検討</p> <p>★継続した木質バイオマスの活用、あらたな活用の仕組みづくり検討・活用実施</p>	<p>★効果検証、さらなる活用の取組検討・実施</p>

取組事項	年度		
	令和3(2021)	令和6(2024)	令和12(2030)
ネットワークづくり	★多様な主体との協働の実施、協働体制の構築 ★都市と農山村とのつながりの構築に関する取組検討・実施 ★都市間交流の推進と協働による取組の検討・実施		
災害リスクを考慮した地域づくり	★森林の適正な管理による取組実施（盛岡市森林整備計画と連携）	★効果検証、連携する計画の見直しによる新たな施策の実施	★効果検証、手法見直し・改善・実施
	★地域の分散型エネルギー取組検討・実施		★取組の実施、効果検証、手法見直し・改善・実施

### (1) 自然・歴史・快適な都市機能が調和したまちづくり

本市は、中心市街地から岩手山や姫神山などの山並みや丘陵地を望むことができ、北上川や零石川、中津川、築川等が交わり、水と緑がまち並みを構成する重要な要素になっています。本市のまちづくりは約400年前の盛岡城築城を契機に進められ、城を中心とした城下町の構造が継承されながら、明治以降も県都として発展してきた歴史を物語る歴史的建造物が点在し、歴史的・文化的資源は、まちへの親しみやほっこりを感じさせるものになっています。盛岡に残る自然環境、長い歴史の中で育まれてきた歴史的環境は、各分野の課題解決を進めていく上で最も基盤となる要素です。

また、機能的な都市の形成は、あらゆる環境に良い影響を与え、コンパクトな市街地の形成や交通網の充実などは、生活環境や地球環境にも影響を与えるものであり、環境施策の基盤となる取組と言えます。

#### 自然・歴史・快適な都市機能が調和したまちづくりに関する施策

- ① 水と緑によるうるおいのあるまちづくりを推進することにより、身近な緑と生物多様性の確保に貢献します。
- ② 歴史的・文化的遺産と豊かな緑を一体的に保全し、景観を守り続けることにより、うるおいや安らぎのある生活環境を保ちます。
- ③ コンパクトな市街地の形成と交通網の充実により、自家用車利用から徒歩や自転車、公共交通機関の利用への転換を促すことによって、人と環境にやさしい機能的なまちづくりを推進します。
- ④ 市街地や郊外部に拠点となる交通結節点を配置し、これらの結びつきを強化するとともに、中山間地などでは集落内や最寄りの拠点と連絡する地域のニーズに合った移動手段を確保するなど、地域公共交通網の形成により、誰もが移動しやすい交通環境の構築を目指します。

## (2) 地域資源の最大限の活用

本市は、多くの魅力ある地域資源を有しているものの、それを最大限活用できている状態とは言えません。

例えば、市内に点在する明治以降の近代化遺産を中心とした歴史的建造物は、これまで一部は観光文化施設として活用されてきましたが、地域づくりの資源としての認識が十分されていないものも多く存在します。これらの建造物について、保存や維持にのみ注力するのではなく、イベント会場や観光資源としての活用も推進することで、地域に新たな付加価値が生み出されます。

地域に眠る資源に気付き、活用することは、地域における環境・経済・社会の総合的向上に向けた取組の具体化の第一歩であり、これを持続することが魅力ある地域づくりにつながります。

### 地域資源の最大限の活用に関する施策

- ① 豊かな自然環境を保全することにより、生物多様性の確保や自然が織りなす美しい景観の形成に貢献します。
- ② 歴史的・文化的な地域資源を再認識し、イベントや観光資源としての活用を推進することにより、環境啓発の推進や地域資源の保全を図ります。
- ③ 現代のライフスタイルに合った温泉地の過ごし方である「新・湯治※」を推進することにより、温泉による健康増進効果だけではなく、温泉地周辺の多様な自然、歴史・文化、食などといった地域資源への理解の促進と温泉地の活性化に貢献します。
- ④ 盛岡りんごやもりおか短角牛など、魅力ある特産品をPRすることにより、地産地消と農業や食への関心を高めることで、食品ロスの削減を推進します。
- ⑤ 廃棄物を資源としてとらえ、その処理過程で得られるエネルギーを発電や余熱利用施設の熱源として有効に利活用することにより、エネルギー収支の改善や良好な生活環境の確保に貢献します。
- ⑥ 木質バイオマス資源を活用した地域づくりにより、林業や木材産業の活性化、森林の適正な管理が進むことによる二酸化炭素の吸収源の確保を図ります。

## (3) ネットワークづくり

地域における課題の解決には、担い手不足やノウハウの不足などの問題もあるため、自身の努力で課題を解決するといった行動のみでなく、地域住民等が共にアイデアを出し合い、支え合い、助け合うことが大切です。

多様な主体の協働（パートナーシップ※）は、SDGsの基本的な考え方である「5つのP※：People（人間）、Planet（地球）、Prosperity（繁栄）、Peace（平和）、Partnership（パートナーシップ）」の一つにも掲げられており、さまざまな取組を進める上で、今後さらに重要となります。

パートナーシップも含め、地域においてあらゆるネットワークが形成されているかどうかは、その地域の魅力に直結してくるものです。

### ネットワークづくりに関する施策

- ① 多様な主体の協働（パートナーシップ）により、環境を含め様々な事業の効率的な推進や担い手不足等の地域課題に貢献します。
- ② 食や観光などの地域資源を持続的に活用していくことにより、都市と農山村における自然的なつながり（自然の恵み）と経済的なつながり（資金・人材等）を構築します。
- ③ 都市間交流や市外における盛岡の魅力のPRなど、対外的なネットワークづくりを促進することにより、地域資源の活用や他都市との協働を推進します。

### (4) 災害リスクを考慮した地域づくり

平時から災害時まで一貫した安全を確保することは、健康で心豊かな暮らしの実現や魅力的な地域づくりにつながります。

例えば、適切な森林の整備は二酸化炭素の吸収源としての役割の機能の強化につながるとともに、土砂災害の防止や低減につながる取組です。また、地域ごとに自立した分散型エネルギー<sup>\*</sup>として再生可能エネルギーの導入を推進することは、災害時に必要なエネルギーを迅速に供給することにつながります。

### 災害リスクを考慮した地域づくりに関する施策

- ① 多様で健全な森林整備を推進することにより、自然環境が持つ環境保全機能を向上させ、災害の防止や低減を図ります。
- ② 平時から事故・災害時まで一貫した安全を確保するため、各地域において自立した分散型エネルギーの取組を推進します。

### 3 暮らし

## 分野横断的施策3：暮らし 持続可能な暮らしへの転換

関連するSDGsのゴール



地球規模での気候変動、環境破壊が進んでいる現状やエネルギー資源などは有限であるという事実から、このままでは、現在の暮らしを続けていくことができなくなるのではないかと危ぶまれています。持続可能な社会の実現には、私たちの暮らしが、安全・安心で良好な生活環境を保つことが前提となります。そして、私たちができることは、現状を正しく把握し、市民一人ひとりがこれまでの暮らしを見直し、自ら考え、できる範囲で環境に配慮した行動を取ることです。

これらのことから、ライフスタイルの転換と安全・安心な生活環境の保全により、持続可能な暮らしへの転換を目指します。

### 【ロードマップ】

取組事項	年度		
	令和3(2021)	令和6(2024)	令和12(2030)
ライフスタイルの転換	★食品ロス削減の取組検討・実施 ★歩行や自転車移動の推進（盛岡市総合交通計画と連携） ★気候変動適応策の検討・取組実施 ★ライフスタイルにあつた働き方の啓発・取組実施	★効果検証、手法見直し・改善・実施 ★効果検証、連携する計画の見直しによる新たな施策の実施 ★効果検証、手法見直し・改善・実施	
環境啓発の推進	★環境啓発内容の検討・実施 ★ESDの実施・普及促進の検討 ★自然に関する環境啓発の検討・実施		★効果検証、手法見直し・改善・実施
暮らしの基盤となる生活環境の保全	★環境モニタリングの実施、情報の発信 ★感染拡大防止の取組検討・実施 ★プラスチック等の廃棄物の発生抑制・適正処理の取組実施		★効果検証、手法見直し・改善・実施 ★効果検証、手法見直し・改善・実施

### (1) ライフスタイルの転換

持続可能な暮らしへの転換には、私たちの行動がどのような影響を与えるのかを理解し、その上で、ライフスタイルを見直していく必要があります。

例えば、本来食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食品ロスの問題は、食料の多くを海外からの輸入に依存しているわが国においては、多額の輸送費用が発生し、さらには廃棄処分による費用や環境負荷も生じます。そのことを理解し、食品ロスを削減させる行動を促進する必要があります。

私たちのライフスタイルは、環境問題だけではなく、健康増進など様々なものに影響を与えることから、あらゆる課題の解決に結びつくライフスタイルへと転換することが必要となります。

#### ライフスタイルの転換に関する施策

- ① 一人ひとりの「もったいない」意識の醸成を図り、多様な立場から食品ロスの削減に取り組める環境づくりを進めます。
- ② 徒歩や自転車移動を推進することにより、健康増進や温室効果ガスの削減、自動車騒音などの環境負荷の低減に貢献します。
- ③ 熱中症対策や感染症対策、災害への備えなど、気候変動に適応した生活への転換を図ります。
- ④ テレワーク※などのライフスタイルにあった働き方を推進することにより、仕事と育児・介護との両立がしやすい環境をつくるだけではなく、通勤に伴う二酸化炭素排出量の削減や通勤時間の削減による生産性の向上、感染症拡大の防止に貢献します。

### (2) 環境啓発の推進

私たちの暮らしを持続可能なものへと転換していくには、私たちの行動が価格の安さや利便性の高さのみを追求するのではなく、その背後にある社会的な費用や環境への負荷にも意識を向けることが必要です。そのためには、環境啓発を推進することにより、正しい知識と新たな「気付き」を与えることが重要となります。

#### 環境啓発の推進に関する施策

- ① 環境啓発の推進により、ライフスタイルを見直すきっかけづくりと環境への意識の高まりを促します。
- ② ESD※（持続可能な開発のための教育）により、人々の暮らしの転換を図り、持続可能な地域づくりを担う「人づくり」に貢献します。
- ③ エコツーリズム※等の自然に関する環境啓発を実施することにより、都市と農山村とのネットワークの形成に貢献します。

---

### (3) 著らしの基盤となる生活環境の保全

自動車交通や事業活動、日常生活による環境への負荷は、大気汚染、土壤汚染、騒音、振動など様々な環境の変化をもたらし、私たちの生活に影響を及ぼしています。健康で安全な生活を営んでいくためには、大気や水など私たちを取り巻く環境が良好な状態にあることが前提となります。また、私たちの生活は、様々な環境リスクを抱えており、環境汚染や感染症の流行などが与える経済活動等への影響は計り知れず、このようなことからも、生活環境の保全は重要な取組と言えます。

#### 暮らしの基盤となる生活環境の保全に関する施策

- ① 大気や水など私たちを取り巻く環境が良好な状態に保たれているか現状を把握し、情報共有することにより、安全・安心な生活環境を保全します。
- ② 感染症の流行は、暮らしの基盤を揺るがすほどの影響を生じることもあることから、日常における手洗いや換気等の感染拡大防止につながる衛生的な取組を推進します。
- ③ 海洋プラスチックごみ問題は、陸域のプラスチックごみが河川等を経由して海域に流出することによっても発生しており、海に面していない本市においても課題であることから、プラスチック等の廃棄物の発生抑制、適正処理に努めます。



## 第5章 環境分野の施策

○施策の体系図



## 1 協働・継承

**基本方針 1** 各主体が協働しながら、持続可能な社会を形成し、継承するまちづくり

関連するSDGsのゴール



本市では、これまで市民や事業者などと協働しながら、生活環境や自然環境の保全、循環型社会の構築、気候変動対策など、多岐にわたる施策に取り組んできました。その結果、市域の環境はおおむね良好な状況で保全されていると言えます。

一方、人口減少や人口構造の変化が一因となって環境活動の担い手の減少などを招き、環境保全活動を担う人手の不足や、環境保全に対する活力が低下することが懸念されています。

このような中、私たちが、この豊かで良好な地域環境を将来にわたって守り、育み、将来世代へと継承していくためには、活動に関わる各主体の協働が不可欠です。また、将来にわたり環境保全活動等を担う人材を育てていく上で、将来を担う子どもたちへの環境教育・環境学習を推進することが必要です。

### 【総合的な指標】

指標	単位	令和元年度 (2019年度) 実績	令和12年度 (2030年度) 目標値	目指す方向
市立学校や市立社会教育施設で行われる環境啓発事業等への参加者数 (生活環境の保全)	人	* 36,000	36,000	➡
市立学校や市立社会教育施設で行われる環境啓発事業等への参加者数 (自然体験、自然との共生)	人	* 220,000	220,000	➡
市立学校や市立社会教育施設で行われる環境啓発事業等への参加者数 (地球環境への貢献)	人	* 37,000	37,000	➡

\* 平成 27 年度（2015 年度）～令和元年度（2019 年度）の実績値平均（千人未満切上げ）

### 【管理指標】

指標	単位	令和元年度 (2019年度) 実績	令和12年度 (2030年度) 目標値	目指す方向
環境学習講座の参加者数	人	* 400	500	↑
盛岡市子どもエコチャレンジの参加者数【累計】	人	14,918	33,000	↑

\* 平成 27 年度（2015 年度）～令和元年度（2019 年度）の実績値平均（百人未満切上げ）

### (1) 各主体との協働の推進

本計画の上位計画である盛岡市総合計画の基本構想において、まちづくりを考える上で重視する視点として、「共につくるまち」があります。環境保全活動といった環境に関わる活動についても、良好な環境を維持・向上させていくためには、市民、町内会・自治会、教育機関、NPO、事業者、市など多様な主体がそれぞれの分野で活動の成果をあげていくとともに、それぞれの特徴を生かし、連携しながら協力し合う、協働による取組が重要です。

- ① 情報や器材の提供や交流を通じて、環境に関するボランティア活動やNPO活動を支援するとともに、協力と連携を促進します。
- ② 農林業イベントの開催、市民農園や農産物などの産直施設の整備などにより、農林業の重要性の啓発や、人的交流の促進を図ります。
- ③ 環境に関わる人材の育成を進めるため、教育機関・NPO・事業者・市などの連携を進めます。
- ④ 環境啓発イベントや環境学習の場を通じて、市民・教育機関・NPO・事業者・市などが多いの環境に関わる活動や課題を学びあうなど、情報や人的交流の促進を図ります。

### (2) 環境保全活動を担う人材の育成

人の考え方や行動が環境に大きな影響を与えることから、将来にわたって良好な環境を守り継承していくためには、子どもから大人までを含めたあらゆる世代の市民が環境に対する正しい理解と知識を持ち、自ら考え、適切な行動を取ることが重要です。そのためには、環境教育・環境学習により、各主体の環境保全意識を高め、環境施策を推進する土台づくりが必要となります。

また、環境教育・環境学習の推進とともに、市民、町内会・自治会、教育機関、NPO、事業者、市などの各種団体が協力・連携しながら、環境保全活動に取り組んでいくための仕組みづくりを進め、情報の共有や人材の交流を図るなど、環境保全活動を担う人材の育成とともに、良好な環境が継承できる環境づくりも重要となります。

#### ア 環境教育・環境学習の推進

- ① 環境体験学習施設など環境学習拠点の整備を図ります。
- ② 環境教育副読本を発行するなど、小中学校での環境教育への支援を進めます。
- ③ 自然観察会、水生生物調査、星空観察会、こどもエコクラブ※活動などの体験型環境学習を進めます。
- ④ 公民館などの環境講座の開催により環境学習に接する機会の提供に努めます。
- ⑤ 環境教育・環境学習プログラム、環境人材育成の研究・開発を進め、子どもや大人などそれぞれの状況に応じた環境教育を推進します。

## イ 環境情報の収集・提供

- ① 二酸化炭素排出量等の見える化による取組意欲の向上のため、電気やガス等のエネルギー使用量から二酸化炭素排出量が計算できる環境家計簿等の活用に向けた情報発信を行います。
- ② 年次報告書や環境情報誌を定期的に発行するほか、市のホームページで環境の状況に関する情報や、環境イベント等への参加呼びかけなど、環境情報を提供します。
- ③ 県の環境学習交流センターと連携して環境情報の発信などを行います。

## (3) 環境に配慮した行動の促進

持続可能な社会を実現するためには、市民一人ひとりが、環境問題について正しく理解し、日常生活や事業活動において、これまでの暮らしを見直し、環境のために何ができるか、何をすべきかを考え、実行することが必要です。各主体と協働しながら、環境保全活動等の普及・啓発に努め、環境に配慮した行動を促進します。

- ① 市が率先して環境マネジメントシステム\*に取り組むとともに、事業者に対して環境マネジメントシステムの普及を促進します。
- ② エコマーク商品\*など環境保全型商品の利用促進など、環境に配慮した生活を送る消費者（グリーンコンシューマー\*）を増やすための啓発を進めます。
- ③ 低農薬・有機農産物、農地の存続や流通段階のエネルギー消費の削減に寄与する地場産品の普及に向けた啓発を進めます。
- ④ 環境に配慮した暮らしや活動について情報の提供を進めるとともに、市民参加による実践活動の推進を図ります。
- ⑤ ESD（持続可能な開発（発展）のための教育）の考え方を普及させるとともに、環境に配慮した暮らしや行動を促進します。
- ⑥ 家畜排せつ物等の有効利用による堆肥等の施用や化学肥料・農薬の使用の低減を図り、環境保全型農業、簡易包装の推進など、事業者の環境に配慮した活動を促進するための啓発を進めます。
- ⑦ 市産材の安定した供給や木材利用を推進するため、市民と事業者のネットワークの整備を図ります。

## 2 気候変動

### 基本方針2 気候変動対策を推進しながら形成する、 低炭素型のまちづくり

関連するSDGsのゴール



私たちの便利で快適な生活や事業活動を支えているエネルギーの多くは、石油、石炭などの化石燃料を原料としています。これを消費することによって排出される二酸化炭素は、気候変動に密接に関係しており、その影響が気温の上昇や短時間強雨の発生などの私たちの生活に現れてきています。

これらのことから、温室効果ガス排出量を削減できる再生可能エネルギーへ省エネルギーへの取組を進めるとともに、低炭素型のまちづくりの推進や二酸化炭素を吸収する機能のある森林の保全に努めています。

また、様々な環境への負荷の低減を図ったとしても避けられないと予測される影響に対して、適応するための取組も進めます。

#### 【総合的な指標】

指標	単位	平成28年度 (2016年度) 実績	令和12年度 (2030年度) 目標値	目指す方向
温室効果ガスの総排出量	千t-CO <sub>2</sub>	2,443	1,702	↓

#### 【管理指標】

指標	単位	令和元年度 (2019年度) 実績	令和12年度 (2030年度) 目標値	目指す方向
市の公共施設の木質バイオマス機器による二酸化炭素排出の削減量	t-CO <sub>2</sub>	251	650	↑
通勤時における自動車の交通利用分担率	%	67.4	53.0 令和6(2024)年度	↓
施業が行われた民有林の面積	ha	762	997	↑

### (1) 再生可能エネルギー等の普及促進

本市には、木質バイオマス、地熱、風力、太陽光など、再生可能エネルギー資源が豊富にあります。温室効果ガス排出量を削減していくためには、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーを積極的に導入していくことが重要であることから、周辺環境に配慮しながら地域の自然的特性を活用した再生可能エネルギーの導入・利用を促進していきます。

- ① チップボイラー※、新ストーブなどの導入を推進し、木質バイオマスの利用を進めます。
- ② 地中熱利用をはじめとする再生可能エネルギー設備の公共施設での導入を検討します。
- ③ 再生可能エネルギーの最新技術の動向などの情報を提供し、普及に努めます。
- ④ 再生可能エネルギーの導入や設備の設置を推進するための具体策について検討します。
- ⑤ 自然環境や景観などにも配慮した適切な再生可能エネルギー設備の設置を促します。
- ⑥ 水素エネルギーに関する情報を収集し、具体的な利活用方法について検討します。

### (2) エネルギーの効率的な利用の促進

温室効果ガスの排出を削減するためには、エネルギー使用機器を最新のものに更新する、あるいは再生可能エネルギー設備を導入して既存エネルギーの代替を進めることやエネルギー・マネジメントシステムの導入などにより使用するエネルギーの最適化を図るなどハード面での取組が効果的です。また、温室効果ガスの排出量を抜本的に削減していくためには、市民一人ひとりがライフスタイルにおいて省エネ意識を持ち、低炭素化していくことが重要です。

- ① ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）について情報を提供し、普及に努めます。
- ② 公共施設では高断熱・高気密で自然採光や通風に配慮した建築物の導入を図るとともに、高効率照明器具※やエネルギー・マネジメントシステムの導入を進めるなど、省エネルギー化を推進します。
- ③ 公共施設の省エネルギー化に当たっては、リース事業やESCO事業※などを活用することによって、効率的に推進します。
- ④ 節電や冷暖房の設定温度の適正化など省エネルギー型の生活の工夫について、情報を提供するとともに、意識の改革を促します。
- ⑤ バスなどの公共交通や一般車両において、環境負荷の少ない自動車を普及するために、電気自動車等の低燃費車や低公害車※の情報を提供します。
- ⑥ アイドリングストップ※運動やエコドライブ※の促進など自動車の適正運転の普及に努めます。
- ⑦ 地域資源を活用したエネルギーの消費や地域新電力の活用により、エネルギーの地産地消を推進します。
- ⑧ 二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減のため、交通面なども含め、資源・エネルギーの有効利用を進め、今までの生活様式の見直しについて意識の改革を促します。

### (3) 低炭素型のまちづくりの推進

低炭素型のまちづくりを実現していくためには、都市機能を適正に集約化することや公共交通機関の充実・強化等を図り、都市活動でのエネルギー利用の効率性を高めるとともに、エネルギー消費を抑制することが重要です。公共交通機関の利用促進を図りつつ、交通流の円滑化に努め、低炭素型のまちづくりを推進します。

- ① 都市機能の集約や再開発事業等による高密度で複合的な土地利用の推進により、都市活動でのエネルギーの効率的な利用を図ります。
- ② 主要な地域と中心市街地を結ぶ利用しやすい公共交通軸の充実・強化を図り、自家用車利用から公共交通機関の利用への転換を促進します。
- ③ 中心市街地における歩道や自転車走行空間を拡充し、徒歩や自転車での回遊性の向上を図ります。
- ④ 自転車利用の多い路線における自転車走行空間の確保や、自転車駐輪場の整備等により、自転車利用環境を改善し、自転車の利用促進を図ります。
- ⑤ ユニバーサルデザイン※による誰もが利用できる安全で快適な歩行者空間の整備を図ります。
- ⑥ ノーマイカーデーの設定や時差出勤の実施などを進め、交通渋滞の緩和を図り、交通流の円滑化に努めます。
- ⑦ 幹線道路や橋梁の整備、交差点改良、踏切拡幅、道路と鉄道との立体交差など、基盤整備を進め、交通流の円滑化に努めます。
- ⑧ 違法駐車の防止の指導や啓発を図り、交通流の円滑化に努めます。
- ⑨ 温室効果ガスであるフロン※などの回収・破壊を進めます。
- ⑩ ウォーカブル推進都市※として、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成します。

### (4) 二酸化炭素吸収源の確保

本市は、市域面積の約73%を森林が占めているなど、多くの緑がある地域特性を有しています。適切な森林管理を行い森林環境の保全や再生を図り、森林における二酸化炭素の吸収を最大限に促す施策を展開していきます。

- ① 森林等の緑の保全により、二酸化炭素吸収源の確保に関する対策を進めます。
- ② 森林の持つ二酸化炭素の吸収機能※を高度に發揮させるため、間伐等の保育作業や適時の伐採・再造林等により森林の健全化を図ります。
- ③ 公共施設の改築や新築に当たっては、盛岡市木材利用推進方針※に基づき可能な限り木材を利用し、二酸化炭素の固定化に努めます。

## (5) 気候変動への適応

温室効果ガスの排出を抑制する取組（緩和策）が世界的に進められてきましたが、最大限の取組が行われたとしても、当面は気候変動の影響が平均気温上昇や局地的な大雨の発生による水害や土砂災害、熱中症や動物が媒介する感染症の拡大といった健康被害、農作物への影響等、さまざま影響が生じている、もしくは今後生じると予測されています。

これまでの温室効果ガスの排出を抑制するための取組（緩和策）に加え、気候変動による影響を回避・低減するための取組（適応策）を進めていきます。

- ① 気候変動の影響による被害を最小限とするため、地域の防災・減災力の強化など、各分野における気候変動適応に関する施策を推進します。
- ② 気候変動の影響について、研究事例等の情報収集や水質のモニタリング等により把握に努めるとともに、影響の回避・低減のための取組について情報提供を行います。
- ③ 暑熱※による生活への影響を軽減する熱中症予防について、市民へ情報提供を行います。
- ④ 感染症に関する情報を市のホームページ等に掲載し、感染症の発生予防及びまん延の防止に努めます。

### 3 循環型社会

#### 基本方針3 廃棄物の発生を抑制しながら、 資源を循環利用する社会の形成

関連するSDGsのゴール



過去において行われてきた資源の大量消費・大量廃棄型の生活は、自然の循環をさえぎり、資源の枯渇や廃棄物問題などを引き起こすものでした。資源の循環的な利用などが進むことによって環境へ与える負荷は減少しつつありますが、現在においても食品ロスなどが問題になっています。循環型社会の形成のため、無駄なく資源を使う観点から、これまで以上に、廃棄物の発生抑制を行いながら、廃棄物ととらえられてきたものをできる限り資源として循環利用する取組や不法投棄等の防止をさらに推進していきます。

##### 【総合的な指標】

指標	単位	令和元年度 (2019年度) 実績	令和8年度 (2026年度) 目標値	目指す方向
ごみ総排出量	t	108,210	102,369	↓

##### 【管理指標】

指標	単位	令和元年度 (2019年度) 実績	令和8年度 (2026年度) 目標値	目指す方向
家庭ごみ（資源を除く）の 1人1日当たりの排出量	g	480	448	↓
事業系一般廃棄物の年間排出量	t	41,445	38,708	↓
資源率((行政回収資源量+資源集団 回収量)/家庭ごみ総排出量)	%	23.1	28.1	↑

## (1) 3 R<sup>\*</sup>の推進

環境に与える負荷を少なくするため、ごみの減量、資源の循環的な利用などを進める必要があります。ごみの分別を徹底し資源化を進めるとともに、発生を抑制するための仕組みづくりを進め、製品の再利用や再生品の利用の拡大のための啓発活動を進めます。

### ア 家庭ごみの減量

- ① フードバンクポスト<sup>\*</sup>活用、フードドライブ<sup>\*</sup>の実施を通じて未利用食品廃棄物の削減及び活用に努めます。
- ② 各家庭でできる生ごみの減量方法を紹介するほか、生ごみの資源化方法について調査・研究を進めます。
- ③ 小売業者や市民団体と連携し、プラスチックごみの減量を目指したライフスタイルを提案します。
- ④ 地域の特徴に沿った啓発と実践行動の促進に取り組み、一人ひとりのごみの減量と資源再利用の意識醸成を図ります。
- ⑤ 資源集団回収の促進等、資源やごみを起点に地域コミュニティの活性化につなげます。
- ⑥ 地域において資源を保管するための施設(ストックヤード)の設置等について支援します。

### イ 事業系ごみの減量

- ① 飲食店等と連携して、事業系食品ロスの削減を図ります。
- ② 業種や事業規模に応じた排出傾向を把握し、効果的な指導助言を展開します。
- ③ 事業者に対して紙類や缶、びん、ペットボトルなどの資源化を働きかけます。

## (2) 廃棄物の適正処理の推進

減量・資源化の取組を推進するとともに、廃棄物については、生活環境の保全や公衆衛生の向上のためにも適正に処理する必要があります。

盛岡広域圏の構成市町及び関係一部事務組合とも相互に連携しながら、廃棄物の適正処理を推進します。

### ア ごみの処理

- ① ごみの処理に当たっては、処理施設からの排ガスの性状や放流水の水質に係る検査を徹底するなど、公害の防止に努め、周辺環境の保全に配慮しながら適正処理を進めます。
- ② 自動車タイヤなど適正処理が困難な一般廃棄物について、市民及び事業者との協力体制を構築するなどして適正処理の確保に努めます。
- ③ 産業廃棄物の適正処理が推進されるよう指導するとともに、関連情報を幅広く収集し、ニーズに沿った的確な情報を事業者へ提供します。

### イ し尿の処理

- ① し尿・浄化槽汚泥については、関係一部事務組合との連携を図りながら、適正処理を進めます。

### (3) 不法投棄の防止

近年、市内における不法投棄は減少傾向にあります。引き続き、市民や事業者への啓発や定期的な監視パトロールを継続し、不法投棄の防止に努めます。

- ① 不法投棄を防止するため、パトロールを継続するとともに、看板の設置などによる啓発を進めます。
- ② 民間団体による自主的な環境美化活動への支援を進めます。
- ③ 公共の場所などの清潔の保持など、市民の環境美化意識を高揚させるための啓発を行い、全市的な環境美化活動の実施と定着を図ります。
- ④ たばこの吸い殻などのごみのポイ捨て防止のために、歩道に表示を行うなど、マナー向上の啓発に努めます。
- ⑤ ごみ集積場所の適正な管理に努めます。
- ⑥ 河川等を経て海へ流出するごみを抑制するため、河川の清掃活動を促進します。

## 4 自然環境

### 基本方針 4 生物多様性を確保しながら人と自然が共生できる社会の形成

関連するSDGsのゴール



本市には多様な自然環境が存在し、その中で多くの生物がいのちをはぐくんでいます。生物の多様性がどれくらい確保されるかは、生態系の豊かさを示す尺度であり、生態系を構成している生物が多様であるほど、その生態系は安定しているといわれています。生物多様性を確保しながら、人間と自然が共生できる社会を目指します。

#### 【総合的な指標】

指標	単位	令和元年度 (2019年度) 実績	令和12年度 (2030年度) 目標値	目指す方向
まちづくり評価アンケート調査で「自然が守られていると思う」と答えた市民の割合	%	80.4	86.0	↗
まちづくり評価アンケート調査で「公園や街路樹などのまちの中の緑が多いと思う」と答えた市民の割合	%	77.2	80.0	↗

#### 【管理指標】

指標	単位	令和元年度 (2019年度) 実績	令和12年度 (2030年度) 目標値	目指す方向
市域における森林区域の割合	%	73.2	73.2	➡
市域における農用地区域の割合	%	8.5	8.5	➡

#### (1) 森林・農地・水辺の保全

森林や農地は生産活動の場であるとともに、多くの生物の生息・生育場所であるほか、二酸化炭素の吸収、水源かん養※、保水機能などの多くの環境保全機能を有している貴重な財産です。このことから、土地利用の適正化や森林の適正管理を進めるなど森林の保全を図るとともに、農業経営の安定化や環境に配慮した水利施設の整備に努めるなど農地の保全を図ります。また、健全な河川生態の維持・回復を進め、緑の創出に努めるなど水辺の保全を図ります。

### ア 森林の保全

- ① 土地利用計画に基づく土地利用の適正化を進め、森林の保全を図ります。
- ② 水源かん養機能など森林が有する多様な公益的機能を恒久的に發揮させるため、複層林施業※や長伐期施業※の導入など、生育状況や森林の保全に配慮した林業生産活動の促進を図ります。
- ③ 森林を適切に保全するため、市産材利用を促進します。
- ④ 森林巡視により、病虫害や森林火災など森林被害の防止に努めます。
- ⑤ 林内作業道等、林業生産基盤の整備を支援し、森林資源の循環を図ります。
- ⑥ 森林の持つ保水能力の維持・向上のため、森林の適切な維持管理に努めます。
- ⑦ 水道水源の保全を目的とする各種施策を推進します。

### イ 農地の保全

- ① 土地利用の適正化により、集団的優良農地を確保します。
- ② 土地の利用集積を進めることによって農業経営安定化を図るとともに、農地の有効活用を進めます。
- ③ 家畜排せつ物等の有効利用による、堆肥等の施用や化学肥料・農薬の使用の低減を図り、生態系や自然環境に配慮した環境保全型農業経営を推進します。
- ④ 農地の適切な維持管理などにより、荒廃農地の発生防止に努めます。
- ⑤ 農用地内の用排水路などの水利施設の整備に当たっては、環境に配慮するよう努めます。

### ウ 水辺の保全

- ① 河川や湖沼周辺の自然を保護する意識の高揚を図ります。
- ② 多様な生物が生育できる水辺づくりや水質浄化機能の向上を図るため、河川や水路の整備に当たっては、多自然工法※など、環境に配慮した工法を採用します。

#### (2) 野生動植物の生息・生活環境の保全と人との共生

多様な生態系が維持されるためには、森林、農地、水辺など野生動植物の生息・生育環境が良好な状態で維持されるとともに、その連続性を確保する必要があります。

希少野生動植物の保護や市街地における緑化の推進を図る一方、既存の生態系を破壊する外来種※や農作物被害などをもたらす有害鳥獣に対しては被害防止のため計画的な対応を行っていく必要があります。

「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画」に基づき、生物多様性を確保し、野生動植物と人とが共生する社会をめざし、自然環境の保全に努めます。

- 
- ① 希少野生動植物の保護を図るため、関係機関と連携し、生息・生育環境の保全・再生を進めるとともに、開発事業者に対し、自然環境への配慮に関する指導を行います。
  - ② 既存生態系の維持を図るため、外来種による被害対策を推進します。
  - ③ 野生鳥獣と人が共存するための施策を推進し、農作物や生活環境への被害を防止するなど、野生鳥獣との適切な関係の構築に努めます。
  - ④ 鳥獣保護区等の設定については、関係機関と連携して適切に設定します。
  - ⑤ 動植物の生息状況などの調査を継続的に実施し、野生動植物の把握や保護に努めるとともに、野生動植物の保護に関する啓発を行います。
  - ⑥ 動植物の生息・生育環境が孤立しないよう、水と緑のうるおいのあるまちづくりを推進します。
  - ⑦ 渡り鳥が活動する河川、湖沼、水田などの保全に努めます。
  - ⑧ 開発行為等に当たっての自然環境への配慮の促進を図ります。
  - ⑨ 河川や水路の整備に当たっては、多自然工法など水辺の環境の保全や緑の創出に配慮した工法を採用します。
  - ⑩ 環境保護地区などの新たな指定や拡大について検討するとともに、その維持管理の支援を行います。
  - ⑪ 動植物の生息状況などの調査を継続的に実施し、生息・生育環境の状態の把握に努めます。

### (3) 緑や自然とのふれあいの促進

市街地における緑を保全し緑化の推進を図るため、「盛岡市緑の基本計画※」に基づき公園の緑地の保全や整備を進めるほか、緑や自然とのふれあいを促進するため、エコアス広場や近郊自然歩道、森林公園の維持管理に努めるなど、自然を体験できる場の保全・創出を推進します。

#### ア 緑の保全と緑化の推進

- ① 「盛岡市緑の基本計画」に位置付けられている施策を推進し、緑の保全と緑化の推進を図ります。
- ② 風致地区※などの指定により、良好な緑の保全に努めます。
- ③ 緑地協定の締結を促進し、緑豊かな住宅地の形成に努めます。
- ④ 自治会等へ花苗を支給し、公園等の緑化美化を進めます。
- ⑤ 街路樹や緑地帯等の適切な管理、更新に努めます。

#### イ 身近な自然とのふれあいの促進

- ① 森林公園や自然観察林などの野外レクリエーション施設や自然散策路など緑や生き物とのふれあいの場の創出・整備に努めます。
- ② 河川やダム湖周辺などの親水空間の創出・整備に努めます。
- ③ 自然とのふれあいの場として、また農作業の体験の身近な場として市民農園や学校農園の開設を支援します。

## 5 生活環境

**基本方針 5 健康で安全かつ快適な生活を営むことができる  
良好な環境の確保**

関連するSDGsのゴール



環境施策において、私たちを取り巻く環境を良好な状態に保つことは、最も基本となるものです。水や大気が安全であるとともに、盛岡らしさを醸し出す美しい景観のまち並みや眺望、歴史的・文化的遺産が守られることで、健康で安全かつ快適な生活を営むことができます。

## 【総合的な指標】

指標	単位	令和元年度 (2019年度) 実績	令和12年度 (2030年度) 目標値	目指す方向
まちづくり評価アンケート調査で 「清潔で衛生的、公害がないといった点で、きれいなまちだと思う」と 答えた市民の割合	%	78.5	80.0	↗

## 【管理指標】

指標	単位	令和元年度 (2019年度) 実績	令和12年度 (2030年度) 目標値	目指す方向
大気の環境基準適合率 (適合地点数/測定地点数)	%	97.6	100.0	↗
水質の環境基準適合率 (適合地点数/測定地点数)	%	94.3	100.0	↗
騒音の環境基準適合率 (適合地点数/測定地点数)	%	89.0	100.0	↗
生活環境に関する苦情件数	件	57	45	↘
景観計画の基準に適合した建築行為等の割合 (基準に適合した建築行為等の件数/届出件数)	%	100.0	100.0	➡

## (1) 安全・安心な生活環境の保全

人間の日常生活や事業活動、自動車交通に起因する環境負荷には、排出ガスを原因とする大気汚染、事業場からの騒音・振動や悪臭、河川などへの排水や地下水の汚染による水質汚濁などのほか、排出される二酸化炭素による気候変動への影響などがあります。私たちが安全・安心な生活を営んでいくためには、私たちを取り巻くこのような環境が良好でなければなりません。

### ア 環境負荷に関する総合的な対策の推進

- ① 協定などにより事業場の公害防止を図ります。
- ② 苦情が寄せられた事業場に対しては、公害防止設備の設置等の指導に努めます。

### イ 大気汚染、有害物質などの対策の推進

- ① 大気汚染防止法、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づき、事業場からのばい煙※の発生抑制などの指導に努めます。
- ② ダイオキシン類※対策特別措置法に基づき、焼却炉などから発生するダイオキシン類の排出抑制のため監視や指導に努めます。
- ③ アスペスト※の適正処理に関する啓発を進めます。
- ④ 市域の空間放射線量の測定については、定点 14 カ所の測定を実施するほか、簡易型放射線測定器の貸出しを継続し、市域の放射線の状況を監視するとともに、「広報もりおか」や市のホームページを通じて放射能関連情報を分かりやすく提供し、市民の不安解消に努めます。
- ⑤ 大気環境について監視を継続し、測定データを、市のホームページなどで公表します。
- ⑥ 酸性雪調査などの継続的測定を実施します。

### ウ 水質、土壤汚染の対策の推進

- ① 土壤汚染対策法、水質汚濁防止法、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づき、土壤汚染の調査・対策等の指導、汚染情報の管理を行います。
- ② 水質汚濁防止法、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づき、排水の適正管理の指導に努めます。
- ③ 水質汚濁防止法に基づき、地下水質の汚濁防止の指導を進めるほか、地下水の水質の監視を行います。
- ④ 水質汚濁や土壤汚染が発生しないよう、有害物質を使用している事業場に対する監視を行います。
- ⑤ 河川や土壤等の有害物質について、適正な監視箇所、測定項目による監視を行います。
- ⑥ 水質の状況について県と連携し、監視箇所や監視項目の充実を図ります。
- ⑦ 畜産業者に対して堆肥からの地下浸透の防止の指導を進めます。
- ⑧ 河川への油流出事故などの未然防止について啓発を進めます。
- ⑨ 洗剤の適正使用など生活排水対策の普及・啓発を進めます。
- ⑩ 汚水処理施設の整備を進めます。
- ⑪ 低毒性農薬の使用や農薬使用量の削減など農薬や化学肥料の適正使用の啓発に努めます。

### エ 騒音・振動・悪臭への対策

- ① 騒音規制法、振動規制法、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づき、事業場、建設作業などにおける騒音・振動の防止の指導に努めます。
- ② 幹線道路沿道において、緩衝帯としての機能を担うような土地利用の誘導を図るなど、後背地の居住環境の保全に努めます。
- ③ 街路樹、緩衝緑地など騒音・振動などを低減させるための施設整備に努めます。
- ④ 低騒音舗装など道路構造の改良に努めます。
- ⑤ 騒音・振動について監視を継続します。
- ⑥ 悪臭防止法に基づき、事業場からの悪臭の防止について、指導に努めます。
- ⑦ 日常生活における騒音や悪臭の防止など、近隣型公害<sup>\*</sup>に対する意識の啓発に努めます。

### オ その他の公害への対策

- ① 曜照阻害、電波障害などの未然防止を図るため、中高層建築物などの建築における事前指導を行います。
- ② 光害、電磁波に関する情報を収集するとともに、自然環境や生活環境への影響を最小限にするように適切に対応します。
- ③ 人工的な強い香りが原因となる香害について啓発を進めます。

### (2) 魅力的な景観の保全・形成

山並みの眺望、田園風景や歴史を感じさせるまち並みなど、良好な景観を構成する要素を生かしながら、「盛岡市景観計画<sup>\*</sup>」の景観形成指針及び景観地区の認定基準に則し、建築物等の良好な景観形成を促進するほか、自然環境と歴史的環境が調和した盛岡らしい景観の保全・形成に努めます。

### ア 良好的な景観の保全・形成

- ① 景観法に基づく届出審査を通じて、景観計画の景観形成指針に則し、建築物や工作物の景観形成を促進します。
- ② 屋外広告物条例及び景観計画の基本方針に則し、良好な屋外広告物の景観形成を促進します。
- ③ 土地利用計画に基づく土地利用の適正化を図るなど、森林や農地の保全に努め、山並みや田園景観を保全します。
- ④ 景観計画の景観形成指針及び景観地区<sup>\*</sup>の認定基準に則し、歴史的なまち並み等、景観上重要な地区の良好な景観の形成を促進します。
- ⑤ 歴史的建造物などの歴史的景観と調和したまち並みの形成に努めます。
- ⑥ 公共施設については、デザインや色彩などに配慮し、良好な景観の形成を推進します。
- ⑦ 景観についての表彰制度の充実、シンポジウム<sup>\*</sup>の開催など景観形成への啓発を進めます。
- ⑧ 電線類の地中化の促進を図ります。

### イ 歴史的・文化的環境の保存・活用

- ① 歴史的・文化的遺産について、文化財や景観重要建造物等の指定を進めるとともに、維持管理の支援を行います。

## 第6章 主体別の環境への配慮行動

本市の「めざす将来像」を実現し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐためには、市が環境施策を推進していくとともに、市民・事業者がそれぞれの立場で、環境問題について正しく理解し、日常生活や事業活動において、これまでの暮らしを見直し、環境のために何ができるか、何をするべきかを考え、自主的かつ積極的に環境への負荷の低減を目指して取り組むことが必要です。

このことから、市民・事業者それぞれの環境に配慮した具体的な行動の例を示します。

### 1 市民による環境への配慮行動

#### (1) 協働・継承

私たち一人ひとりが身近な地域の環境や地球規模の環境問題について関心を持ち、理解を深め、実際に環境を守るために行動することが重要になっています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

#### 【配慮の例】

- ① 私たち一人ひとりの暮らし方が環境に影響を与えることを自覚し、身近な環境の状況に関心を持つように努める。
- ② 地球環境問題に関心を持ち、環境学習の場や機会への参加に努める。
- ③ 環境啓発イベントや農林業体験型のイベントへの参加に努め、環境や農林業の現状や役割について理解を深めるように努める。
- ④ 市、事業者、環境NPO、教育機関などが発信する環境情報に興味・関心を持ち、情報に接するように努める。
- ⑤ 着らしの中で自分にできることに気づき、進んで実践するよう努める。
- ⑥ 家族や友人などの会話で身近な環境や環境問題について話題とするなど、環境に関心を持つ人の輪を広げるよう努める。

## (2) 気候変動

地球環境問題は、一つ一つの取組の成果は小さくても市民一人ひとりが市域全体で取り組むことによって大きな効果となり、解決につながります。

身近な省エネ活動を心がけ、無理のない範囲で継続して取り組んでいくことが重要です。

### 【配慮の例】

- ① 節水を心がけ、風呂の残り湯を洗濯に使用するなど、一度使った水の再利用に努める。
- ② 近距離の場合には徒歩又は自転車での移動に、遠距離の場合には公共交通機関での移動に努める。
- ③ 低公害車や低燃費自動車の購入に努める。また、自動車の使用に当たっては、エコドライブに努める。
- ④ 農産物は地域で生産したものや旬のものを選ぶことによって、生産や流通におけるエネルギーの消費を抑える。
- ⑤ 電力契約については、金額だけでなく、環境への配慮や地域貢献も考慮して、電力会社を選ぶ。
- ⑥ 電気製品の買い替えの際には、省エネ型製品の購入に努める。
- ⑦ 家庭用電気製品や照明のスイッチをこまめに消すなど、省エネ行動に取組む。
- ⑧ 建築物などの計画に当たっては、断熱性、気密性、耐震性、自然採光、通風への配慮に努める。また、再生可能エネルギー設備の導入を検討する。
- ⑨ こまめな水分・塩分の補給や扇風機・エアコンを適切に使用し、熱中症対策に努める。
- ⑩ グリーンカーテン※により、夏の節電に取り組む。
- ⑪ 浸水想定地域や避難に関する情報収集に努め、災害への備えを確認する。

## (3) 循環型社会

ごみを減らす生活への見直しや環境への負荷の少ない製品の利用などを行うとともに、省資源や省エネルギーに配慮した行動などに努めることが求められています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

### 【配慮の例】

- ① 使い捨て型の消費生活を見直し、買い物袋を持参するなど不要なものを持ち込まない努力をするとともに、商品の購入に当たっては、エコマーク商品、グリーンマーク商品※など再生品、詰め替えが可能な製品、長期間使用できる製品の購入に努める。
- ② 未利用食品の廃棄、食べ残しを減らし、発生した生ごみは堆肥にするなどの工夫により、生ごみの排出量を減らすよう心がける。
- ③ 空き缶・空きびん、ペットボトルなどの分別に協力するほか、地域での資源集団回収活動に参加・協力する。
- ④ 廃棄物問題に関心を持ち、環境学習の場や機会への参加に努める。

### (4) 自然環境

自然環境や野生動植物の保護・保全活動などに参加・協力し自然への理解を深めることや、生態系の一員として自然生態系を守るように心がけることが求められています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

#### 【配慮の例】

- ① 河川や森林など自然環境や野生動植物の保護・保全活動、環境学習などへの参加・協力に努め、自然への理解を深めるよう心がける。
- ② 河川や森林などで、ごみを捨てたり、野生動植物を傷つけたりしないようにする。
- ③ 地域の生態系を保全するため、特定外来生物のオオハンゴンソウについて、市民に周知を行うとともに、ブラックバスなど移入種を河川や湖沼に放さないようにする。
- ④ 生け垣の設置や庭木の植栽、ハンギングバスケット※などにより、自宅の緑化・美化に努める。
- ⑤ 身近な歴史的・文化的遺産、野生動植物の生息・生育する水辺などそれぞれの地域が有している環境の保全活動に参加・協力する。
- ⑥ 温泉入浴に加えて、周辺の自然や歴史、文化などに触れることによって、環境への意識を高める。

### (5) 生活環境

自らが健康で安全に生活する上で、日常生活における環境への負荷の低減のために、公共交通機関の利用、自動車の適正使用、環境美化活動など身の回りからできることを行うようにすることが求められています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

#### 【配慮の例】

- ① 洗剤の適正使用など、家庭排水からの環境への負荷を減らすよう心がける。
- ② 公共下水道事業や農業集落排水事業の対象区域外では、合併処理浄化槽などの汚水処理施設の設置に努める。
- ③ 音響機器などの家庭電気製品は、使用時間帯や音量に、冷暖房の室外機は、設置場所や防音設備の設置に配慮し、近隣への騒音防止に努める。
- ④ ごみの分別や排出ルールを守るとともに、空き缶やペットボトル、吸い殻などごみのポイ捨てをしないようにする。また、ペットの排せつ物を適切に処理する。
- ⑤ 町内の美化活動、ごみの持ち帰り、資源の回収などの環境保全活動や環境学習などに参加・協力するとともに、身の回りからできる環境保全活動に取り組むよう心がける。
- ⑥ 建築物などの計画に当たっては、規模やデザインなどに配慮し、周辺景観との調和に努める。
- ⑦ 野生鳥獣や野良猫などへの餌付けをしないことを徹底することで、感染症の防止や生活環境の保全に努める。

## 2 事業者による環境への配慮行動

### (1) 協働・継承

長期的に継続し、持続可能な社会を実現するためには、環境と経済が両立することが重要です。また、事業者の立場からの環境保全活動への参加・協力・支援などに努めることが求められています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

#### 【配慮の例】

- ① 自らの事業活動の環境に与える影響や環境とのかかわりについて、理解と認識を深めるため、環境教育や研修の実施に努める。
- ② 環境問題に対し、組織的かつ計画的な取組を進めるため、環境マネジメントシステムや環境活動評価プログラム\*の導入など体制の整備に努める。
- ③ 市、民間団体などが行う環境保全活動や環境学習などへの従業員の参加を促進するため、支援制度の整備に努めるほか、環境保全活動への協力に努める。
- ④ 事業活動の中での環境に関わる情報については、市、市民、民間団体などへの提供に努める。
- ⑤ 町内の美化活動、歴史・文化の保全・継承など環境の保全活動において、事業者の立場から参加・協力・支援に努める。

### (2) 気候変動

事業活動に伴う省エネルギーなどの取組は、燃料使用量の削減によってコスト削減になるほか、環境への配慮を行う活動は企業イメージのアップにつながります。また、環境にも配慮した事業活動の実践が求められています。

#### 【配慮の例】

- ① 大型車を含む自動車の導入に当たっては、ハイブリッド車や電気自動車などの低公害車や低燃費自動車の導入に努める。
- ② 公共交通機関の利用を進めるとともに、自動車の使用に当たっては、効率的な運行に努め、エコドライブや駐車時のアイドリングストップの実施など適正運転に努める。
- ③ 原材料や部品の適切な管理、多頻度少量配送の見直し、効率的な発注・発送システムの構築を図るなど、物流の合理化と自動車交通量の抑制に努めるとともに、輸送効率を高めるよう配慮する。
- ④ 再生可能エネルギーの利用に努めるとともに、環境負荷の少ないエネルギー源の採用に努め、電力契約においては環境への配慮や地域活性化も考慮して電力会社を選ぶ。
- ⑤ 建築物の計画に当たっては、断熱性、気密性、耐震性、自然採光、通風への配慮に努める。
- ⑥ 施設内の製造機械、空調機、オフィス機器、照明器具などについては、省資源、エネルギー効率などを考慮した設備の導入・更新に努めるとともに、適正な冷暖房温度の設定など効率的な利用と適切な維持・管理を進める。
- ⑦ 運輸業においては、停留所の改善、低床バスの使用などにより、利便性の向上を図り、人の移動を公共交通へ誘導するよう努める。
- ⑧ 浸水想定地域や避難に関する情報収集に努め、災害への備えを確認する。

### (3) 循環型社会

生産者は、自らが生産した製品が使用され、廃棄された後においても、その製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負います。そのため、廃棄物等の発生抑制や循環的な利用を進めていかなければなりません。

#### 【配慮の例】

- ① 用紙類の再利用や両面コピーの徹底、空き缶・空きびん・ペットボトル・古紙類などの分別の徹底を図るなど、ごみの発生抑制、再利用に努める。
- ② 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減に努める。
- ③ 調度品や消耗品などについて、再生品、詰め替えや再利用ができる製品などの購入に努める。
- ④ 宣伝用のチラシなどは再生紙を利用するとともに、減量化に努める。
- ⑤ 製品の梱包材の材質は再生品や再生利用が容易なものの採用に努める。
- ⑥ 建設業においては、建設資材は再生品や再利用可能なものを使用するよう努めるとともに、型枠の使用に当たっては、熱帯産材などの輸入木材型枠の使用を減らし、再利用可能なものの使用に努める。
- ⑦ 建設業においては、建設残土や建設廃棄物の減量化、有効利用を図るとともに、その適正処理に努める。
- ⑧ 製造業においては、製品などの研究開発や設計の段階から、その製品が流通・消費・廃棄において人や環境に与える影響を事前に検討評価し、環境への負荷の低減、省資源、省エネルギー、リサイクル性などを考慮したものとなるよう努める。
- ⑨ 製造業においては、生産・製造工程での廃棄物の原材料への再利用、再生品の使用、省資源、省エネルギー化を進める。また、使用済製品の回収体制を整備し、再生使用に努める。
- ⑩ 卸売業・小売業においては、エコマーク商品や再生品、詰め替え可能な製品などの環境への負荷の少ない製品の取扱商品数を増やすよう努める。
- ⑪ 卸売業・小売業においては、商品の簡易包装に努めるとともに、買い物袋などの持参を呼びかける。
- ⑫ 卸売業・小売業においては、再資源化のため、空びんや空き缶、ペットボトル、紙パック、トレイなどの店頭回収に努めるとともに、製造業者との連携による資源回収の仕組みづくりに努める。
- ⑬ 廃棄物に対する責任は、排出事業者にあることを自覚し、廃棄物の分別の徹底を図るとともに、産業廃棄物については、マニフェスト\*を使用し、最終処分方法など産業廃棄物が適正に処理されたことを確認する。

### (4) 自然環境

私たちの日常生活や事業活動が、自然環境に対して負荷を与えていていることを認識し、環境保全に配慮していく必要があります。

### 【配慮の例】

- ① 林業経営の安定と自然環境の保全のため、地域産材の使用に配慮する。
- ② 間伐など森林の適正な管理に努める。
- ③ 伐採後は植林を行うよう努める。
- ④ 農地の多様な公共的機能に配慮し、耕作を放棄しないよう努める。
- ⑤ 除草剤や殺虫剤などの使用に当たっては、種類、使用方法などに留意し、生態系に配慮した適正使用に努める。
- ⑥ 施設の設計に当たっては、自然の改変を最小限にとどめるよう努める。
- ⑦ 敷地内の緑化や美化に努める。

### (5) 生活環境

事業者には、資源やエネルギーの使用段階・廃棄段階での公害の防止といった環境への負荷の低減をめざした取組が求められています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

### 【配慮の例】

- ① 原材料や部品の適切な管理、多頻度少量配送の見直し、効率的な発注・発送システムの構築を図るなど、物流の合理化と自動車交通量の抑制に努めるとともに、輸送効率を高めるよう配慮する。
- ② 事業場などから発生する大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、悪臭などの公害を防止するため、定められた防止対策を実施するとともに、周辺の環境への影響をより低減させるよう努める。
- ③ 融雪剤の使用に当たっては、種類や使用方法などに留意し、適正使用に努める。
- ④ 音響設備や拡声器は、適度な音量で使用し、適切な防音設備の設置に努める。また、冷暖房の室外機は、適切に配置し、防音設備の設置に努める。
- ⑤ 店舗など周辺でのごみの散乱を防止し、環境美化に努める。
- ⑥ 有害な化学物質を保管・使用している事業場においては、災害・事故発生に備えた安全対策やその保管・使用などにおける適正な管理を図るほか、排出削減や施設整備に努める。
- ⑦ 除草剤や殺虫剤、化学肥料などの使用に当たっては、種類、使用方法などに留意し、適正使用に努める。
- ⑧ 建築物などの計画に当たっては、日照阻害や電波障害の影響が生じないよう配慮する。また、規模やデザインなどに配慮し、周辺景観との調和に努める。
- ⑨ 屋外照明の種類、位置、照明時間について、周辺環境への影響に配慮する。
- ⑩ 畜産業においては、畜舎の適正管理、糞尿処理施設の設置などにより、水質汚濁や悪臭の防止を進める。
- ⑪ 建設業においては、工事に伴う大気汚染、騒音、振動について、工法の工夫や適切な機械の採用により低減に努める。
- ⑫ 建設業においては、河川周辺の工事に伴う土砂や濁水の流出に注意し、下流の水、河川における生態系などへの影響の低減に努める。
- ⑬ 建設業においては、建築物などの改修・解体に当たって、アスベストの適正処理やフロンの回収・破壊を進める。

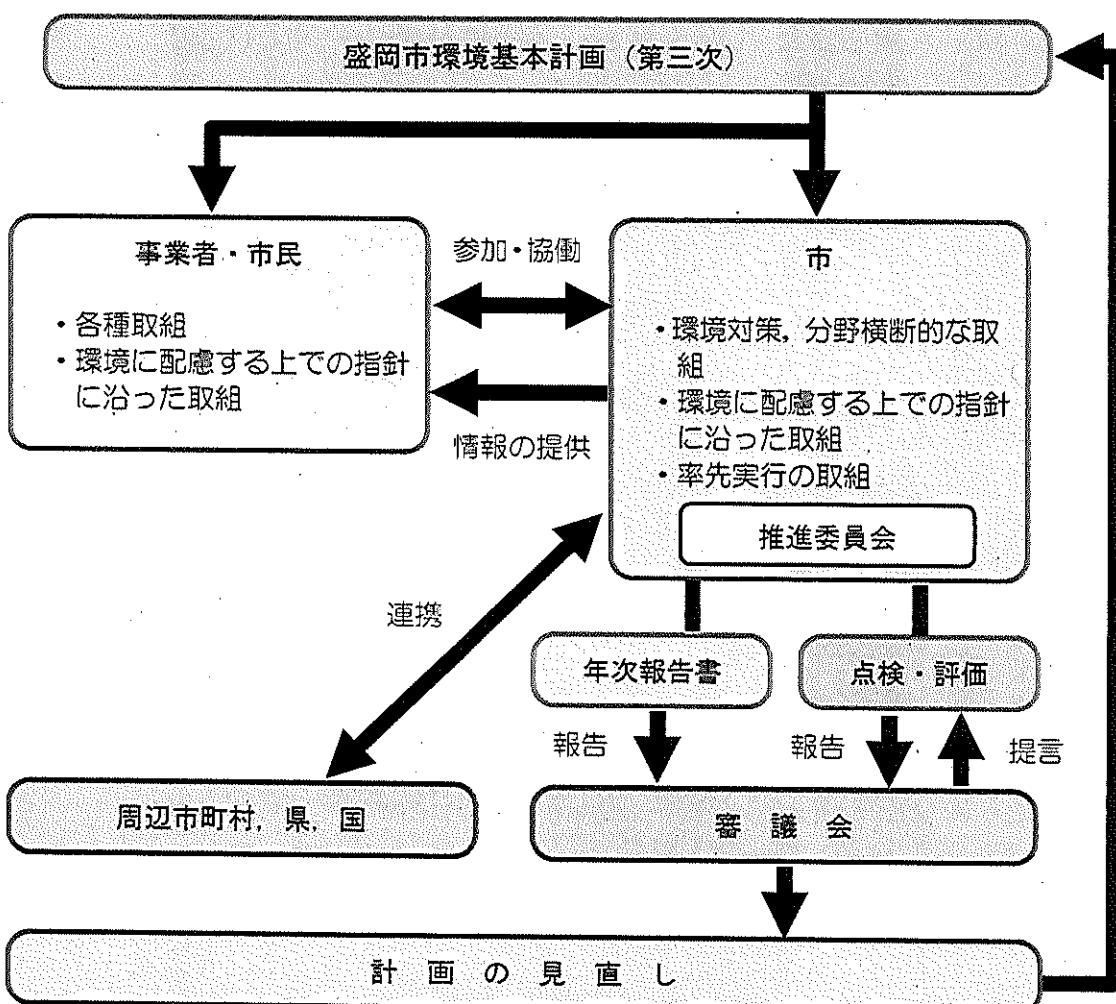
## **第7章 計画の推進**

## 1 計画の推進体制

本計画に掲げられた市の施策は、それぞれの事業を担当する部局で実施されますが、地域の良好な環境は、各施策を総合的に推進することにより保全・形成され、個々の施策の実施状況は、他の施策の実施にも影響するという関係性にあります。

実行性を伴う計画推進のため、本計画に示された環境施策の基本的方向に沿った施策の実施状況を把握して達成度合いの評価を行い、次の施策の実施に活かすとともに、関係する施策の総合的な調整を図る必要があります。

のことから、本市の環境施策の府内推進組織である「盛岡市環境基本計画推進委員会」において、本計画に掲げる施策と各部局等が実施する施策や事務事業との連携の確保や実施状況の把握、情報の交換、共有を行うなど、府内が一体となった環境施策の取組を推進します。



## 2 他の自治体などとの連携

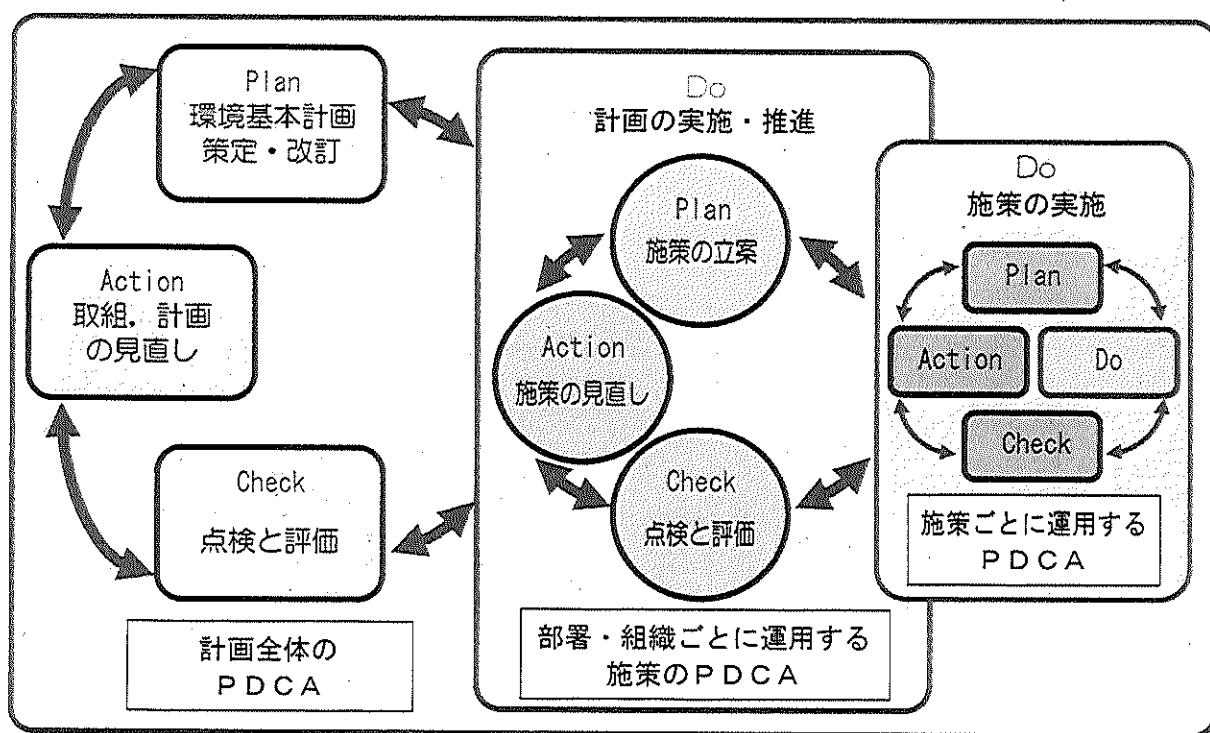
地球環境問題や大気汚染、水質汚濁などの環境問題は、本市の行政区域を超えた広域的な対応が必要となっています。また、問題の解決のためには、専門の調査研究を必要としたり、市の権限では対応できない場合があります。このため、広域的な環境問題に対しては周辺市町村や県、国との連携や協力のもと、広域的な視点からの取組を推進していきます。

## 3 計画の進行管理

計画の進行管理においては、めざす将来像や目標の達成状況、施策の実施状況を点検・評価し、その結果により明らかになった課題を速やかに事業展開に反映するための仕組み（P D C Aサイクル※）を進めます。

また、P D C Aサイクルは、計画全体、担当部署・分野横断的な取組を推進する組織ごと及び施策ごとなど重層的なサイクルを効率的・効果的に運用し、計画全体で円滑なP D C Aサイクルとなる運用を目指します。

大気や水質などの測定、自然環境調査、環境の状況に対する市民の評価に関する調査などを実施し、環境の状況を把握するとともに、これら環境の状況や、本計画に基づいて市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を取りまとめ、年次報告書を作成し、公表します。



本計画におけるPDCAサイクル（イメージ）



## 卷末資料

## 資料-1 市域の環境の現況

### 1 地球環境問題

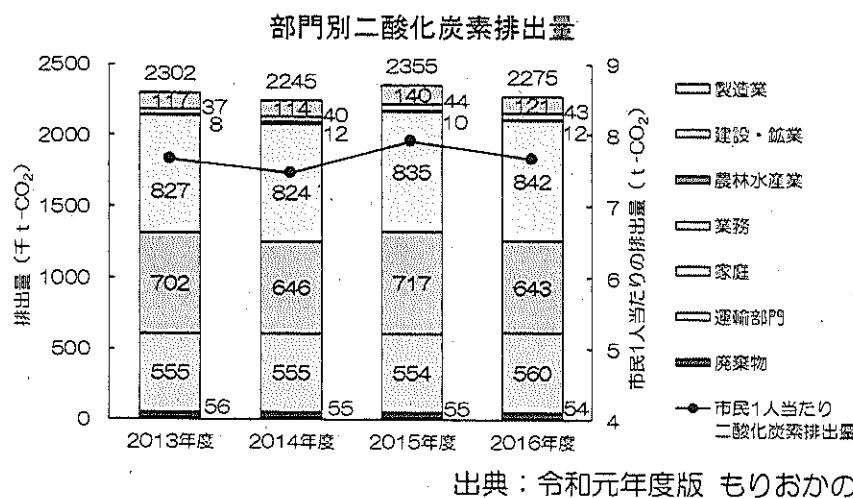
地球環境問題は、気候変動、酸性雨、森林（熱帯雨林）の減少、海洋汚染、野生生物の種の減少、有害廃棄物の越境移動、砂漠化、開発途上国の公害のかたちで、さまざまな問題が顕在化しています。

現在の環境問題、あるいは、将来的に予測される環境問題に対応していくためには、地域における課題解決のための取組に限らず、あらゆる主体間、地域間での連携・協働による環境づくりが不可欠であるといえます。

#### (1) 盛岡市の温室効果ガス排出量の状況

本市における2016年度の二酸化炭素排出量は2,275千トンであり、2013年度の排出量である2,302千トンと比較し、27千トン減少しています。また、1人当たりの二酸化炭素排出量は2013年度から2016年度にかけて7.48～7.91トンの間で推移しています。

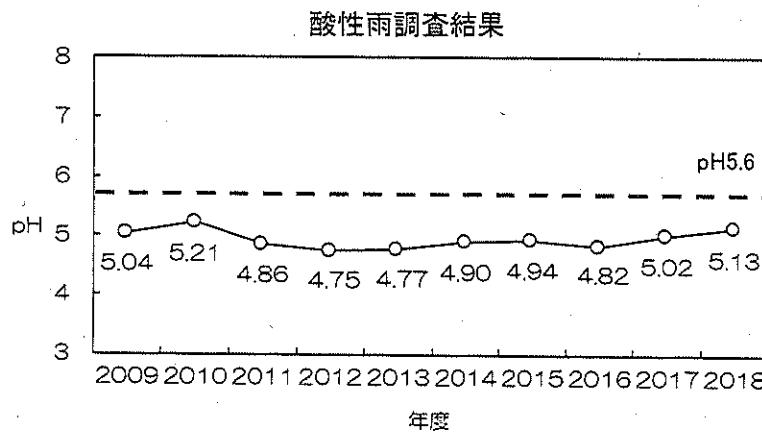
排出量の内訳は業務部門が37.0%で最も多く、次いで家庭部門が28.3%，運輸部門が24.6%となっています。



出典：令和元年度版 もりおかの環境

#### (2) 酸性雨の状況

本市における酸性雨の状況としては、2009年度よりpH\*が4.75～5.21の変動範囲で推移しており、酸性の傾向にあります。



出典：岩手県環境保健研究センター 平成30年度酸性雨調査結果の概要

## 2 資源・廃棄物

### (1) ごみ減量、資源化の推進

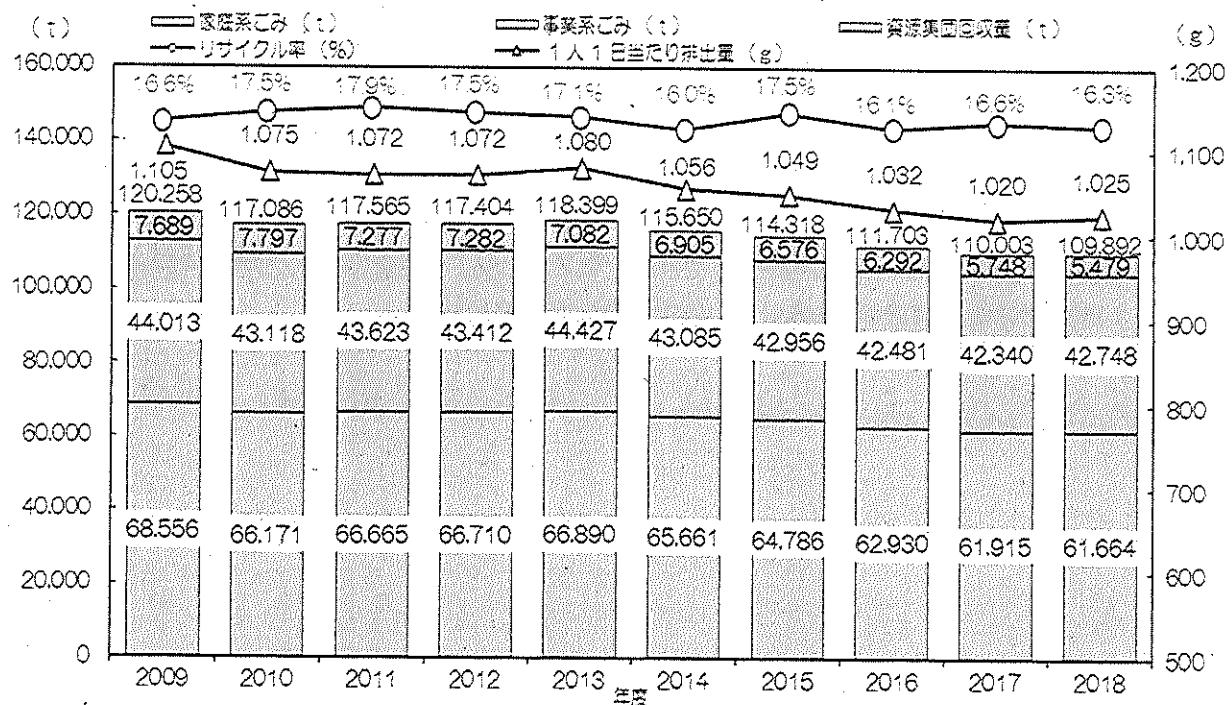
本市では、循環型社会の形成を目指し、「資源を大切にし地球環境の保全に貢献する」という基本理念に基づき、市民・事業者・市の三者が一体となり、実践的に取り組む「盛岡市ごみ減量化行動計画」を策定し、ごみ減量、資源再利用化の推進を図っています。

### (2) ごみの排出量の状況

2018年度における本市の1人1日当たりのごみ総排出量は、1,025gであり、県全体平均の930gに比べ95g多い結果となっています。

リサイクル率※に関しては、2010年度以降、16.0～17.9%の間で推移しており、2018年度では、16.3%となっています。全国における2018年度のリサイクル率は、19.9%となっており、3.6ポイント低くなっています。

盛岡市におけるごみ排出量の推移

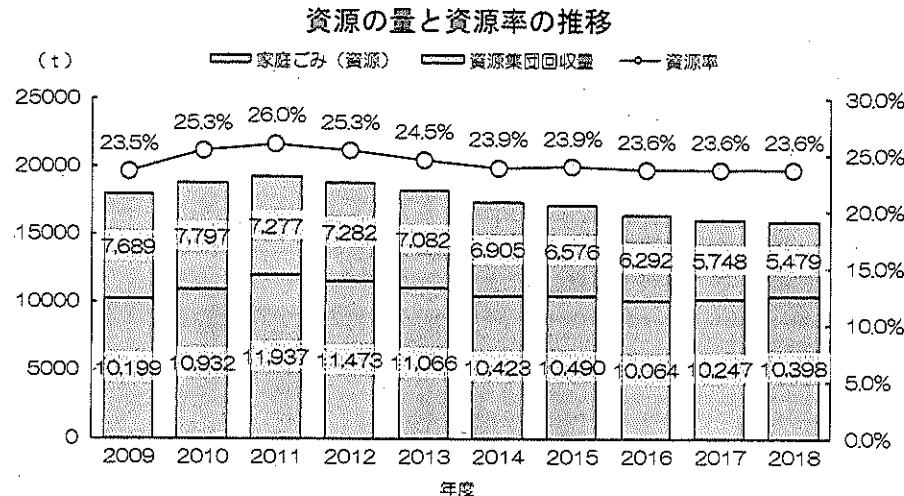


出典：令和元年度版 もりおかの環境

### (3) ごみの資源化（経年変化）の状況

本市の資源率は、2018年度において23.6%であり、2011年度以降減少しています。

資源率が減少している要因として、資源集団回収量\*が減少傾向にあることが挙げられます。



\*資源率＝（家庭ごみ（資源）排出量）+資源集団回収量/（家庭ごみ排出量+資源集団回収量）  
出典：令和元年度版 もりおかの環境

### (4) 廃棄物不法投棄の現状

本市では、不法投棄などの不適正処理対策として、監視員によるパトロールや警告看板の設置などの対策をとっています。

### (5) 食品ロスの状況

食べられるのに捨てられている食品（食品ロス）量は、全国で家庭系が284万トン、事業系が328万トンと推計されており、本市においても食品ロスの実態把握を行い、削減のための効果的な取組を検討し、推進する必要があります。

### 3 自然環境

本市は自然植生の水平分布から見ると夏緑落葉広葉樹林帯※に属し、垂直分布から見ると低山帯、山地帯、亜高山帯、高山帯があり、多種多様な植生が分布しています。

砂子沢の奥地にはヒノキアスナロ林やブナ林などの貴重な原生の自然環境が残っています。山地帯は主にスギやアカマツ・カラマツの植林地やコナラ群落などの二次林になっており、市街地の周辺には水田や畠地が広がっています。

特定植物群落※として、零石川の沼沢地植生、築川のケヤキ林、姫神山のダケカンバ低木林、薮川のカシワ林などが挙げられます。天然記念物として、カキツバタやシダレカツラなどの貴重な植物群落や植物種が分布しています。また、姫神山から岩洞湖及び早坂高原に及ぶ一帯は、県立自然公園区域となっています。

野生生物では、丘陵・山間地でイヌワシ、クマタカなどの大型猛禽類や、ニホンカモシカやツキノワグマなどの大型ほ乳類の生息が確認されるなど豊かな生態系が見られます。

水辺環境では、北上川や御所ダムなどがカモ類、ハクチョウ類などの飛来地となっています。また、四十四田ダム周辺、下厨川の一帯、零石川河川敷など、市街地及びその周辺部において両生類・は虫類や各種の昆虫類の生息が確認されています。

#### (1) 優れた自然環境の定義

優れた自然環境は、生物的環境の基礎となる「植生自然度」を軸として定義され、5つに区分されています。区分は、植生自然度5以上がまとまって存在する地区を「優れた自然環境」として選定していますが、植生自然度が4以下で、市街地にあるような地区であっても、周囲の環境と比較して貴重性の高い植生が見られるなど、特徴的な自然環境を有する場合は選定対象となっています。

本市には、優れた自然環境が多く存在します。平成28年1月策定の「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画」では、平成14年度から17年度に盛岡地域で実施した盛岡市自然環境等基礎調査、平成18年度から23年度に玉山地域で実施した玉山区自然環境調査を加えて、学術的な価値の上で質が高い「優れた自然環境」を抽出しています。

#### 優れた自然環境の定義

表示記号	定義	内容
厳正保全地区 (S)	植生自然度9~10で原生的自然を有する地区	<ul style="list-style-type: none"><li>・自然度が高く特に重要な植生を含む地区</li><li>・特に重要動植物が生息・生育する地区</li></ul>
高度保全地区 (H)	植生自然度7~8で盛岡市域では特異性の高い環境を有する地区	<ul style="list-style-type: none"><li>・自然度が高く重要な植生を含む地区</li><li>・重要な動植物が生息・生育する地区</li></ul>
保全地区 (M)	植生自然度6または高度保全地区に近い優れた自然を有する地区	<ul style="list-style-type: none"><li>・二次的自然環境の中でも比較的自然度が高いと判断される重要な植生を含む地区</li><li>・重要な動植物が生息・生育する地区</li></ul>
保全配慮地区 (C)	植生自然度5の地区又は植生自然度6であるが規模の小さい地区	<ul style="list-style-type: none"><li>・二次的自然環境の中でも比較的人為性が強いと判断される環境を含む地区</li><li>・重要な動植物が生息・生育する地区</li></ul>
修復育成地区 (R)	植生自然度4以下であるが、市街地で特徴的な自然環境を有する地区	<ul style="list-style-type: none"><li>・自然環境が強度に改変されあるいはほとんど欠くことによりおおむね人為的環境となっている地区</li></ul>

## (2) 本市の優れた自然環境

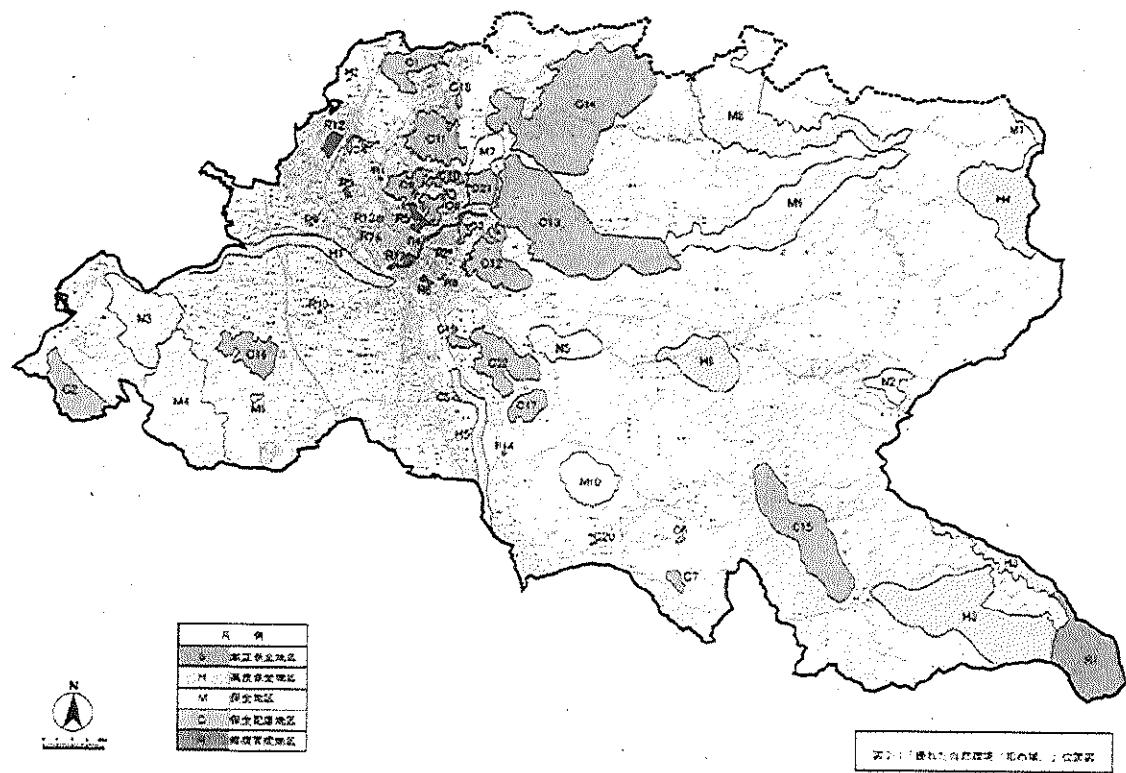
選定された本市の「優れた自然環境」は次のとおりです。

優れた自然環境一覧

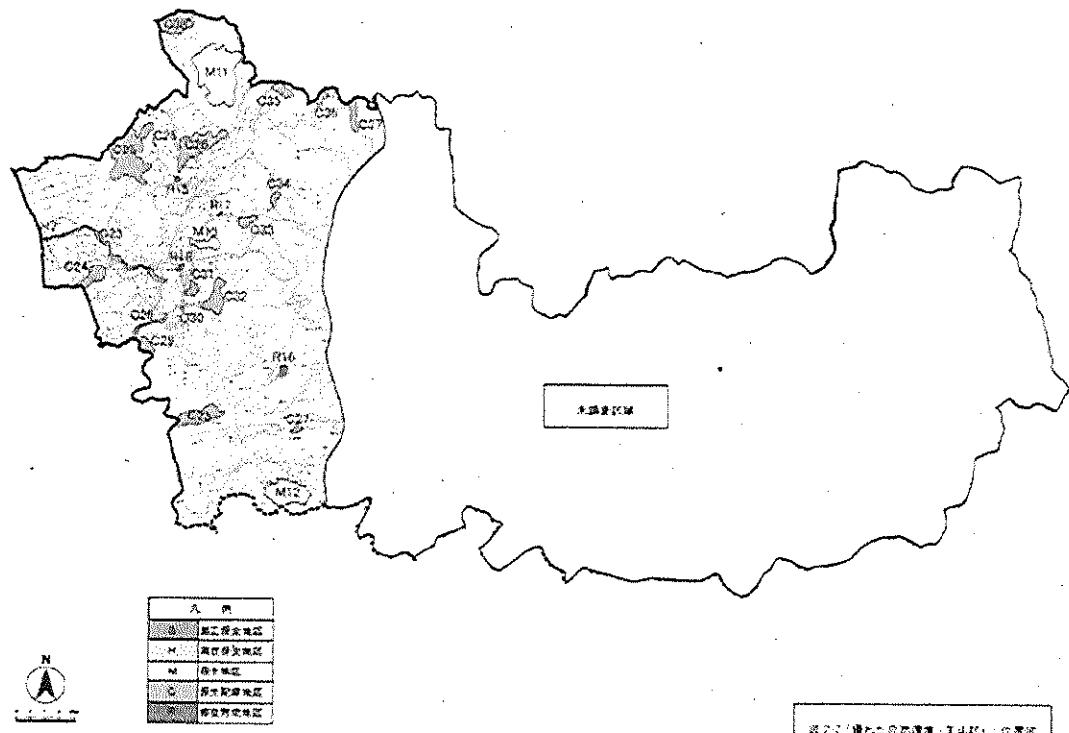
厳正保全地区 (S)		保全配慮地区 (C)		C24	柴沢地区	R9	厨川稻荷神社地区
S1	砂子沢源流・毛無森地区	C1	四十四田ダム周辺地区	C25	松内地区	R10	大宮神社地区
	高度保全地区 (H)	C2	蔣内沢地区	C26	好摩地区	R11	盛岡城跡公園
H1	零石川下流地区	C3	妙泉寺山地区	C27	日戸八幡神社地区	R12	県営運動公園
H2	下厨川地区	C4	三馬橋・蛇ノ島地区	C28	白沢地区	R13	岩手大学構内
H3	砂子沢地区	C5	三本柳地区	C29	北上川北部地区	R14	法領神社地区
H4	阿部館山地区甲子又沢源流地区	C6	大ヶ生坑地区	C30	渋民地区クヌギ林	R15	夜更森地区
H5	北上川南部地区	C7	万寿坑地区	C31	愛宕の森地区	R16	姫神嶽神社地区
H6	上川目地区	C8	愛宕山地区	C32	渋民地区の谷津田環境	R17	芋田蒼前駒形神社地区
H7	生出湧口	C9	高松地区	C33	山屋地区	R18	渋民公園地区
	保全地区 (M)	C10	外山岸地区	C34	馬場沢目地区		
M1	御大堂地区	C11	黒岩・小鹿公園地区	C35	寺林地区		
M2	第二飛鳥トンネル付近	C12	岩山地区	C36	桑畠地区		
M3	大欽山・幸郷山地区	C13	下米内・綱取ダム地区	C37	田茂内川下流地区		
M4	猪去沢林道・若ヶ森・赤林山地区	C14	上米内・高洞山地区	C38	送仙山地区		
M5	下川目地区	C15	根田茂・砂子沢地区	修復育成地区 (R)			
M6	油田地区	C16	飯岡山地区	R1	高松神社地区		
M7	名乗沢地区	C17	沢口山地区	R2	天満宮地区		
M8	米内川上流地区	C18	松園アカマツ林	R3	安倍館地区		
M9	中津川上流地区	C19	蝶ヶ森地区	R4	中津川・川留稻荷地区		
M10	朝島山地区	C20	高屋敷クヌギ林	R5	北山寺院群地区		
M11	永井地区	C21	下米内地区	R6	寺ノ下寺院群地区		
M12	奴屋敷・大日向地区	C22	鐘山地区	R7	永祥院地区		
M13	武道地区	C23	生出川地区	R8	八幡宮地区		

資料：「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画」 平成28年1月

優れた自然環境（旧市域）位置図



優れた自然環境（玉山地域）位置図



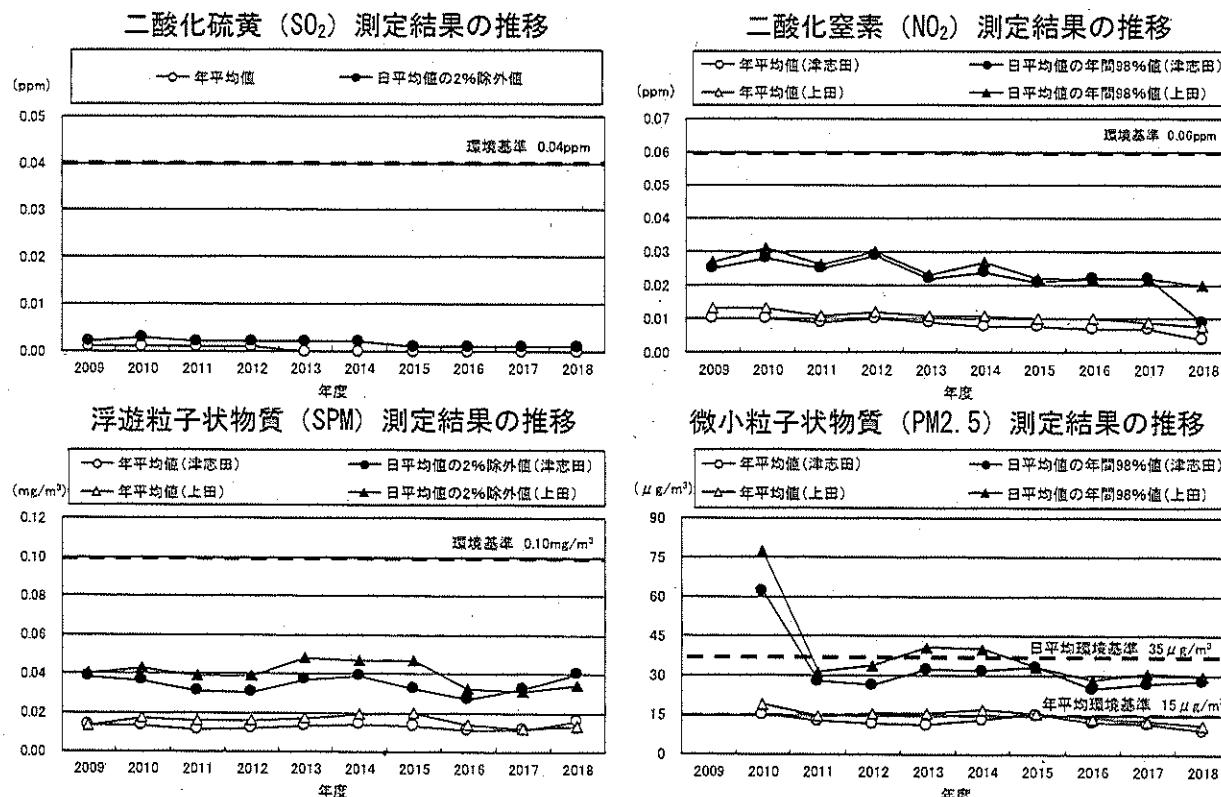
資料：「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画」 平成28年1月

## 4 生活環境

### (1) 大気の状況

本市では、一般環境大気測定局を盛岡市都南分庁舎に、自動車排出ガス測定局を盛岡市上田公民館にそれぞれ設置しており、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質等の測定を実施しています。

大気汚染状況の経年変化を見ると、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質は、環境基準を満たしており良好な状況にあります。しかしながら、微小粒子状物質は、比較的高い値を示しており、2013年度から2015年度では、年平均基準値の超過が見られることから、今後も、継続して監視していく必要があります。



※微小粒子状物質 (PM2.5) は2010年度から測定を行っている。

出典：盛岡市環境測定報告書（平成22～令和元年度版）

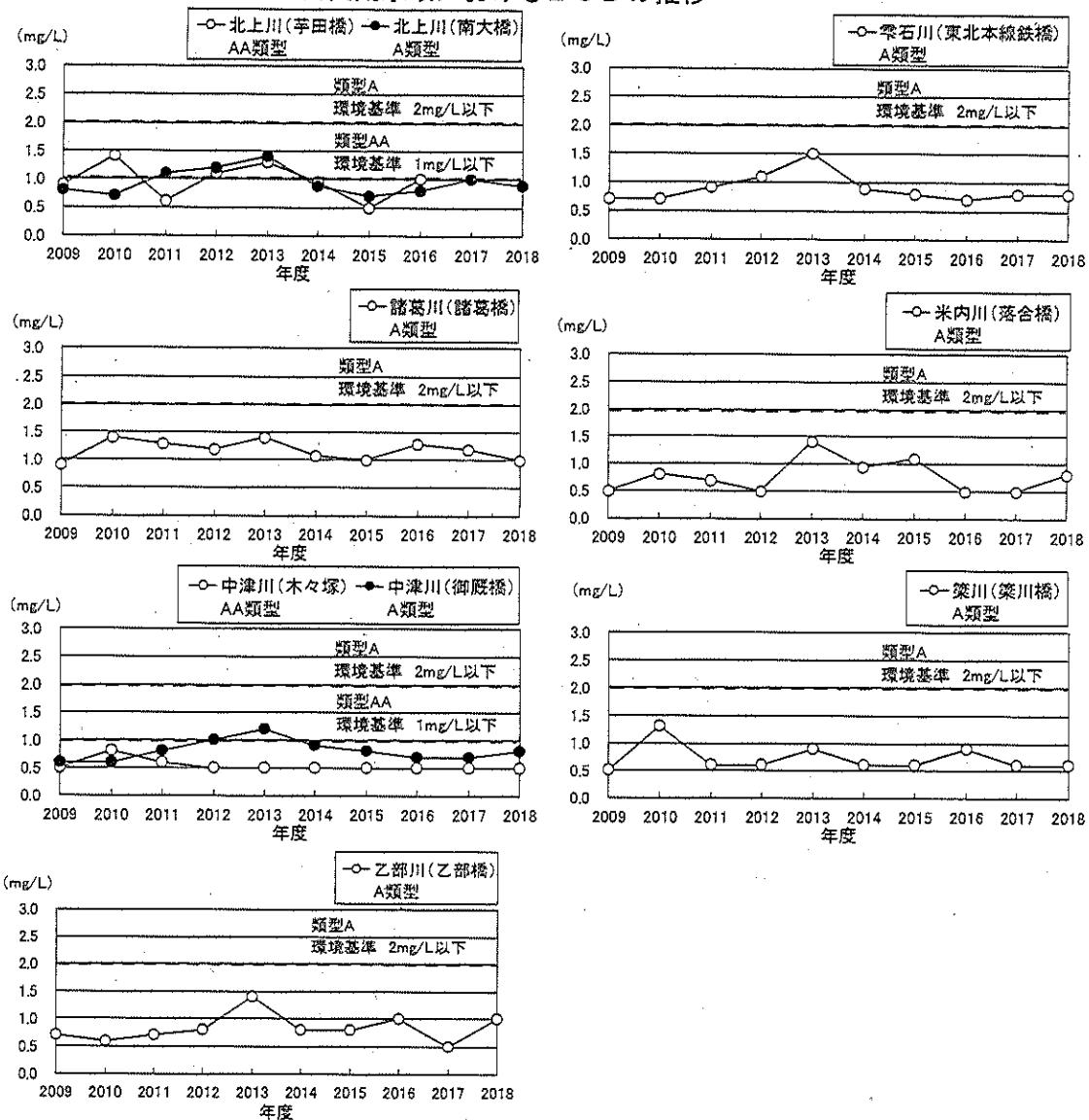
## (2) 水質の状況

本市では、河川及びダム貯水湖等の水質測定を、定期的に実施しています。

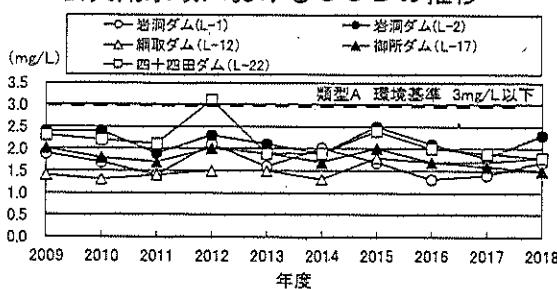
生物化学的酸素要求量（BOD<sup>\*</sup>）は、水域類型<sup>\*</sup>が「河川AA」に分類されている北上川芋田橋で、2009年度以降たびたび環境基準を超過していますが、2014年度以降、基準値超過は見られず他の河川でも超過が見られないことから、おおむね良好に推移しています。

また、化学的酸素要求量（COD<sup>\*</sup>）は、四十四田ダムで2012年度に環境基準の超過が見られましたが、その後は環境基準を満たしています。

公共用水域におけるBODの推移



公共用水域におけるCODの推移



※BOD及びCODの測定結果は、年間測定結果の75%値。

出典：盛岡市環境測定報告書  
(平成22～令和元年度版)

### (3) 騒音・振動の状況

本市の一般地域騒音<sup>\*</sup>については、環境基準の達成率が平成27年度以降低下する傾向にあります。また、道路交通騒音については、高速道や市道は、環境基準達成率が95%以上となっていますが、国道や県道の環境基準達成率が低くなる傾向となっています。道路交通振動や新幹線鉄道騒音・振動は、良好な状況が継続しています。

### (4) 悪臭の状況

悪臭は、人に不快感を与える臭いの感覚公害です。

悪臭防止法では、工場その他の事業場における事業活動に伴い発生する悪臭について、「特定悪臭物質」の排出濃度と、嗅覚測定法を用いて測定される「臭気指数」の二つの規制方式が定められています。本市では、「特定悪臭物質」による規制を行っています。

また、事業場における悪臭物質の排出を規制する地域は、都市計画区域のうち、用途地域が指定された地域を対象としています。

悪臭関係の公害苦情数は、毎年度10件前後生じています。

## 資料－2 市民・事業者意識調査

### 1 市民アンケート調査結果

#### (1) 調査方法

調査対象者：満18歳以上の市民

調査対象人数：3,000人(無作為抽出)

調査方法：郵送による配布・回収(インターネット回答を併用)

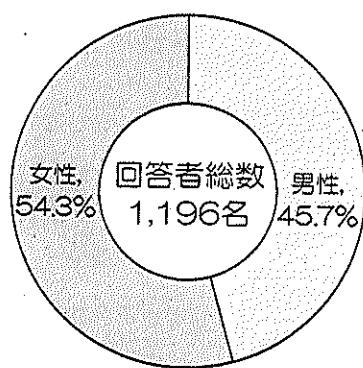
調査期間：令和元(2019)年8月14日～令和元(2019)年8月27日

#### (2) アンケート調査結果

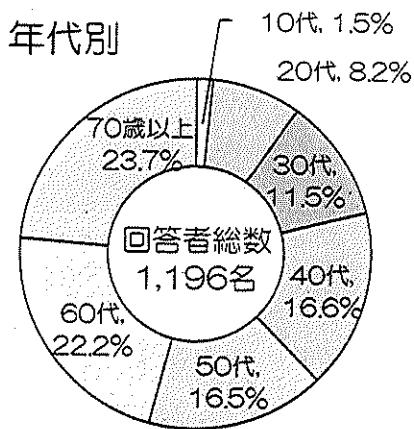
有効回収数：1,196人(うち、インターネット回答164人)

有効回答率：39.9%

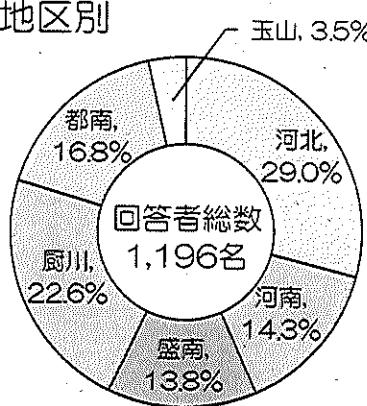
性別



年代別

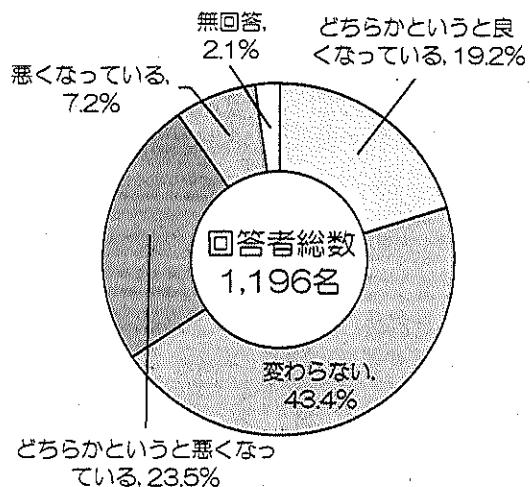


地区別



## ア 生活環境の変化について

## ■ 10年前と比べて盛岡の環境はどのように変わったと思うか

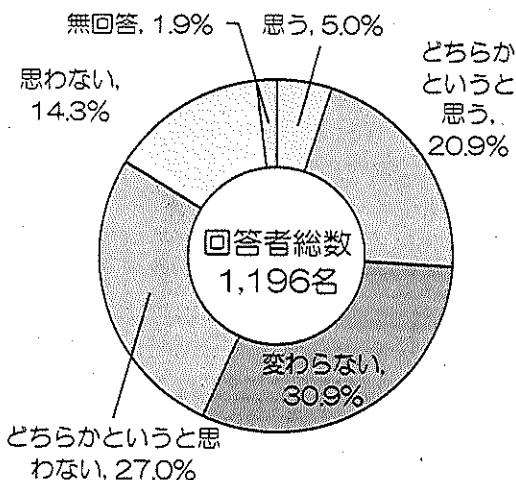


## 【地区別】

	0%	50%	100%	
玉山	3.4% 8.6%	25.9% 27.6%	20.7% 13.8%	□ 良くなっている
都南	4.1% 15.5%	24.3% 23.0%	16.0% 16.0%	□ どちらかというと良くなっている
厨川	3.6% 15.4%	21.1% 24.2%	16.5% 17.5%	□ 変わらない
盛南	3.9% 13.8%	21.3% 24.0%	17.1% 19.2%	□ どちらかというと悪くなっている
河南	6.0% 15.1%	21.4% 19.9%	17.2% 20.5%	□ 悪くなっている
河北	5.5% 14.6%	24.5% 22.6%	14.9% 16.8%	□ 分からない
				□ 無回答

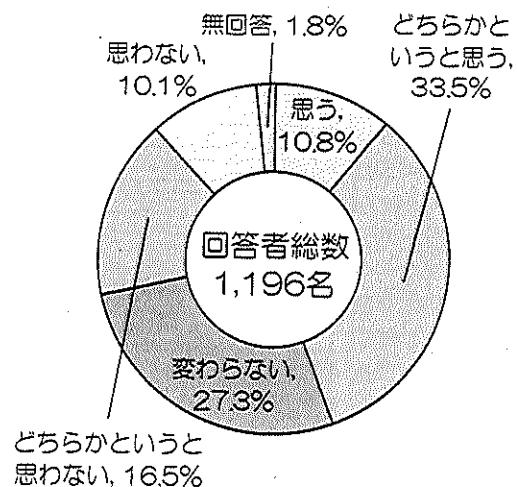
## イ 自然との共生について

## ■ 10年前と比べて自然との共生が図られていると思うか



## ウ 環境の保全について

### ■ 10年前と比べて環境の保全が図られていると思うか

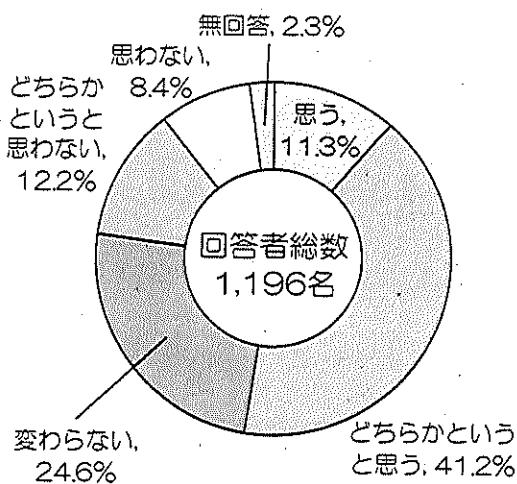


#### 【年代別】

	0%	50%	100%	
	思う	どちらかと思う	変わらない	どちらかというと思わない
	思わない	無回答		
70歳以上	14.8%	34.6%	23.0%	11.7% 13.1% 2.8%
60代	9.8%			10.9% 2.6%
50代	33.6%	26.8%	16.2%	
40代	10.7%			9.6% 0.5%
30代	37.6%	21.8%	19.8%	
20代	8.1%			7.6% 1.0%
18~29歳	33.8%	30.8%	18.7%	
	13.1%			7.3% 0.7%
	23.4%	35.0%	20.4%	
	5.2%			9.5% 1.7%
	35.3%	33.6%	14.7%	

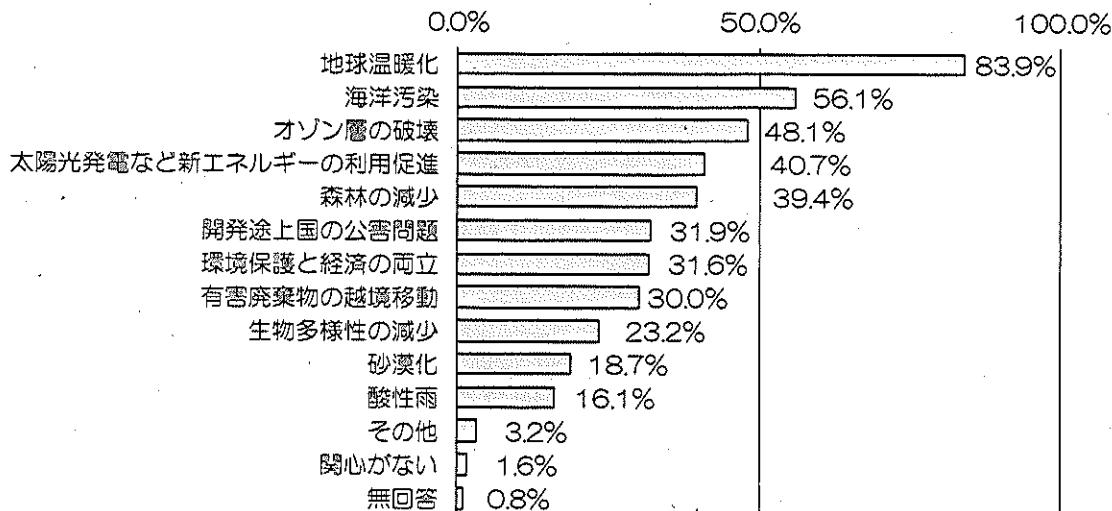
## エ 資源の循環利用やエネルギーの有効利用について

### ■ 10年前と比べて資源の循環的利用やエネルギーの有効利用が図られていると思うか



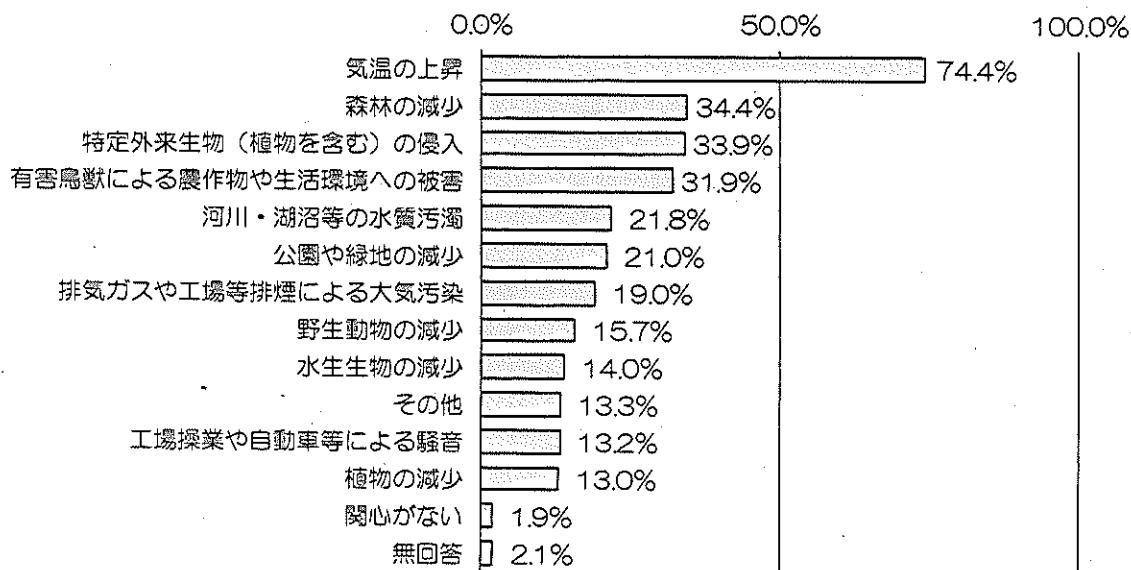
## 才 関心のある地球規模の環境問題について

## ■ 関心のある地球規模の環境問題について



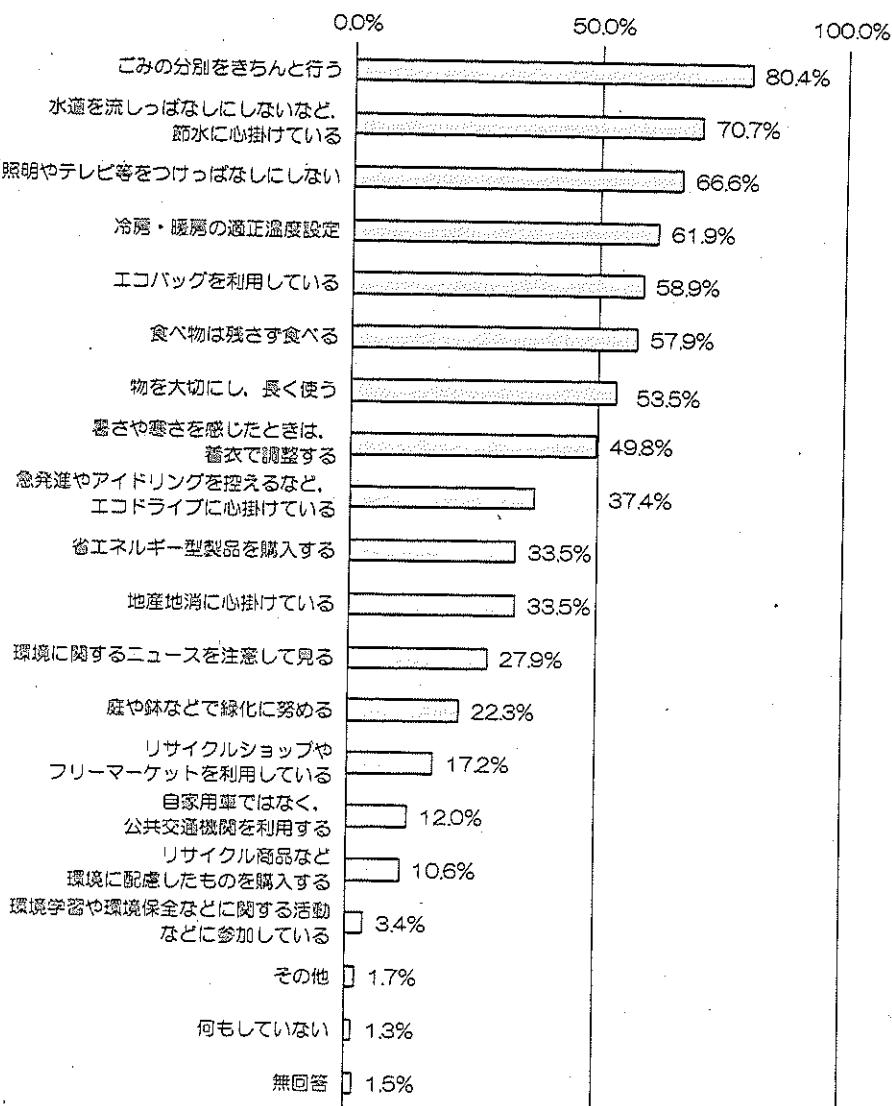
## 才 関心のある身近な環境問題について

## ■ 関心のある身近な環境問題について



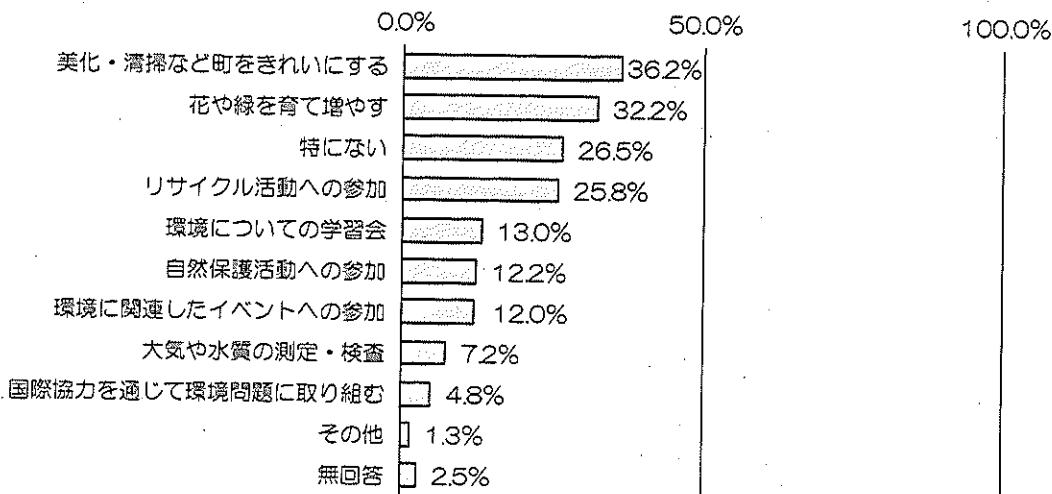
## キ 地球環境のために実行している取組について

### ■ 地球環境のために実行している取組について



## ク 参加したい環境に関する活動について

### ■ 参加したい環境に関する活動について



- ・第二次計画で掲げた5つのめざす環境像のうち、「健康で安全に生活できるまち」、「生物多様性を育む自然が豊かなまち」、「快適で心豊かに暮らせるまち」、「資源を大切にし地球環境の保全に貢献するまち」に関する設問において、10年前よりも良くなっていると感じている市民の割合が多くなっており、第二次計画期間中の取組の成果が現れているものと考えられます。しかしながら、悪くなっていると思う割合が多かったり、一定数いるなど、さらなる改善の余地があり、今後も取組を推進していく必要があります。
- ・地球規模の環境問題で関心のあることとして気候変動や海洋汚染に関する項目が高い結果となっており、近年、マスコミ等で取り上げられる機会の多い環境問題において関心が高くなっています。(グラフ参照)
- ・身近なところで起きている環境問題で関心のあることとして、気候変動や自然環境に関する項目が高い結果となっています。
- ・市民が参加してみたい環境活動については、「美化・清掃などまちをきれいにする」や「花や緑を育て増やす」といった身近なものや触れる機会が多いものについて参加してみたいという傾向が見られます。

## 2 事業者アンケート調査結果

### (1) 調査方法

調査対象者：盛岡市内で営業する事業所

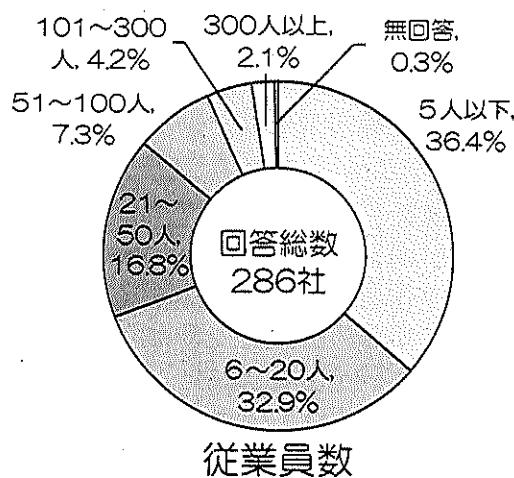
調査対象者数：500社

調査期間：令和元（2019）年9月2日～令和元（2019）年9月27日

### (2) アンケート調査結果

有効回収数：286社

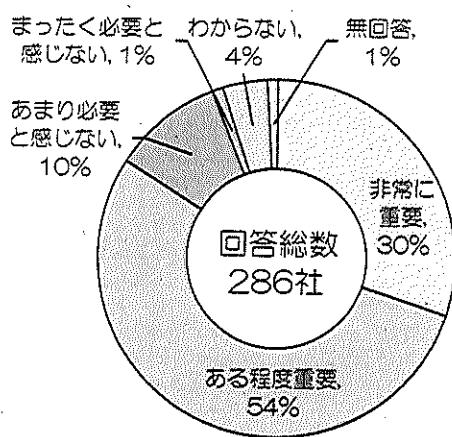
有効回答率：57.2%



## ア 環境対策に取組む重要度について

### ■ 環境対策に取り組む重要度

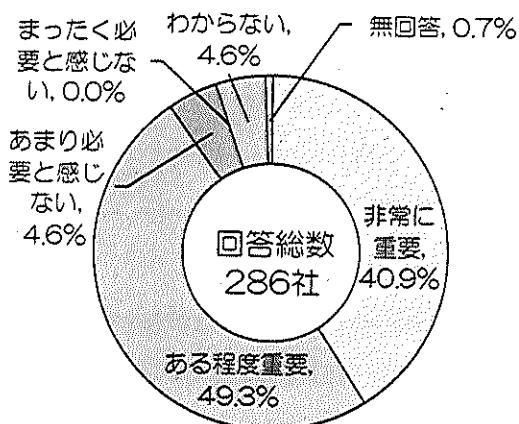
(経営面)



経営面

### ■ 環境対策に取り組む重要度

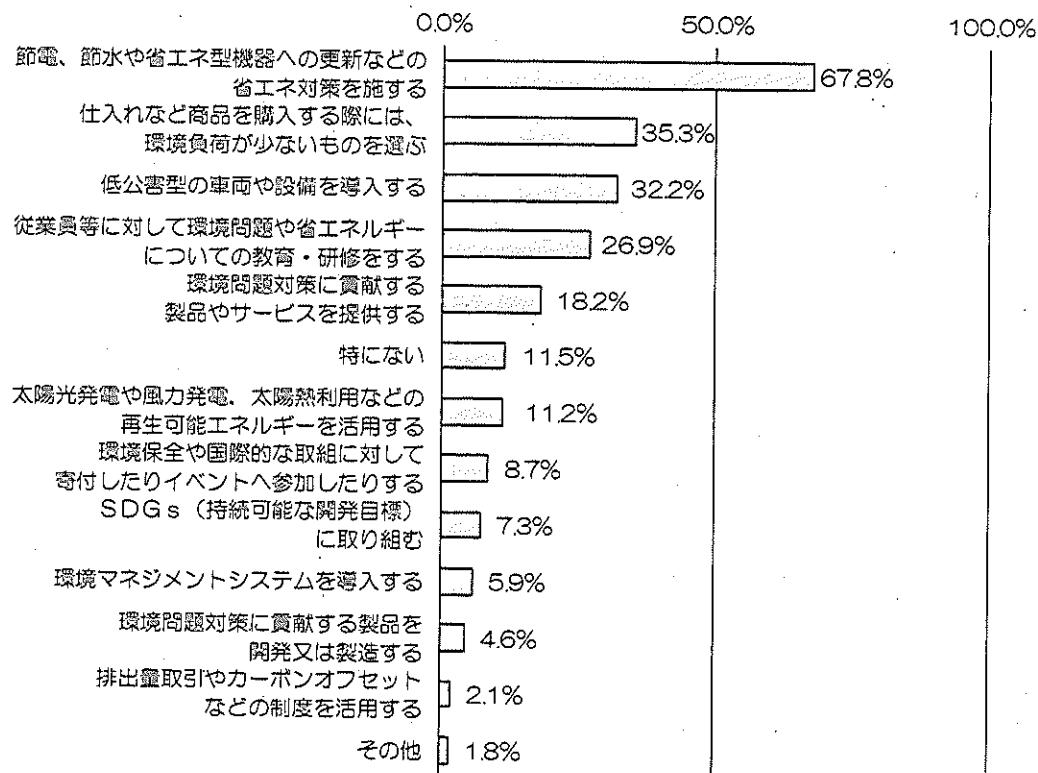
(社会貢献面)



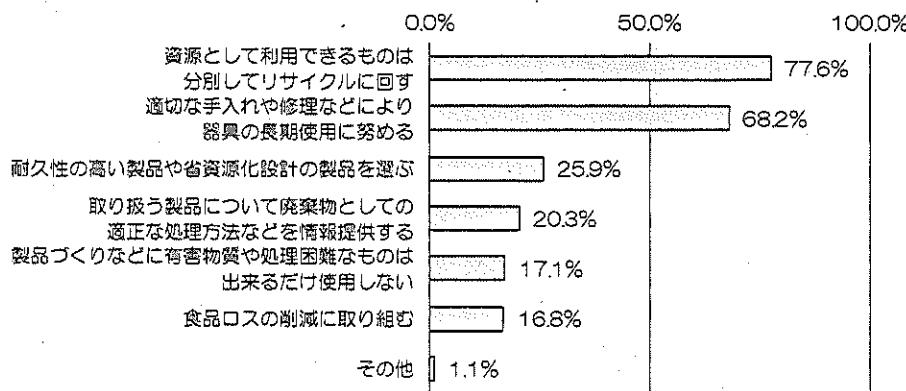
社会貢献面

## イ 実施している環境対策の取組について

### ■ 地球環境のために実施している環境対策の取組について

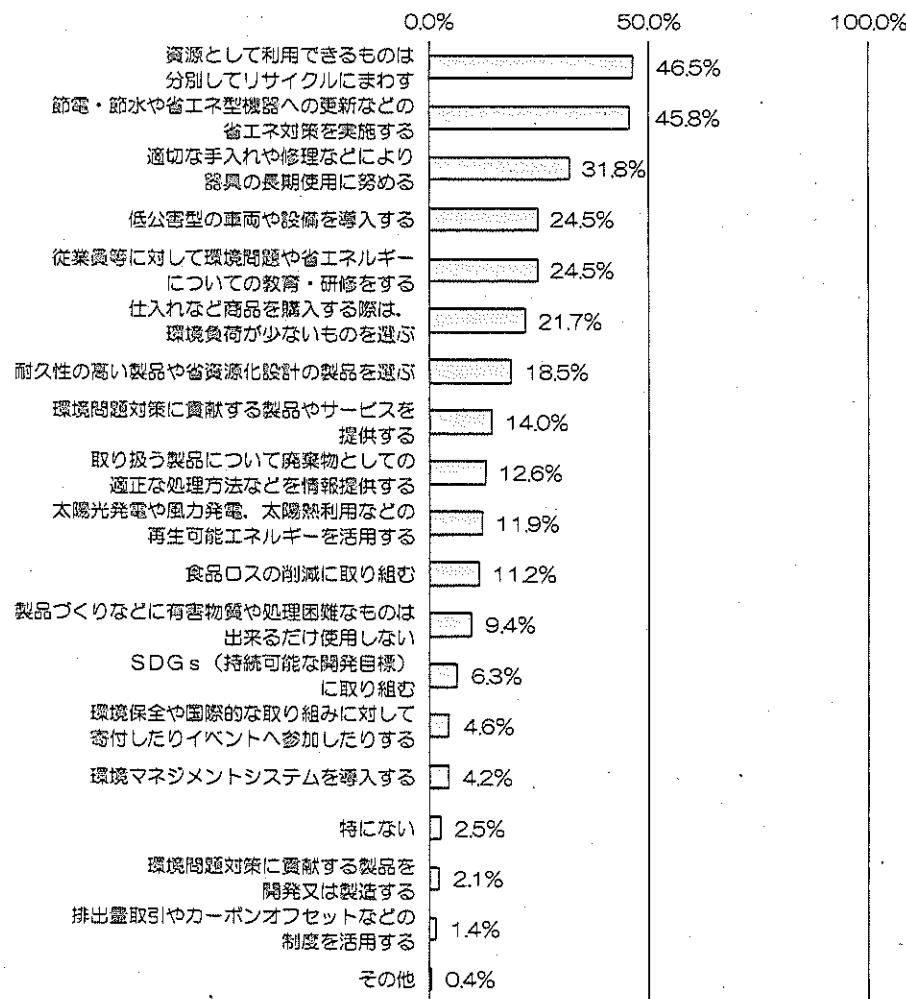


■ ごみの減量やリサイクルに関する取組について



ウ 今後取組みたい環境対策の取組について

■ 今後取り組みたい環境対策の取組について



- ・環境対策に取り組む重要度については、経営面及び社会貢献面のいずれも高いと考えている傾向が見られます。
- ・地球環境問題、ごみの減量やリサイクルに関する取組については65%以上の高い割合で実施している取組がある一方、「SDGsに取り組む」(7%)「食品ロスの削減に取り組む」(16%超)など、多くの事業所で取組がされていない項目もあり、啓発等を通じて今後も取組を推進していく必要があります。

---

## 資料－3 盛岡市環境基本計画（第三次）案に対する市民意見について

本計画の策定に当たっては、市のパブリックコメントの制度により市民の皆さんから意見募集しました。

### ■ 実施概要

#### 第三次計画の素案に対する意見の募集

募集期間：令和2年9月24日～

募集方法：電子メール

#### 第三次計画案に対する意見の募集

募集期間：

募集方法：

### ■ 実施結果

パブリックコメント実施後内容を記載予定

## 資料一4 盛岡市環境審議会 委員名簿

氏名	役職名等	区分	備考
渋谷 晃太郎	岩手県立大学総合政策学部 教授	知識経験	会長
小枝指 好夫	盛岡市町内会連合会 会長	団体推薦	副会長
浅沼 清一	岩手中央農業協同組合 代表理事組合長	団体推薦	
東 淳樹	岩手大学農学部 講師	知識経験	
伊藤 歩	岩手大学理工学部 教授	知識経験	
勝部 民男	岩手県建築士会 会長	知識経験	
後藤 克裕	公募委員	公募	
木幡 英雄	岩手県環境アドバイザー	知識経験	
小綿 明	丸ごとネットワーク 好摩東宮農環境保全会 事務局長	知識経験	
笹尾 俊明	岩手大学人文社会科学部 教授	知識経験	
佐々木 智子	盛岡商工会議所 女性会 副会長	団体推薦	
鈴木 亨	盛岡市小学校長会（松園小学校長）	団体推薦	
鷹木 嘉孝	盛岡広域森林組合 代表理事組合長	団体推薦	
高橋 光羊	岩手県環境生活部環境生活企画室 温暖化・エネルギー対策課長	知識経験	
塚田 浩子	(財)日本野鳥の会盛岡 幹事	知識経験	
松木 佐知子	岩手大学農学部 講師	知識経験	
丸山 ちはや	盛岡大学 短期大学部 幼児教育科 助教 芸術あそび 虹色の部屋主宰	知識経験	
皆川 千里	岩手県環境アドバイザー	知識経験	
八重樫 満	岩手県環境保健研究センター 副所長	団体推薦	
吉田 偉峰	公募委員	公募	

資料－5 盛岡市環境基本計画（第三次）に係る検討経過

年 月 日	経 過
令和元年 7月 10日	令和元年度 第1回盛岡市環境審議会 ・会長及び副会長の選出 ・盛岡市環境基本計画（第三次）の策定について
令和元年 11月 13日	令和元年度 第2回盛岡市環境審議会 ・盛岡市環境基本計画（第三次）の策定について ・構成案について
令和2年 2月 20日	令和元年度 第3回盛岡市環境審議会 ・盛岡市環境基本計画（第三次）策定における整理事項について ・盛岡市環境基本計画（第三次）の構成について ・第二次計画の達成状況について ・策定の背景について
令和2年 8月 26日	令和2年度 第1回盛岡市環境審議会 ・盛岡市環境基本計画（第三次）の策定について ・第三次計画素案について ・策定スケジュールについて
令和2年 11月 5日	令和2年度 第2回盛岡市環境審議会 ・盛岡市環境基本計画（第三次）の策定について
	今後の策定検討経過を記載予定

## 資料-6 用語解説

## 【あ行】

## アイドリングストップ

停車時にエンジンを停止すること。

## アスベスト

石綿。熱に強いこと、電気を通しにくいことから建築資材として使用されたが、吸引すると肺疾患を引き起こしたり肺癌の原因となることから、昭和55年以降建築材として使用されていない。

## 5つのP

SDGsは、すべての人のための目標の達成を目指し、もっとも脆弱な立場の人々に焦点を当てている。人間(People)、地球(Planet)、繁栄(Prosperity)、平和(Peace)のために、国際社会のパートナーシップ(Partnership)により実現を目指す目標であり、5つのPが重要としている。

## 一般地域騒音

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準が当てはめられる地域のうち、道路に面する地域以外の騒音。

## ウォーカブル推進都市

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を目指し、国内外の先進事例などの情報共有や、政策づくりに向けた国と地方とのプラットフォームへの参加などを通じてウォーカブルなまちづくりを推進する都市。

## エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象として、体験、学習を通じて、地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた。

## エコドライブ

自動車などを利用する際に、運転技術など誰でも実行できる手段で燃費を向上させようとする燃費向上施策であり、環境省では、「1. ふんわりアクセル」「2. 加減速の少ない運転」「3. 早めのアクセルオフ」など「エコドライブ10のすすめ」として普及・推進している。

## エコマーク商品

商品の「生産」から「廃棄」に至るライフサイクル全体を通して環境負荷が少なく、環境保全に役立つと認定された商品を示すマーク。(財)日本環境協会が認定事業を実施している。

## エネルギー収支

本計画では、地域外から取り入れたエネルギーと地域内で再生可能エネルギーを利用するこ<sup>ト</sup>により生み出したエネルギーの収支を示す。地域外からエネルギーを取り入れることは代金が地域外に流出することになり、地域内でエネルギーを生み出しそれを消費することは地域内の代金循環につながる。

## エネルギー代金

地域におけるエネルギー産業（石油・石炭・電力・ガス）の域際収支を表す。域際収支がマイナスであればエネルギー代金は流出であり、プラスの場合は流入である。

## エネルギーの地産地消

地域で生産されたエネルギーをその地域で消費すること。

## 温室効果ガス

太陽から地表に入射する紫外線や可視光線を通しやすく、地表から放射される赤外線を通しにくいという性質を持ち、大気下層・地表付近の温度を高く保つ現象を起こすガスの総称。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素が温室効果ガスとされている。

## 【か行】

### 外来種

人為的に他の地域から入ってきた、本来その地域いない生物のこと。生物によっては、その地域の生態系などに重大な影響を与えることがある。

### カーボンニュートラル

生産や活動に伴って排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素が同じ量であるためトータルとして大気中の二酸化炭素の量が変化しないという考え方。植物などは成長する過程で大気中から二酸化炭素を吸収するため、植物の焼却等によって生じた二酸化炭素の排出量はプラスマイナス0となる。

### 夏緑落葉広葉樹林帯

寒冷期（冬季）に落葉する広葉樹を主とする森林帯で、低温帯で十分な降水量がある地域で成立する。

### 環境活動評価プログラム

環境省が策定した、事業活動が環境に与える負荷の把握方法や事業者の環境活動のチェック方法、環境保全行動計画の策定・公表などについてプログラム化したもの。

### 環境基準

大気汚染、水質汚濁、土壤汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、法令に基づき定められるもの。

### 環境ビジネス

環境省では、環境ビジネスを「環境汚染防止」、「地球温暖化対策」、「廃棄物処理・資源有効活用」、「自然環境保全」の4つに分類している。

### 環境マネジメントシステム

組織や事業者が、運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を設定し、取り組むことをいう。環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション21や国際規格のISO14001がある。

**緩和策**

気候変動対策には、「緩和策」と「適応策」があり、「緩和策」は、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制することで進行を抑制しようとする取組のこと。

**近隣型公害**

日常生活などに伴って生じている音やにおいなど身近で生じた公害。

**グリーンカーテン**

窓の前をアサガオやゴーヤなどのツル性の植物でカーテンのように覆うもので、室内温度の上昇の抑制等に効果がある。

**グリーン購入**

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷をできるだけ少ないものを選んで購入すること。

**グリーンコンシューマー**

環境にやさしい消費者のこと。例えば、エコマークの付いた商品を購入するなど環境に配慮した行動をする消費者。

**グリーンマーク商品**

古紙を利用した再生品に付けられるマーク。

**グリーンリカバリー**

2020年度に世界的に流行した新型コロナウィルス感染症の流行で冷え切った世界経済の再起を図る際に、環境問題への取り組みも合わせて行おうとする政策の一つ。

**景観地区**

「景観法」に基づき規定される、都市計画法の地域地区。市街地の良好な景観の形成を図るため、建築物の形態意匠の制限、高さの最高限度等に係る事項が定められている。

**高効率照明器具**

高効率照明器具とは、現在の蛍光灯よりも大幅に効率を高めた器具を指し、具体的には、LED照明や有機EL照明など、従来の照明器具とは発光原理の異なる照明である。

**こどもエコクラブ**

子ども達が主体的に行う環境学習や環境の保全活動を支援することを目的として、環境省の事業に登録した、地域において環境に関する取組を行う数人から20人程度の小・中学生のグループ。

**【さ行】****再生可能エネルギー**

太陽光、風力、バイオマス、水力、地熱、太陽熱、雪氷熱、温度差熱、地中熱などの自然界に存在するエネルギーのこと。発電等で利用した場合、利用に伴う温室効果ガスは排出されない。

**シェアリング**

共有すること。本計画では、物品を多くの人と共有したり、個人間で貸し借りをしたりする際の仲介を行うサービスの総称として使用している。

**資源集団回収量**

町内会や子供会などの市民団体が行う資源回収量。

## 暑熱

夏の日の暑さのこと。

## 新・湯治

平成29年7月に「自然等の地域資源を活かした温泉地の活性化に関する有識者会議」により提言された、地域資源の活用に繋がる現在のライフスタイルにあった温泉地の過ごし方。訪問者は、温泉入浴に加えて、周辺の自然、歴史・文化、食などを活かした多様なプログラムを楽しみ、地域の人や他の訪問者とふれあうことで心身ともに元気になり、多くの人が訪れることで温泉地のにぎわいを生み出していくことを目指す取組。

## シンポジウム

一つの問題について、複数人で意見を述べ合い、質疑応答を繰り返す形の討論会。

## 森林の持つ二酸化炭素の吸收機能

森林は、光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収し酸素を放出している。炭素は幹などの成長に使われるため、森林が成長することによって炭素が貯蔵される。

## 水域類型

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する項目について、河川、湖沼、海域別に利水目的に応じて水域を分け設定した類型。各公共水域に水域類型のあてはめを行うことで、該当する水域の環境基準値が示される。

## 水源かん養

大雨が降った時の急激な増水を抑え、しばらく雨が降らなくても流出が途絶えないようにすること。

## 3R（スリーアール）

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つのRの総称。これに不要な物を買わない・断る（Refuse）を合わせた4R運動などもある。

## 【た行】

### ダイオキシン類

工業的に製造する物質ではなく、物を焼却する過程や農薬などの化学物質を製造する際などに生成される物質。難分解性であるため、環境中に放出されると土壤や水環境中に長期間残留し、生物濃縮を通じて生体に影響を及ぼすとされている。

### 多自然工法

河川改修などに当たって、生物の良好な生息・育成環境に配慮し、併せて人間にとっても親しめる自然環境を保全・創造する工法。

### 地域経済循環分析

市町村毎の「産業連関表」と「地域経済計算」を中心とした複合的な分析により、「生産」、「分配」及び「支出」の三面から地域内の資金の流れを俯瞰的に把握するとともに、産業の実態（主力産業・生産波及効果）、地域外との関係性（移輸入・移輸出）等を可視化する分析手法。

### 地域新電力

主に地域内の発電電力を地域内の施設に供給する地域密着型の電力小売事業者。地域の低炭素化の自立的な普及を促進する事業体として期待される。

### チップボイラー

木質チップをボイラー燃料として使用したボイラー。

### 長伐期施業

更新から主伐までの期間（伐期）の長い森林施業のことで、日本では60年以上の場合を長伐期と呼ぶことが多い。長伐期施業は、高質の木材を収穫しやすく、また森林生態系を長く保持するため、生物多様性や表土保全などの面でも優れた手法である。

### 低公害車

燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車の9種類が実用段階にある。低燃費かつ低排出ガス認定車。

### 適応策

気候変動対策には、「緩和策」と「適応策」があり、「適応策」は、効果ガスの排出を抑制しても避けることのできない影響に対して予防・低減させるための取組。

### テレワーク

情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。

### 特定植物群落

環境省が実施する「自然環境保全基礎調査」による学術上重要な植物群落又は個体群。

### トレードオフ

何かを達成するために別の何かを犠牲にしなければならない関係の事。

### 【は行】

#### パートナーシップ

複数の主体が、目標を共有し、力を合わせて活動すること。協働。

#### ばい煙

燃料等の燃焼に伴って発生するばいじん（すすなどの微粒子）、有害物質の総称。

#### ハンギングバスケット

吊り下げたり、掛けたりできる花鉢のこと。

#### 微小粒子状物質（PM2.5）

空気中を浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子をいい、物の燃焼などによって直接排出されるものと、大気中の化学反応により生成されたものがある。

#### 風致地区

「都市計画法」に基づき定めることができる地域地区のうち、都市の良好な自然的景観を維持することを目的として定めた地区。

#### フードドライブ

余っている食品をイベントや学校、職場などに持ち寄り、それを必要としている福祉団体・施設等に寄付する活動のこと。

#### フードバンクポスト

食料品の寄付を自由に入れることのできるポスト。寄付された食料品は生活困窮者等に無償で提供される。

## 複層林施業

垂直方向に階層の異なった樹冠を有する森林のことを複層林といい、複数の層が同時に存在する利点を活かして森林を管理する施業のことを複層林施業という。具体的には、すべての樹木を伐採して林地を裸地化する皆伐施業とは対照的に、層ごとに多段階に分けて伐採し管理を行う方法のことをいう。

## フロン

冷媒・噴霧剤・洗浄剤などに使われる物質であり、温室効果ガスである。

## 分散型エネルギー

比較的小規模で、かつ様々な地域に分散しているエネルギーの総称。非常時のエネルギー供給の確保やエネルギーの効率的活用、地域活性化に繋がるなどの意義がある。

## 【ま行】

### マスターplan

最も基礎、基本に据えられた優位性のある計画。

### マニフェスト

産業廃棄物による事故や環境汚染、不法投棄などの防止のため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められた、廃棄物の性状や、排出・運搬・処分に関する一連の流れを管理・確認するための伝票。

### マルチベネフィット

複数の社会課題を同時解決すること。

### 盛岡市景観計画

景観法第8条に定める良好な景観の形成に関する計画であり、景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針等を定めたもの。

### 盛岡市緑の基本計画

都市公園の整備や民間施設などを対象とする都市緑化の推進、緑化活動への市民参加の促進などを含んだ、緑に関する基本的な方針を定めた計画。

### 盛岡市木材利用推進方針

市産材の利用を図り、林業・木材産業の活性化と森林の公益的機能の維持増進や市民の市産材の利用を推進していくことを目的として策定した方針。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン

障がい者のため、高齢者のためという特別なデザインではなく、すべての人が使いやすく利用されやすい差別のないデザイン。

## 【ら行】

### リサイクル率

ごみの排出量に対するリサイクル量の割合。リサイクル量は、排出される時点で分別され資源化物として収集されたごみ量と焼却処理などの中間処理で発生した残さのうち、資源として利用されたごみ量を合わせた量。

【A】

*A I*

Artificial intelligence の略で人工知能のこと。

【B】

*BOD* (生物化学的酸素要求量)

有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物が一定条件のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量。

【C】

*COD* (化学的酸素要求量)

有機物による海水や湖沼水などの汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている被酸化性物質（主として有機物）が一定条件のもとで酸化剤によって酸化するときに消費される酸素の量。

【E】

*EMS* (エネルギー・マネジメント)

エネルギー・マネジメントシステムは、電気などの使用状況を把握・分析し、削減可能な箇所を見つけて対策を講じることで経費等の削減につなげるシステムを指す。

*ESCO*事業

省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業のこと。

*ESD* (持続可能な開発のための教育)

Education for Sustainable Development の略で、現代社会の課題を自らの問題として捉え、解決をしていくために学び、課題の解決につながる新たな価値観や行動を起こしていく取組。

*ESG*投資

環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行う投資のこと。

【G】

*GRP* (域内総生産)

Gross Regional Product の略で一定の地域内で生産された付加価値額を指す。

【I】

*ICT*

InformationandCommunicationTechnology の略で情報通信技術を指す。メール等を活用することで人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと。

*IoT*

InternetofThings の略で「モノのインターネット」と訳される。従来、コンピュータ同士を接続するために使用されていたインターネットに、さまざまな物を接続することで、モノ同士が情報伝送することができるようになった。

【N】

*NPO*

non-profit organization の略称。民間非営利団体。

---

[P]

P D C A サイクル

Plan (計画), Do (実行), Check (評価), Action (改善) を繰り返すことで、業務や取組を継続的に改善していく手法のこと。

p H (ペーハー、水素イオン濃度)

酸性、アルカリ性を示す指標で、中性は pH 7。酸性になると 7 よりも小さく、アルカリ性になると 7 よりも大きくなる。

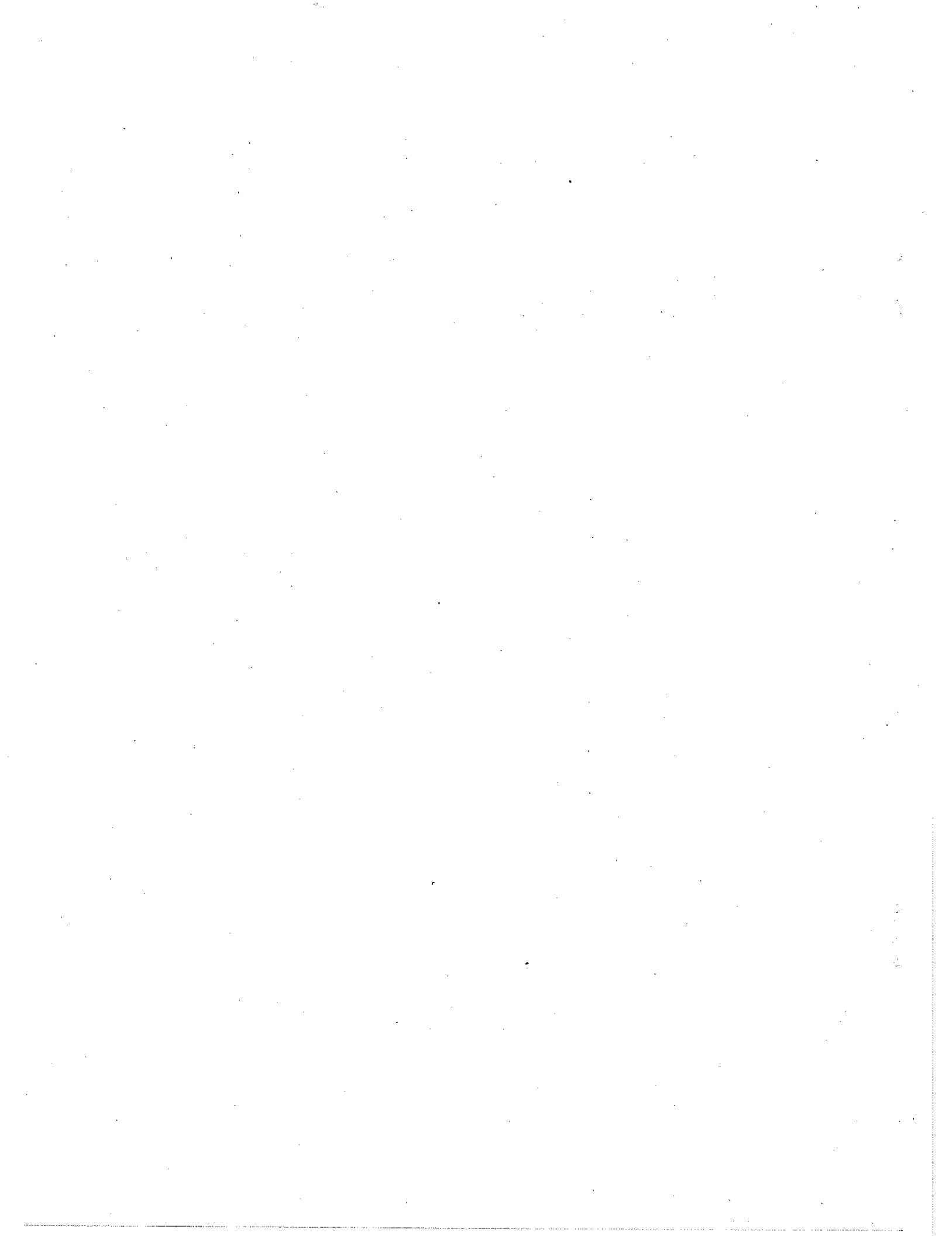
P O W E R - t o - G a s (パワーツーガス)

電力から水の電気分解を利用して水素やメタン等の気体燃料に変換し、貯蔵・利用する技術のこと。再生可能エネルギーは気象条件によって発電量が大きく変動するため、発電量が電力需要を上回った際の余剰電力を貯蔵し、再び気体燃料として使用する方法など技術開発が進められている。

[Z]

Z E H (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) [Z E B (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)]

住宅〔建物〕の断熱性能の向上などによる必要なエネルギー量の削減や、EMS や省エネルギー設備の設置による消費するエネルギー量の削減、太陽光発電システムなどによるエネルギーの創出を組み合わせることで、エネルギー消費量を正味でゼロにすることを目指す住宅〔建物〕のこと。



(案)

盛岡市自然環境及び  
歴史的環境保全計画  
(生物多様性地域戦略)

写真掲載予定

令和3年〇月

盛 岡 市

# 目 次

## 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画

I 計画策定の背景及び趣旨 ..... 1

II 計画の期間 ..... 1

III 計画の体系図 ..... 2

IV 基本方針 ..... 3

V 施策の体系 ..... 4

VI 施策の推進 ..... 5

### 基本方針 1 豊かな自然環境と生物多様性の確保【生物多様性地域戦略】

- (1) 環境保護地区等の保全 ..... 5
- (2) 河川、水辺、池沼、湧水等の保全 ..... 8
- (3) 自然・生物に関する情報の整備 ..... 9  
(希少種の把握と生息区域の保護)
- (4) 特定外来生物・有害鳥獣防除対策 ..... 14

### 基本方針 2 縁や自然とのふれあいの促進【生物多様性地域戦略】

- (1) 自然とのふれあいの場の確保 ..... 16
- (2) 環境学習の充実 ..... 18
- (3) 市民等との協働活動 ..... 21

### 基本方針 3 歴史的環境の保全

- (1) 保護庭園・保存建造物の保全 ..... 22
- (2) 旧町名の保存 ..... 24

資料編 ..... 25

I 盛岡市自然環境調査報告書 ..... 26

II 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例 ..... 45

III 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例施行規則 ..... 48

IV 指定地区・物件等一覧表 ..... 54

V 計画策定の経過 ..... 58

## I 計画策定の背景及び趣旨

本市は、自然植生の水平分布の上からみると夏緑落葉広葉樹林帯※に属し、垂直分布からみると低山地帯、山地帯、亜高山帯、高山帯があり、変化に富んだものとなっています。山間部には国有林を中心とし今では貴重な存在となった自然林が残存しており、そこにはブナなどの原生林も含まれ、ニホンカモシカやイヌワシなどの貴重な動物が生息しています。（※夏緑落葉広葉樹林帯：寒冷期に落葉する広葉樹を主とする森林帯で、低温帯で十分な降水量がある地域に成立）

水系からみると北上川、雫石川、中津川、築川、根田茂川、米内川など多数の水系があり、これらの河川の流域は、貴重な生物の生活の場となっています。

また、盛岡の街づくりは約400年前に遡り盛岡城築城にはじまるとされ、盛岡城跡や町割りに城下町の面影を残しており、現存する寺社仏閣や明治・大正期の建造物等は盛岡を特徴付ける景観として親しまれています。

そのような中、本市では、昭和46年12月に策定された盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例（以下、「保全条例」という。）第5条に基づき、盛岡市自然環境及び歴史的環境保全基本計画を策定し、これまで市独自の取組による様々な環境保全施策を推進してきました。

平成10年3月には盛岡市環境基本条例が施行され、同条例第8条に基づき平成12年3月に「盛岡市環境基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定されました。この基本計画が、本市の環境施策の総合的な計画を担うものとなったことから、盛岡市自然環境及び歴史的環境保全基本計画は、計画の名称を「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画」（以下、「保全計画」という。）に改め、自然環境分野の施策をより具体化した行動計画として策定されるものとなりました。

本市の保全条例は、歴史的に価値のある建造物や庭園、寺院等とそれを取り巻く自然を一体的に保全するという役割を担うものであり、日本国内の環境行政の中でも先進的な条例でしたが、平成16年6月に景観法が施行され、これまで保全条例で独自に指定していた保存建造物や保存樹木等は、景観法に基づく景観重要建造物や景観重要樹木に指定の移行が進み、建造物やシンボルとしての樹木は景観施策・文化財保護の施策において保全の理念が継承されました。

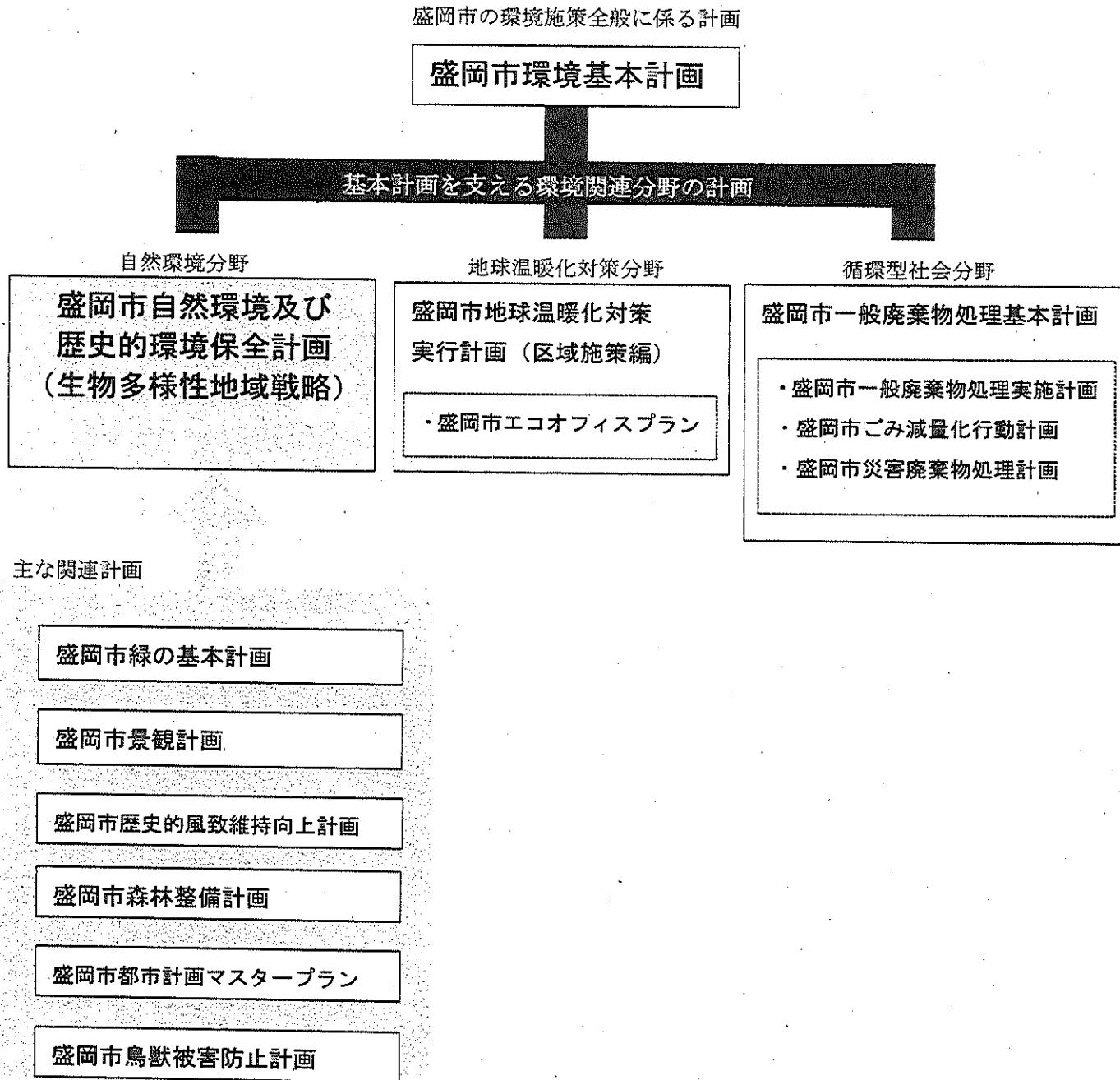
平成20年6月には、生物多様性基本法が施行され、同法第13条において「都道府県又は市町村は生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下、「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。」とされたことから、本保全計画の基本方針1と2は、生物多様性地域戦略として位置付けるものです。

## II 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

これは、本市の環境施策の総合的な計画である「盛岡市環境基本計画（第三次）」（令和3年度～令和12年度）の中間時期にあたり、また、生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略が令和3年度に改正される予定があることから、これらの動向を次期計画に反映できるよう設定しました。

### III 計画の体系図



## IV 基本方針

「盛岡市環境基本計画（第三次）」では「未来へとみんなが築く、自然と“わ”になるまち“もりおか”」をめざす将来像としています。これから環境問題は、経済や社会の課題も関連して解決につながるような、持続可能な取組が求められます。また、「人と自然」、「人と人」、「人と生物」のように多様な生物のつながり（共生）も大きなテーマのひとつです。

そして、生物多様性地域戦略を策定する意義は、本市の固有財産である生物多様性を守り活用することと、本市における人と自然に関わる課題を解消することにあります。

これらを踏まえて、保全計画ではこれまで先人たちが守り育ててきた盛岡の豊かな自然を、未来へ継承していくために、次の3つを基本方針とします。

### 基本方針1 豊かな自然環境と生物多様性の確保【生物多様性地域戦略】

本市には山林や農地、水辺など多様な自然環境が存在し、これらは多くの生物が生息・生育する場であるほか、水源かん養機能、水質浄化機能、自然災害の防御・低減機能、気温上昇緩和の機能など多くの環境保全機能を有しています。

また、市街地にある環境保護地区や公園等は、図らずも飛び石のように配され、生物にとって市街地周辺の山々や河川への移動を容易にさせる生態学的回廊（エコロジカル・コリドー）の役割を担っています。

こうしたことから、山林や農地、水辺、市街地の緑地などの自然環境を保全し、生物の多様性を確保します。

### 基本方針2 緑や自然とのふれあいの促進【生物多様性地域戦略】

花や緑は、人間にとって癒しや憩い、季節感を与える存在です。また、観光やレジャーの場としての機能や絵画や音楽、伝統文化に与える影響など「文化的サービス」の機能を持っており、私たちの生活に重要な役割を果たしています。

一方、ライフスタイルの変化や都市化の進行に伴い、日常生活の中で緑と親しんだり、自然環境の重要性や公益性、自然の多様性などを学ぶ機会が少なくなっています。

このため、緑や自然とのふれあいや体験ができる場の創出に努め、積極的に緑や自然とのふれあいを促進します。

### 基本方針3 歴史的環境の保全

歴史ある庭園や屋敷林、街並みに溶け込んだ建造物は、城下町盛岡の歴史的景観を形成していました。私たちにまちへの親しみや誇りを感じさせます。

良好な景観を構成する存在として、また市街地における身近な緑とふれあえる場として歴史的環境の保存と活用に努めていきます。

## V 施策の体系

基本方針	施策
基本方針 1 豊かな自然環境と生物多様性の確保 【生物多様性地域戦略】	(1) 環境保護地区等の保全 (2) 河川、水辺、池沼、湧水等の保全 (3) 自然・生物に関する情報の整備 (希少種の把握と生息区域の保護) (4) 特定外来生物・有害鳥獣防除対策
基本方針 2 緑や自然とのふれあいの促進 【生物多様性地域戦略】	(1) 自然とのふれあいの場の確保 (2) 環境学習の充実 (3) 市民等との協働活動
基本方針 3 歴史的環境の保全	(1) 保護庭園・保存建造物の保全 (2) 旧町名の保存

## VI 施策の推進

### 基本方針 1 豊かな自然環境と生物多様性の確保

#### (1) 環境保護地区等の保全

##### ① 現況と課題

国や県の制度では優れた自然環境を保全するため、森林生態系保護地域、自然環境保全地域、環境緑地保全地域及び県立自然公園等が指定されており、都市計画法の規定により風致地区が指定されています。

こうした区域の他に、自然環境を守り未来につなげていくために、身近な自然環境で保全が必要な地区等を保全条例で環境保護地区、保護庭園及び環境緑化地区に指定し、所有者や市民等の理解と協力のもと保全に努めてきました。

市街地に点在する環境保護地区、保護庭園は、動植物にとって重要な生息場所として、市民にとっては身近に自然にふれあえる場所として盛岡のまちに溶け込んでいました。

しかしながら、指定から半世紀近くが経過し、所有者の高齢化や相続の問題、維持管理にかかる負担が大きいなど、指定を継続し、後世に残していくためには課題もあります。

#### 【国有林野經營規程及び保護林設定要領による指定】

貴重な原生林の保護域として、国有林野經營規程及び保護林設定要領に基づき、早池峰山周辺が森林生態系保護地域の指定を受けています。(令和元年度末現在)

名 称	面 積	備 考
早池峰山周辺森林生態系保護地域	盛岡市域分480.78ha (砂子沢・毛無森地域) ※保護地域全体8,144.71ha	保存地区319.19ha 保全利用地区161.59ha

#### 【鳥獣保護区の設定】

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、岩手県では野生鳥獣の保護繁殖及び狩猟の適正化を図るため、鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域を設定しています。(令和元年度末現在)

	鳥獣保護区	休猟区	特定猟具使用禁止区域	備考
箇所数	13	0	7	
面積 (ha)	11,269	0	16,061	一部隣接自治体を含む

### 【岩手県自然環境保全条例による指定】

生物多様性を確保し、優れた自然環境や身近な自然環境の保全を図るため、岩手県自然環境保全条例に基づき、次の地域が自然環境保全地域及び環境緑地保全地域に指定されています。

(令和元年度末現在)

	箇所数	位 置	面 積
自然環境保全地域	1	区界高原	550ha (宮古市域分を含む。)
環境緑地保全地域	1	国道4号及び282号沿線の 沿道の樹木林	22ha (滝沢市域分を含む。)

### 【県立自然公園条例による指定】

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、県立自然公園条例に基づき、次の地域が県立自然公園に指定されています。

(令和元年度末現在)

	公 園 名	面 積
県立自然公園	外山早坂高原県立自然公園	9,333ha (岩泉町域分を含む。)

### 【都市計画による風致地区の指定】

風致地区は、都市における風致を維持するために定められる地域地区で、都市計画区域内(準都市計画区域内を含む)において自然的要素と一体となって良好な環境の形成が望まれる地区において自然的要素の保全・創出を図りつつ、建物や工作物の開発内容について一定の規制を行うことにより、風致に富んだ良好な都市環境の形成を図る制度です。

(令和元年度末現在)

名 称	面 積	備 考
高松風致地区	106.08ha	S27.7.24 告示
山王風致地区	105.05ha	〃

### 【盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例による指定】

住民の保健及び休養のため又は都市景観上保護することが必要な緑地を環境保護地区として、環境保護地区の緑地に準ずる機能を有する庭園又は屋敷林を保護庭園として、道路の沿線又は緑地の少ない地域のうち積極的に修景緑化を図ることが必要な地区を環境緑化地区として指定しています。(参照:資料編P54~56)

(令和元年度末現在)

名 称	件 数	面 積
環境保護地区	19 箇所	175.9ha
保護庭園	7 箇所	2.1ha
環境緑化地区	3 箇所	231.0ha



環境保護地区「高松神社地区」



環境保護地区「川留稻荷地区」

## ② 取組内容

取組内容	実施期間					
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
ア 環境保護地区等を2年で1巡する巡視を行い、環境審議会自然・歴史環境部会に対し現況及び管理状況を報告します。	巡視			巡視		巡視
イ 巡視結果を基に、必要に応じて区域の変更や廃止、新設を行います。 (2年に1回を定期検討時期とする。土地所有者からの届出等による変更は隨時審議。)				地権者からの届出等は隨時審議	定期審議	定期審議
ウ 環境保護地区等に対する固定資産税の減免制度を継続するとともに、保全のための新たな支援策等を検討します。	減免期間 (H30～R4)			次期減免予定期間 (R.5～R.9)		

## ③ 市民の皆さんができること

環境保護地区に指定された地区内において、山林の大規模な伐採のように生態系に悪影響を及ぼすような土地利用の変更は避け、代替地の検討や代替策を講ずるように努めましょう。

## (2) 河川、水辺、池沼、湧水等の保全

### ① 現況と課題

本市は、市内中心部を流れる北上川を中心に、支流である零石川、中津川、築川など大小の清らかな流れがあり、北部の生出地区は、清らかな湧水に恵まれています。また、御所ダム、岩洞湖などのダム湖等の静水域が多く、いずれも水質は良好に保たれています。特に中津川は、県庁所在都市の中心部を流れる河川でありながら、サケの遡上が見られ、川遊びや釣りを楽しめるなど四季を通じて市民に親しまれている河川であり、「平成の名水百選」に選定されており、きわめて美しい景観と豊かな自然環境が残されています。生出地区的湧水は、その豊富な水量と良好な水質により、希少な水生植物の生育が確認されているほか、水道水源や農業用水などとして大切な資源となっています。

以上のように市内の水域は良好な環境が保全されていますが、一方で、年間を通じて水質異常事故が発生していることから、こうした事故を未然に防ぐことや水源となる森林を保全していくこと、水辺の多様な生態系を維持していくことが重要な課題となります。

### ② 取組内容

取組内容	実施期間					
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
ア 市内で実施する河川やダム湖の環境保全活動を支援します。						
イ 河川等における水質異常事故防止のための周知及び啓発を行います。						
ウ 水質異常事故への対応に係る研修に参加したり、水質異常事故発生時の対応マニュアルを作成し、事故発生時の対応訓練を年に1回行います。					年 1 回 実 施	
エ 特定事業場等からの排水を監視し、河川や地下水の水質検査を実施して汚濁防止に努めます。						

### ③ 市民の皆さんができること

- ア プラスチックゴミなどの投棄によって、きれいな水辺が失われることがないよう、レクリエーション後はゴミの持ち帰りの励行や、指定場所に正しく分別して捨てるようにならう。
- イ 灯油等の油類の流出防止のために、日ごろからホームタンク等の設備点検を行いましょう。



中津川を遡上するサケ

### (3) 自然・生物に関する情報の整備（希少種の把握と生息区域の保護）

#### ① 現況と課題

市域は、自然植生の水平分布から見ると夏緑落葉広葉樹林帯に属し、垂直分布から見ると低山帯、山地帯、亜高山帯、高山帯があり、多種多様な植生が分布しています。

砂子沢源流・毛無森地区は市内で唯一極相林が認められ、貴重な原生の自然環境が残っています。山地帯は主にスギやアカマツ・カラマツの植林地やコナラ群落などの二次林になっており、市街地の周辺は丘陵地や水田、畑地が広がっています。

野生生物では、丘陵・山間地でイヌワシ、クマタカ、オオタカなどの大型猛禽類や、ニホンカモシカやツキノワグマなどの大型ほ乳類などの生息が確認されるなど豊かな生態系が見られます。

水辺環境では、北上川や御所ダム、高松の池などはカモ類、ハクチョウ類などの飛来地となっています。また、四十四田ダム周辺、下厨川の一帯、零石川河川敷など、市街地及びその周辺部において両生類・は虫類や各種の昆虫類の生息が確認されています。

こうした市域の多様な植物種や野生生物を保護していくために、岩手県が策定している「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」（平成14年3月策定）及び「希少野生動植物保護基本方針」（平成14年8月公表）にしたがい、県と協力しながら、希少種の保護に努めています。

市域の希少な動植物を守るために、その生息・生育環境を把握することが重要ですが、直近の自然環境調査から年数が経過していることから、現況を正確に把握することが重要な課題となっています。

【動植物の生息状況の調査】

これまでに盛岡市で実施した「自然環境調査」は以下のとおりです。

実施年度	主な調査対象範囲
昭和48年度～昭和52年度	旧盛岡市域
平成2年度～平成6年度	盛岡地域および都南地域
平成14年度～平成17年度	盛岡地域および都南地域
平成18年度～平成22年度	玉山地域（蘿川地区を除く）

【植物】盛岡地域・都南地域

種別		科	種	希少種
シダ植物		16	87	5
種子植物	裸子植物	5	9	0
	被子植物	19	364	79
	单子葉植物	110	934	35
	双子葉植物	150	1,394	119
合計		150	1,394	119

【動物】盛岡地域・都南地域

種別	目	科	種	希少種
哺乳類	7	14	31	9
鳥類	16	43	202	66
爬虫類	2	5	11	3
両生類	2	6	14	4
魚類	7	12	32	4
昆虫類	21	367	5,390	73
その他	11	47	185	8
合計	66	494	5,865	167

(出典：盛岡市自然環境等基礎調査報告書／平成17年度)

【植物】玉山地域

種別		科	種	希少種
シダ植物		10	37	1
種子植物	裸子植物	5	10	0
	被子植物	18	173	1
	单子葉植物	87	474	25
	双子葉植物	120	694	27

【動物】玉山地域

種別	目	科	種	希少種
哺乳類	5	9	13	3
鳥類	14	36	84	14
爬虫類	1	3	6	0
両生類	2	6	10	4
魚類	5	6	15	4
昆虫類	18	242	1,655	21
その他	9	18	20	6
合計	54	320	1,803	52

(出典：玉山区自然環境調査報告書／平成23年度 ※なお、蘿川地区は未調査です。)

【岩手県内希少種の分類群別選定種数】

分類群別選定種数								
区分	絶滅(Ex)	野生絶滅(Ew)	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	情報不足	合計
シダ植物	3	0	11	12	8	2	4	40
種子植物	8	0	153	205	143	18	54	581
植物計	11	0	164	217	151	20	58	621
脊椎動物	哺乳類	2	0	5	10	3	4	24
	鳥類	1	0	14	24	27	31	99
	爬虫類	0	0	0	0	3	1	4
	両生類	0	0	0	0	4	4	8
	淡水魚類	1	0	4	2	5	6	20
節足動物	昆蟲類	1	0	20	30	55	94	233
	その他	0	0	0	1	2	0	1
	0	0	0	0	0	43	7	50
軟体動物	陸産貝類	0	0	0	1	19	0	0
	淡水産貝類	0	0	4	5	1	0	10
動物計	5	0	47	73	119	183	45	472
合計	16	0	211	290	270	203	103	1,093

(出典:いわてレッドデータブック いわての希少な野生生物(2014年版) )

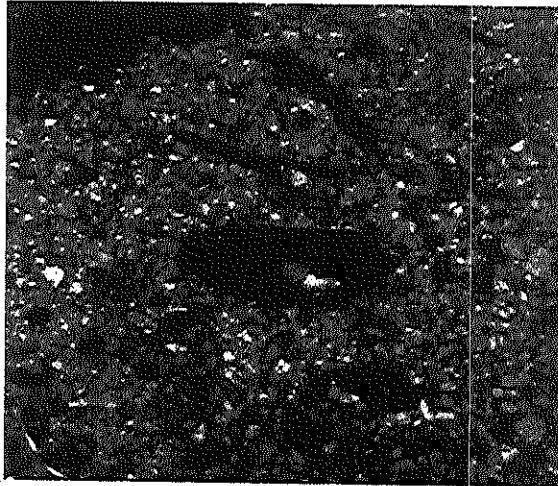
【いわてレッドデータのカテゴリー区分】

区分	基本概念	要件
絶滅 (Ex)	すでに絶滅したと考えられる種	環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅」の基準に該当する種
野生絶滅 (Ew)	飼育・栽培下でのみ存続している種	環境省レッドデータブックカテゴリーの「野生絶滅」の基準に該当する種
Aランク	1. 絶滅の危機に瀕している種 現在の状況をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難な種 2. 岩手県固有で分布が局限しており、存続基盤が極めて脆弱な種	次のいずれかに該当するもの 1. 環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅危惧Ⅰ類」の基準に相当する種 2. 岩手県固有で分布が局限しており、存続基盤が極めて脆弱な種
Bランク	絶滅の危機が増大している種 現在の状況をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来Aランクに移行することが考えられるもの	環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅危惧Ⅱ類」の基準に相当する種
Cランク	存続基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育条件の変化によってはAランク及びBランクに移行する要素を有するもの	環境省レッドデータブックカテゴリーの「準絶滅危惧」の基準に相当する種

区分	基本理念	要件
Dランク	1. Cランクに準ずる種 2. 優れた自然環境の指標となる種 3. 岩手県を南限または北限とする種等	次のいずれかに該当するもの 1. 現状では絶滅の恐れはないが、最近減少が著しい等、Cランクに準ずる種 2. 優れた自然環境の指標となる種 3. 岩手県を南限または北限とする種や特殊な分布をする種
情報不足		環境省レッドデータブックカテゴリーの「情報不足」の基準に相当する種

(出典:いわてレッドデータブック いわての希少な野生生物(2014年版))

### 【市域で確認された希少種の一例】

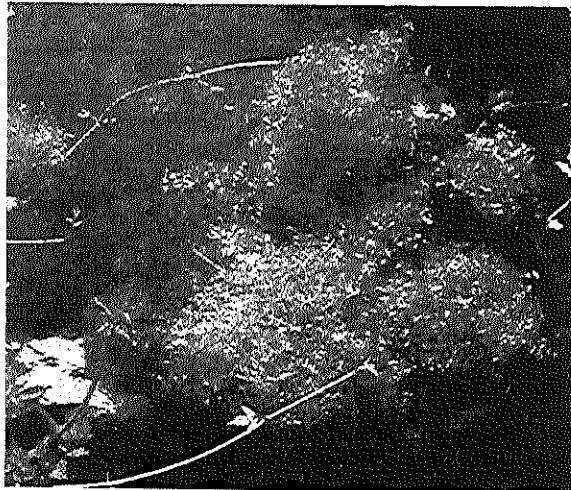


カワシンジュガイ（淡水産貝類）

【区分】岩手県：Bランク 環境省：絶滅危惧Ⅱ類

#### 【生育状況】

最高水温 20℃を超えない、水質のきれいな流水 中で、砂礫や石礫質の河床に殻を半分ほど埋めて直立した状態で生息している。



ヒンジモ（水生植物）

【区分】 岩手県：Aランク 環境省：絶滅危惧Ⅱ類

#### 【生育状況】

池沼、湧水地、そこから流出した小川などの水域で、水温 9~15℃程度で年間を通して一定しているところに生育している。

## ② 取組内容

取組内容	実施期間					
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
ア 市内で確認されている希少種やその生息区域を把握し、岩手県と情報共有すると共に、その保護活動に協力していきます。						
イ 自然環境等基礎調査を行い、市域の自然環境に係る基礎データを更新します。 市が取りまとめを行うものとしますが、その手法については、業務委託、市民参加型、動植物や昆虫などを調べている市民団体に協力を得るなどさまざまな手法を、幅広く検討していきます。	手法の検討	実施計画の作成 予算確保				自然環境等基礎調査実施

## ③ 市民の皆さんができること

希少種が確認されている場所にむやみに立ち入ったり、希少種を持ち去るのはやめましょう。そこに生息する動植物がこれからもそこに棲み続けることができるよう、見守りましょう。

## (4) 特定外来生物・有害鳥獣防除対策

### ① 現況と課題

本市において確認されている特定外来生物では、オオハンゴンソウやオオキンケイギクといった植物種が農用地や河川敷、公園等に、オオクチバスやブルーギルといった魚類が河川やダム湖等に侵入しており、在来種を脅かす存在となっています。哺乳類の特定外来生物の目撃情報はまだありませんが、岩手県内では確認された種もあることから、近隣市町村への侵入動向を注視していく必要があります。

また近年、農林業や生活環境への被害をもたらす有害鳥獣として、ニホンジカやハクビシンについての相談が増加しています。民家周辺でのツキノワグマの目撃や住宅街でのイノシシの出没も報告されるようになり、野生鳥獣と人との「すみ分け」を明確にしていくことや個体数調整も求められています。

こうした現状から、種によってどういった防除策が必要であるか研究を重ね、対策を講じていく必要があります。

#### 【本県で確認されている特定外来生物】

分類群	和名
哺乳類	アメリカミンク、アライグマ
両生類	ウシガエル
魚類	オオクチバス（ブラックバス）、ブルーギル
昆蟲類	セイヨウオオマルハナバチ
クモ、サソリ類	セアカゴケグモ
植物	アレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ

(出典: 岩手県自然保護課)

#### 【盛岡市域での有害鳥獣捕獲実績】

	ハシブトカラス(羽)	ハシボンカラス(羽)	カルガモ(羽)	ヒヨドリ(羽)	ムクドリ(羽)	キジバト(羽)	スズメ(羽)	ドバト(羽)	ゴイサギ(羽)	ハクビシン(匹)	タヌキ(匹)	アナグマ(匹)	ニホンジカ(頭)	イノシシ(頭)	ツキノワグマ(頭)
H22	997	721	1,080	183	249	165	99	33	0	0	0	0	0	-	18
H23	854	872	1,089	208	208	116	58	58	0	3	0	0	0	-	10
H24	950	872	990	179	237	145	87	29	0	11	0	0	3	-	17
H25	855	880	940	179	237	145	87	29	12	9	0	1	48	-	11
H26	894	975	985	180	210	120	60	60	0	9	0	0	89	-	13
H27	943	983	1,010	188	302	152	76	76	0	23	0	0	28	0	8
H28	957	919	998	184	286	136	68	68	0	12	2	0	65	0	23
H29	1023	935	989	155	290	140	70	70	0	25	0	0	80	0	15
H30	888	798	948	214	278	128	64	64	0	31	0	0	80	0	20
R1	771	753	1080	206	262	112	56	56	0	19	10	0	88	2	38

本表は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法律第9条（有害鳥獣捕獲）に基づく許可による捕獲実績です。

有害鳥獣捕獲は、鳥獣による被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合であって、防除対策によつても被害の防止ができないと認められるときに、被害の防止及び軽減を図るために行われる場合に許可しております。

イノシシの有害鳥獣捕獲については、盛岡市への許可権限の委託が平成27年4月1日であり、平成27年以降の実績を記載しております。

ツキノワグマの捕獲許可是、人家敷地内への侵入等緊急時を除き岩手県の許可によるものであり、その実績を記載しております。

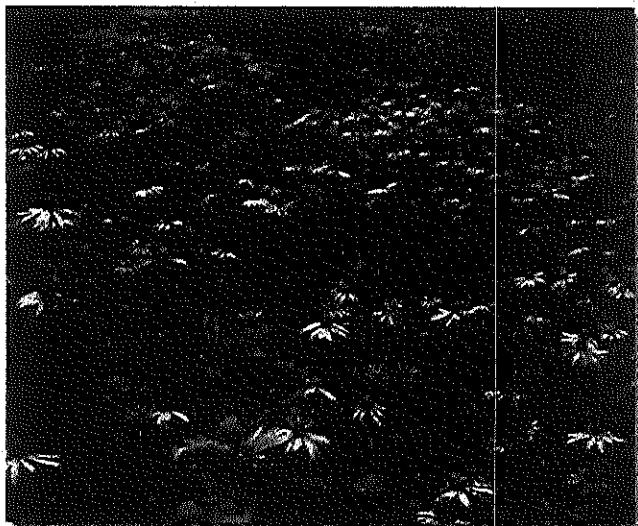
なお、ニホンジカ及びイノシシについては、狩猟による捕獲の推進、有害捕獲の効果的な実施及び岩手県の指定管理鳥獣捕獲等事業の実施により個体数の調整が行われております。

## ② 取組内容

取組内容	実施期間					
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
ア 市民から寄せられた情報や自然環境等調査を基に市内で確認された特定外来生物・生態系被害防止外来種の分布の把握に努めます。						
イ 特定外来生物・生態系被害防止外来種の分布を把握した上で、有効な防除対策の検討や研究を行います。						
ウ 市民が実践できる特定外来生物・生態系被害防止外来種の防除対策を広報やホームページ、回覧板等で周知していきます。						
エ 市民から寄せられた生活環境に被害をもたらす有害鳥獣の情報を整理し、必要な対策の検討や研究を行います。						
オ 公共事業を実施する際には、生態系に影響を与えないよう多自然型工法などを検討するよう関係機関に働きかけます。						
カ 特定外来生物の防除活動を行う団体やイベント等に対して支援していきます。						

## ③ 市民の皆さんができること

- ア 特定外来生物については、「外来種被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）」を守りましょう。
- イ 野生動物と私たち人間が適度な距離を保ちながら共存するために、自己防衛策を徹底することと野生生物との関わり方に気をつけましょう。例えば、野生動物を居住地域に寄せ付けないために、生ごみやペットフードなどを庭先に放置しないようにしましょう。畑や果樹も定期的に管理し、収穫物を放置しないようにしましょう。また、野生動物にむやみに餌を与える行為はやめましょう。



特定外来生物「オオハンゴンソウ」



特定外来生物「オオキンケイギク」

## 基本方針2 緑や自然とのふれあいの促進

### (1) 自然とのふれあいの場の確保

#### ① 現況と課題

本市の市街地は、丘陵地や田園などの緑に囲まれているほか、市街地内を北上川や中津川などの河川が貫流しており、多様で豊かな自然に恵まれています。こうした恵まれた自然環境を活かし、市民が気軽に散策できるよう開設された近郊自然歩道や森林浴、野外レクリエーションを目的とした森林公园などがあります。また、市街地でも緑豊かな大規模公園（高松公園、中央公園、渋民公園など）や環境学習の場として開設されたエコアス広場などがあり、市民が身近な自然に親しめる場が数多くあります。

こうした場を活用してもらえるよう情報の発信が求められているほか、安全に、そして継続的に利用してもらえるよう適切な整備、管理が求められています。

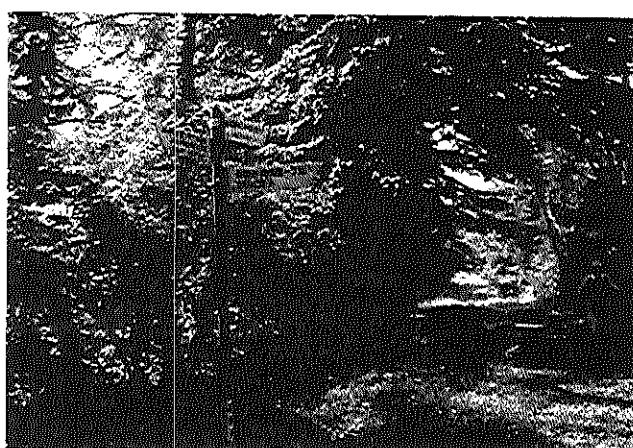
市民が自然に対する関心と理解を深め、自然環境を大切にする心を育めるよう、自然とふれあう場を守り維持していく必要があります。

## ② 取組内容

取組内容	実施期間					
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
ア 近郊自然歩道の維持管理を行います。 なお、既設の近郊自然歩道の中には、公共交通手段がなくなったり、ルート中に危険箇所が生じているものがあるため、コース設定の見直しを行います。			維 持 管 理			
イ 近郊自然歩道の魅力を伝えるため、ホームページ等での情報提供やガイドブックを作成し配布します。 また、近郊自然歩道を活用したイベント等を実施します。			コース新設・廃止の検討			
ウ エコアス広場、松園子ども自然観察園の活用促進のための周知をします。			ホームページ等での情報発信・ガイドブックの配布は随時			
エ エコアス広場に野鳥や昆虫などが集まる樹木の植栽を行います。		新ガイドブック 検討	ガイドブック 作成			
オ 市内にある緑地、自然公園等であまり知られていないような場所を紹介します。 また、ホームページや広報等を活用して情報発信に努めます。		予定期間	年に2箇所程度選定し情報発信			

## ③ 市民の皆さんができること

市内には気軽に自然散策ができるコースや公園等がいくつもありますので、活用しましょう。



近郊自然歩道「高松・四十四田」コース

【近郊自然歩道9コース】

	コース名	所要時間（距離）	主な特徴
1	北山散策路	約2時間（約4km）	愛宕山から高松の池へ。郷土ゆかりの先人の詩碑や記念碑等と花や鳥を楽しむコース。
2	蝶ヶ森たたら山コース	約2時間（約3km）	「門のシダレカツラ」から果樹園と丘陵地を巡り、眺望の変化を楽しみながら歩く。
3	白滝コース	約2時間（約4km）	岩山南斜面にある名勝「白滝」を訪ね、国道106号から岩山へ。水と緑のコース。
4	高松・四十四田コース	約3時間（約5.5km）	高松の池から小鹿公園を経て四十四田ダムに至る道。隠れ里を訪ねるようなコース。
5	大志田・中津川コース	約5時間（約13km）	JR山田線沿線の山間渓流沿いの道。新緑と紅葉の時期が最適。
6	太田薬師コース	約2時間（約4km）	奥羽山脈麓に佇む薬師神社を訪ね、渓流沿いの道からオガセ滝を経てブナ林を歩く。
7	岩山散策路	各1時間程度（各1～2km）	2つの登山路と1つの野鳥観察路。気軽に山登りを楽しみたい方向け。
8	大ヶ生・朝島山コース	約3時間（約3.6km）	リンゴ園を起点に眺望豊かな里山の秀峰を登る。周回可能な3つの登山コース。
9	ニツ森コース	約3時間（約5.5km）	綱取ダム湖畔の低山帯を巡り農地集落を歩くコース。里山の散策を楽しみたい方に。

(2) 環境学習の充実

① 現況と課題

市民が自然環境や動植物に関心を持ち、将来にわたり人とさまざまな生き物が暮らしやすいまちを実現するためには、環境について正しい理解や知識を得ることができる学習の機会を継続的に提供することが重要です。環境に関心を持ち、環境への負荷を軽減させる行動を日常生活の中で習慣的に行うことが、持続可能な社会を形成していく一助となります。

学校教育の中で、環境問題について触れる機会は増えました。しかし、放課後や休日は習い事や部活動のほか、家の中で過ごす時間が増えている中で、自然の中で動植物を見たり、触れたりする機会は減ってきています。子供たちや働き盛りの世代が、身近な自然に親しみ、身近な問題として環境について考える機会を提供することが求められています。

## ② 取組内容

取組内容	実施期間					
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
ア 市主催の環境学習講座や環境関連イベントを通じて、市民に生物多様性や自然環境の保全について考える機会を提供していきます。						
イ NPO や民間団体による自然観察会や環境保全活動を支援します。						

## ③ 市民の皆さんができること

- ア 自然観察会や環境保全に係る活動に積極的に参加しましょう。
- イ 自然体験や環境学習の中で学んだことを家族や身近な人に伝えたり、日常生活の中で環境負荷の軽減につながる行動ができないか考えてみましょう。



「エコアス広場」での環境学習講座

【市内で活動する環境保全・歴史探求等の活動団体】

団体名	活動内容
イーハトーブ盛岡保全管理協議会	イヌワシの保護を目的にイヌワシの棲む森の整備活動を行っている。年4回程度、森林内の間伐やノウサギ等の隠れ家造成、ニホンジカ移動防除柵の設置等の作業を実施している。
御所湖の清流を守る会	御所湖とその流域の清流を公害から守り、住民の健康な生活と自然環境を保護するため、昭和55年10月に設立。 春・秋の御所湖周辺統一清掃活動、御所湖ニュースの発行、清流を守るポスター募集などを実施。
綱取ダムの環境と清流を守る会	綱取ダムの環境を保全し、中津川上流の清流を守り、住民の健康な生活と自然環境を保護することを目的に昭和57年10月に設立。 春・秋の一斉清掃活動、花いっぱい運動、さけの稚魚放流会などを実施。
街づくりわいわい塾	昭和59年、アメニティ市民講座として設立。主に景観からの視点を中心に盛岡の街づくりをテーマにした勉強会や視察会を年間10回前後開催している。
松園子ども自然観察園をきれいにする会	盛岡市西松園地内にある「盛岡市松園子ども自然観察園」園内の巡回や簡易清掃等を行うと共に年6回程度、園内で自然観察会を実施している。
盛岡の歴史を語る会	昭和47年、郷土の歴史を学習し理解を深める目的で結成。月1回の歴史講座や見学会、街歩き探訪会を開催している。「もりおか物語」全10巻を編集発行。

※本表で紹介している団体は、環境企画課で活動に支援または参加している団体であり、市内で活動するすべての団体を網羅したものではありません。



「綱取ダムの環境と清流を守る会」一斉清掃活動の様子

### (3) 市民等との協働活動

#### ① 現況と課題

自然にふれあう機会の確保や環境学習を推進していますが、これからはそうした機会を通じて、市民の皆さんと一緒に地域の身近な自然についての課題を解決していく活動に取り組んでいくことが重要となります。

#### ② 取組内容

取組内容	実施期間					
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
ア 市民に生物多様性や自然環境の保全について理解を深めてもらうことを目的に、環境学習講座や環境関連のイベント等で、市民と共に取り組むことができる清掃活動や環境保全に資する維持管理作業等を行います。						
イ 市民参加型の自然環境等調査の実施について検討します。 基本方針1の（3）自然・生物に関する情報の整備にもつながる取組として、市民や学生、NPO団体等に協力を依頼し、市内の動植物種のデータをまとめます。			調査指標の設定 実施方法の検討		予算確保 調査実施	調査まとめ

#### ③ 市民の皆さんができること

ア 季節の草花や景色の移り変わりに目を向けることだけでも、自然環境を感じるきっかけになります。身近な自然に親しむ時間を大切にしましょう。

イ 自然観察会や環境保全に係る活動に積極的に参加しましょう。

## 基本方針3 歴史的環境の保全

### (1) 保護庭園・保存建造物の保全

#### ① 現況と課題

保全条例第8条に基づき、市民の保健及び休養のため又は都市景観上保護することが必要な庭園及び屋敷林を保護庭園として、由緒、由来のある建造物や都市景観上保存することが必要な建物を保存建造物として指定しています。いずれも昭和40年代後半から昭和50年代前半にかけて指定され、令和の現在まで市民に親しまれてきました。

保全条例が制定された当時（昭和40年代後半）は、自然環境や景観に関する法律が整っていない時代でしたが、平成16年に景観法が制定されたことにより、良好な景観を守るために制度ができました。このため、保存建造物としていた建造物も、指定の目的が合致する景観法上の景観重要建造物の指定を受け、令和元年10月には、保存建造物と景観重要建造物の指定が重複していた20件について、保存建造物の指定を解除しました。また、同じく国指定重要文化財の指定と保存建造物の指定が重複していた2件についても保存建造物の指定を解除しました。保全条例に基づき、約半世紀に渡り、盛岡の歴史的な景観の一部である保存建造物を守ってきましたが、この理念が景観法によって引き継がれることとなりました。

保護庭園についても市民や管理者の協力により、約四半世紀に渡り、豊かな緑が守られ、市民が身近な緑にふれあえる場や歴史的風情を感じる場として重要な役割を果たしています。しかしながら、指定から年月が経ち、所有者の高齢化や相続、維持管理の負担が大きいなど保護庭園の維持には様々な課題が生じています。

#### ② 取組内容

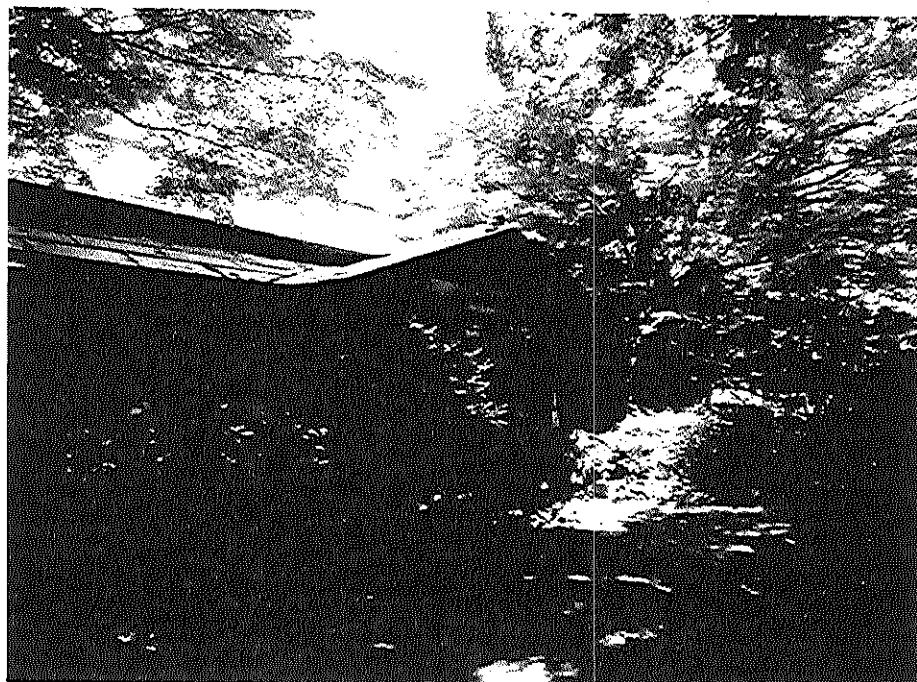
取組内容	実施期間					
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
ア 保護庭園等を2年で1巡する巡視を行い、環境審議会自然・歴史環境部会に対し現況及び管理状況を報告します。			巡視		巡視	巡視
イ 保護庭園等に対する固定資産税の減免制度を継続し適切な保全を図ります。			減免期間(H30～R4)		次期減免予定期間(R5～R9)	
ウ 一般公開している保護庭園等において各種イベントを開催し、来場者数増加を図ります。						

### ③ 市民の皆さんができること

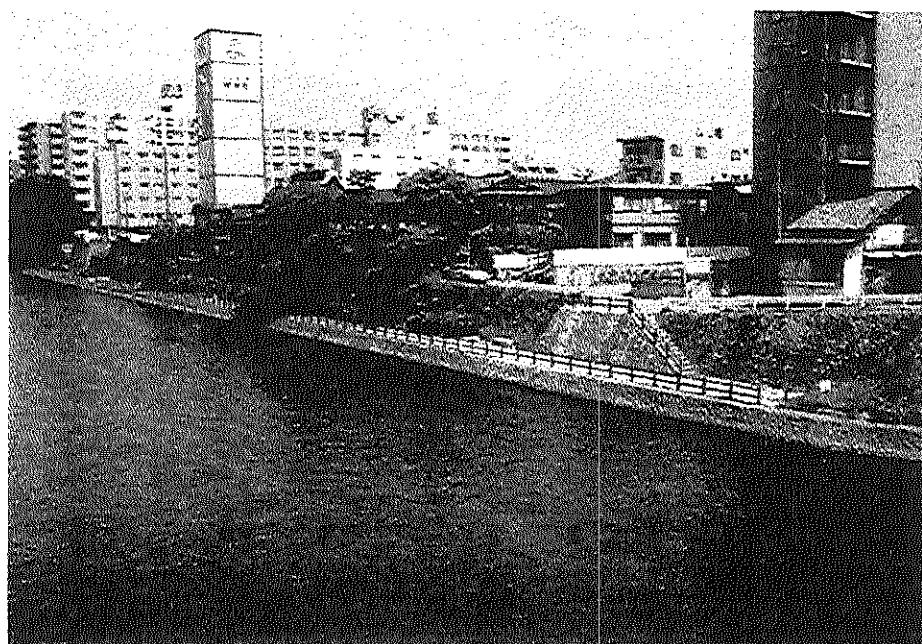
- ア 市内に残る歴史的建造物や庭園を訪れ、盛岡の歴史について学んでみましょう。
- イ 歴史的建造物や周りの景色と調和する緑を大切にしましょう。

【盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例による指定】(令和元年度末現在)

区分	件数	備考
保護庭園	7箇所	詳細は資料編P55参照
保存建造物	1箇所	「材木町裏石組」(昭和52年1月20日指定)



保護庭園「一ノ倉邸」



## (2) 旧町名の保存

### 保存建造物「材木町裏石組」

#### ① 現況と課題

本市のまちづくりは、慶長三（1598）年の盛岡城の築城と、城下町が開かれたことに始まるところから、旧町名は盛岡の歴史を今に伝える上で重要な役割を持っており、その由来や歴史を後世に伝えていく必要があります。

#### ② 取組内容

取組内容	実施期間					
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
ア 城下の旧町名（50町名）の由来を記した町名由来板（27基）の修繕及び維持管理を行います。						
イ 旧町名の由来について、ホームページ等への掲載やパンフレットの配付などにより、情報提供を行います。						

#### ③ 市民の皆さんができること

町名由来板を見かけた際は、ぜひ立ち止まって読んでみましょう。盛岡の歴史を学んだり、身近な地域のことを調べる際に旧町名がヒントになるかもしれません。

町名由来板の設置数	27基
-----------	-----

（参照：資料編 P57～58）



## 資料編

I	盛岡市自然環境調査報告書	26
～平成 23 年度まとめ（調査期間 平成 14 年度～平成 22 年度）～		
II	盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例	45
III	盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例施行規則	48
IV	指定地区・物件等一覧表	54
V	計画策定の経過	58

# I 盛岡市自然環境調査報告書

## ～平成 23 年度まとめ（調査期間 平成 14 年度～平成 22 年度）～

注) 現時点においての最新報告書になります。新たな自然環境調査は、盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画の計画期間中（令和 3 年度～令和 8 年度）に実施する予定です。

### 1 自然環境調査報告書とは

#### 1-1 自然環境報告書

盛岡市は、東部の北上高地及び西部の奥羽山地の間に位置し、平野部を南流する北上川、支流である築川、零石川、中津川など、大小清らかな流れに恵まれた、緑豊かな自然環境を有しています。

これらの自然環境は、先人の努力によって守り育てられてきたものであり、この「自然環境を将来の世代に継承し、より良い状態で次代に引き継ぐこと」は、私たちの責務でもあります。

そのためには自然環境の現状を把握し、それぞれの環境にあった施策の方向を見定め、適切な保全施策を講じていく必要があります。盛岡市では、過去数次にわたり自然環境基礎調査を実施し、それぞれの時代に集められた知見・資料に基づき重要な地区の抽出及び保全の方向性等を示し、平成 8 年 3 月に策定された第三次盛岡市自然環境及び歴史的環境保全基本計画に反映し、様々な保全施策を推進してきました。

本報告書は、平成 18 年に玉山村との合併を経て、新たな姿となった市域全域について、環境に対する行政判断が必要とされる場面が増加しつつある現状を踏まえ、平成 14 年度から 17 年度に旧盛岡地域で実施した盛岡市自然環境等基礎調査に、平成 18 年度から 22 年度に玉山地域で実施した玉山地域自然環境調査の結果を加えて、盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画の基礎的資料とするものです。

#### 1-2 報告書の構成

自然環境を捉える視点として、学術的な評価の上で貴重と捉える視点と、学術的価値に関わらず、市民生活にとって関わりの深さを重視する視点の 2 つが重要と考えられます。

本報告書では、学術的な価値の上で質が高い「優れた自然環境」と、市民生活との関わりが深い「身近な自然環境」の 2 つに大別し、それぞれにおいて、先人が培った豊かな自然環境をより良い状態で次代に伝えるための保全目標の方向性あるいは配慮すべき事項を示しています。

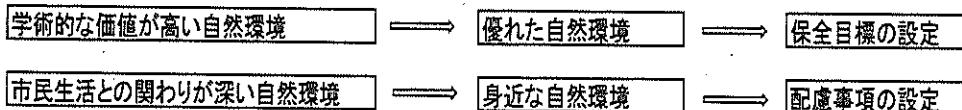


図 1. 自然環境の 2 つの捉え方

## 2 優れた自然環境

### 2-1 「優れた自然環境」における環境評価の考え方

「優れた自然環境」の評価は、過去数次に渡り実施された盛岡市域の自然環境調査により明らかにされた知見を基礎としました。

学術的価値の高い自然環境を抽出する上での評価項目としては、生物的環境（生態系、動植物種の生育・生息環境及びそれらの多様性）、地形・地質及び自然景観等が挙げられます。その中で最も一般的である生物的環境を評価項目として用いることとし、具体的な評価の指標としては、生物的環境の基盤となる「植生による自然度」を評価の軸とします。

植生による自然度区分は「岩手県自然環境保全指針」（平成11年3月策定）で示された自然度を基としました。植生の自然度については環境省の植生自然度が一般的ですが、一部、岩手県の植生状況とそぐわない区分があるため、今回、岩手県の区分に基づくこととしました。

区分は自然度1～10の10段階に分かれ、その内容は表1に示すとおりです。

表1. 植生の自然度区分

自然度	区分	対応する県内植物群落等
10	単層の自然植生	高山ハイデ及び風衝草原、雪田植物群落、ササ自然草原、高層湿原、中間湿原、低層湿原、海岸崖地植物群落、砂浜植物群落、自然湖沼植物群落、蛇紋岩地植物群落、石灰岩地植物群落、火山荒原・硫化孔原植物群落
9	多層の自然植生	高山低木群落、アカエゾマツ群落、コメツガ群落、スギ・ブナ群落、ブナ・スズタケ群落、イヌブナ群落、ヒノキアスナロ群落、ハルニレ群落、アカマツ自然群落、イヌシデ・アカシデ群落、タブノキ群落
8	広く見られる多層の自然植生	ブナーチシマザサ群落、ヒメヤシャブシ・タニウツギ群落、アオモリトドマツ群落、ミヤマナラ群落、ケヤキ群落、キタゴヨウ・クロベ群落、ヤナギ類高木群落、サワグルミ・トチノキ群落、ハンノキ群落、ヤナギ低木群落
7	単層の半自然植生	シバ群落
6	偏在する多層の半自然植生	カシワ・ミズナラ群落、アカマツ二次群落、クロマツ二次群落、ダケカンバ二次群落、ブナ・ミズナラ群落、シラカンバ群落
5	広く見られる多層の半自然植生	ススキ群落、ミズナラ・クリ群落、コナラ・クリ群落
4	壮齢人工林 (人為の強い多層の代償植生)	アカマツ壮齢植林、クロマツ壮齢植林、スギ壮齢植林、ヒノキ壮齢植林、カラマツ壮齢植林
3	幼齢人工林 (人為の強い多層の代償植生)	アカマツ幼齢植林、クロマツ幼齢植林、スギ幼齢植林、ヒノキ幼齢植林、カラマツ幼齢植林、外国産樹種植林
2	耕作地植生	果樹園・畑地、水田、人工草地（牧草地・ゴルフ場）
1	市街地植生	市街地・村落、空地・造成地、水面、その他

（「岩手県自然環境保全指針」（平成11年3月策定）より引用・一部改変）

## 2-2 「優れた自然環境」の区分及び保全目標

「優れた自然環境」の区分は、表2-1に示すとおり、以下の5つとし、各区分の保全目標は表2-2に示すとおりとします。

表2-1. 優れた自然環境の定義

区分(表示記号)	定義	内容
厳正保全地区(S) The areas of strict conservation	植生自然度9~10で原生的自然を有する地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然度が高く特に重要な植生を含む地区</li> <li>・特に重要な動植物種が生息・生育する地区</li> </ul>
高度保全地区(H) The areas of high-level conservation	植生自然度7~8で盛岡市域では特異性の高い環境を有する地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然度が高く重要な植生を含む地区</li> <li>・重要な動植物種が生息・生育する地区</li> </ul>
保全地区(M) The areas of middle-level conservation	植生自然度6または高度保全地区に近い優れた自然を有する地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次的自然環境の中でも比較的自然度が高いと判断される重要な植生を含む地区</li> <li>・重要な動植物種が生息・生育する地区</li> </ul>
保全配慮地区(C) The areas of conservation	植生自然度5の地区または植生自然度6であるが規模の小さい地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次的自然環境の中でも比較的人為性が強いと判断される環境を含む地区</li> <li>・重要な動植物種が生息・生育する地区</li> </ul>
修復育成地区(R) The areas of restoration	植生自然度4以下であるが、市街地で特徴的な自然環境を有する地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境が強度に改変されあるいはほとんど欠くことにより概ね人為的環境となっている地区</li> </ul>

表2-2. 優れた自然環境の保全目標

区分(表示記号)	保全目標	保全施策の方向
厳正保全地区(S)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に重要な植生について保護・保全を図る。</li> <li>・特に重要な動植物種についてその生息・生育環境も含めて保護・保全を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生や動植物の生息・生育環境の改変は原則として避ける。</li> <li>・事業の実施に当たっては調査等により現況を把握し保全に万全を期する。</li> </ul>
高度保全地区(H)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な植生について最大限保全を図る。</li> <li>・重要な動植物種についてその生息・生育環境も含めて最大限保全を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に当たっては調査等により現況を把握し保全に万全を期する。</li> </ul>
保全地区(M)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な植生について適正な保全を図る。</li> <li>・重要な動植物種についてその生息・生育環境も含めて適正な保全を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に当たっては調査等により現況を把握し積極的な保全に努める。</li> </ul>

区分（表示記号）	保全目標	保全施策の方向
保全配慮地区（C）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境と十分に調和した社会活動が営まれるよう配慮しながら、環境の保全を図る。</li> <li>・重要な動植物種についてその生息・生育環境も含めて適正な保全を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に当たっては調査等により現況を把握し自然環境の保全に配慮する。</li> </ul>
修復育成地区（R）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残された自然の保全を図るとともに、自然環境と調和した生活空間の創出を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境に留意しながら適正な利用に努めるとともに緑地などの自然環境の修復、育成に努める。</li> </ul>

なお、自然環境保全地域、自然公園など法令等による規制の対象となっている地域については、法令等の趣旨に従い、その適正な運用を図ることを基本とします。

「優れた自然環境」で見られる重要な動植物種とは、環境省レッドリスト掲載種、いわてレッドデータブック掲載種及びそれに相当すると認められる種とします。種の重要性の度合い及び保全目標・方向性については、レッドリストやレッドデータブックで示されたものを基本としながら、現状を確認することで客観的に判断しながら対応するものとします。その他、自然環境の保全に当たっては、次のことに留意するものとします。

- (1) 重要な野生動植物の保全のために、必要に応じて自然環境保全地域や鳥獣保護区などの指定または設定を関係機関に働きかける他、市内における重要な野生動植物の実態について、自然環境基礎調査などを通じて明らかにし、それらの保全方策の検討を行う。
- (2) 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例に基づき、指定した環境保護地区等の保全と継承に努める。
- (3) 野生生物の生息地や生息に適した環境の保全に当たっては、森林や河川の流域などの連続性、一体性に配慮し、保全を進める。
- (4) 農山村地域においては、自然に対する人間の活動の適度な介在により、独特に調和した環境を形成しており、そこに適応した生物の生息・生育の場となっているので、今後とも隣接する森林や農地の適正な維持・管理及び保全の重要性に留意する。
- (5) 外来種の増加が、生物多様性の質の低下や貴少動植物の減少に大きく影響を与えることが考慮される場合は、外来種駆除を保全対策のひとつとして検討することとする。特に法的に駆除の対象となっている特定外来生物に指定されている種については積極的に駆除を行うものとする。
- (6) 貴重な動植物のうち、盗掘や違法な採集の対象となると考えられる種については、種名を公表しないなどの配慮を行うこととする。

### 2-3 「優れた自然環境」の選定

植生自然度による区分に基づく環境評価の考え方により、植生自然度5以上がまとめて存在する地区を「優れた自然環境」として選定しました。

また、植生自然度が4以下で、市街地にあるような地区であっても、周囲の環境と比較して貴重性の高い植生が見られるなど、特徴的な自然環境を有する場合は選定対象としました。

選定された「優れた自然環境」は表3に示すとおりです。

表3. 優れた自然環境一覧(1)

区分	地区名	環境の特徴	植生自然度
S 1	砂子沢源流・毛無森地区	市内唯一の極相林と高山帯・亜高山帯。植生の垂直分布が明瞭に認められる。ツキノワグマ等原生的環境に固有の多様な生物相を持つ	10, 9, 8
H 1	零石川下流地区	市街地中心部に隣接するが、わんどや細流、ヨシ原等、高い自然度を有し、河畔には大規模な緑地を形成している。渡り鳥の主要な中継地として知られる	8, 7
H 2	下厨川地区	谷湿原が遺存、モリオカツトガ、サワギキョウ等湿地性の遺存種	8
H 3	砂子沢地区	ブナ極相林、沢通林が通る	8
H 4	阿部館山地区・甲子又沢源流地区	ブナ林、ダケカンバ林、チシマザサ群落	8, 6
H 5	北上川南部地区	河畔林、ヨシ原、わんど等、細流等の高い自然度を有する	8, 7, 2
H 6	上川目地区	大径木のケヤキ林を有する	8, 6, 5
H 7	生出湧口	国道に隣接しているが、豊富で清冽な湧水により高い自然度を有し、ヒンジモノの生育地として知られる。身近な水辺となっている。	7
M 1	御大堂地区	ダケカンバ、チシマザサ群落	6
M 2	第二飛鳥トンネル付近	ミズナラ林及び北上高地の特徴的景観となるシラカンバ林が点在する	6
M 3	大欠山、宰郷山地区	アカマツが混じるクリ、コナラ林、ヒメギフチョウ生息地	6, 5, 4
M 4	猪去沢林道・箱ヶ森・赤林山地区	上部はブナ林、下部は二次林、サワグルミ林	6, 5, 4
M 5	下川目地区	築川下流部で唯一の自然河川域	6, 5
M 6	油田地区	平野部唯一の大規模なハンノキ林	6

表3. 優れた自然環境一覧(2)

区分	地区名	環境の特徴	植生自然度
M 7	名乗沢地区	クリ、コナラ林、サクラソウ生育地、ハナカジカ生息地	6, 5
M 8	米内川上流地区	ミズナラ林、連続した溪畔林、ヒメギフチョウ生育地	6, 5, 4
M 9	中津川上流地区	ミズナラ林、連続した溪畔林、イヌワシ生育地	6, 5, 4
M10	朝島山地区	若齢のものが多いがまとまった落葉広葉樹林がある。山頂にはブナが残る	5
M11	永井地区	多様な景観を持つため池群を初めとする貴重な、湿地環境及び落葉広葉樹林	6, 5, 4, 2
M12	奴屋敷・大日向地区	ブナが混じる落葉広葉樹林及びため池、湿地を有する里山環境。ハナカジカ生息地	6, 5, 4, 2
M13	武道地区	ため池を中心とした里山環境、タナゴの生息地	6, 5, 2
C 1	四十四田ダム周辺地区	湖岸の落葉広葉樹林と湿地環境。サクラソウを始めとする貴重な種が生育・生息	5
C 2	蔣内沢地区	沢沿いの明るい森林、ヒメギフチョウ生息地	5, 4, 3
C 3	妙泉寺山地区	市街地に残存する森林環境、トウホクサンショウウオ生息地	5, 4
C 4	三馬橋・蛇ノ島地区	市街地にある連続した河畔林	5, 4
C 5	三本柳地区	北上川沿いのまとまった落葉広葉樹林	5
C 6	大ヶ生坑地区	ヒメギフチョウ、トウホクサンショウウオ生息地	5
C 7	万寿坑地区	コウモリ類生息地、ヒメギフチョウ、トウホクサンショウウオ生息地	5
C 8	愛宕山地区	広範囲の落葉広葉樹林、身近な緑地、身近な散策地	5, 4, 3
C 9	高松地区	ハクチョウ、カモ類渡来地。市街地に残る森林と湿地環境	5, 4, 3
C 10	外山岸地区	市街地に隣接する落葉広葉樹林	5, 4
C 11	黒岩・小鹿公園地区	市街地に隣接する落葉広葉樹林、湿地、草地	5, 4
C 12	岩山地区	落葉広葉樹林、身近な里山、重要な眺望地点	5, 4
C 13	下米内・綱取ダム地区	里山としての典型的な落葉広葉樹林、ゲンジボタル生息地	5
C 14	上米内・高洞山地区	落葉広葉樹林、山間田園地帯の自然が残る	5, 4, 3
C 15	根田茂・砂子沢地区	山間田園地帯の自然が残る。里山景観上、貴重な場所	6, 5
C 16	飯岡山地区	良好な落葉広葉樹林、里山景観	5, 4
C 17	沢口山地区	良好な落葉広葉樹林、里山景観	5, 4
C 18	松園アカマツ林	市街地に隣接する樹林、身近な緑地	6
C 19	蝶ヶ森地区	市街地に隣接する落葉広葉樹林	5, 4
C 20	高屋敷クヌギ林	市内随一大径クヌギ林	6

表3. 優れた自然環境一覧(3)

区分	地区名	環境の特徴	植生自然度
C21	下米内地区	市街地に隣接するまとまった落葉広葉樹林	5, 4
C22	鐘山地区	市街地に隣接するまとまった落葉広葉樹林	5, 4
C23	生出川地区	湧水を水源とする河川で特有の生物相が見られる。河畔林地が連なる。	5, 4, 3
C24	柴沢地区	谷津田を中心とした里山環境が残された農耕地、落葉広葉樹林	5, 4, 2
C25	松内地区	丘陵地に残されたまとまった落葉広葉樹林及びホタル生息地	5, 4, 3, 2
C26	好摩地区	丘陵地に広がるコナラを中心とする落葉広葉樹及びアカマツの林	5, 4, 3
C27	日戸八幡神社地区	ヒメギフチョウ生息地	5, 4
C28	白沢地区	清冽な沢及び周囲の森林。低標高地ながらトワダカラゲラの生息地	5, 4, 3
C29	北上川北部地区	連続した河岸林	5
C30	渋民地区クヌギ林	玉山区唯一のクヌギ林	6
C31	愛宕の森地区	ため池及び湿地を中心とした里山環境、身近な緑地	5, 4, 2
C32	渋民地区の谷津田環境	温水田 <sup>※2</sup> 、ため池、沢を中心とした里山環境。ハナカジカ生息地	5, 4, 2
C33	山屋地区	ミズバショウが生息する湿地及び周囲の森林	5, 4, 3
C34	馬場沢目地区	温水田 <sup>※2</sup> 、棚田が残された里山環境	5, 4, 2
C35	寺林地区	森林に囲まれたため池を中心とする里山環境	5, 4, 2
C36	桑畠地区	沢沿いの森林・農地環境。サクラソウ生息地	5, 4
C37	田茂内川下流地区	山地から流れる沢沿いの河川環境。ナガミノツルケマン生息地	5, 4
C38	送仙山地区	広がりのあるアカマツ林、ランドマークとして重要な山塊	6, 4
R 1	高松神社地区	市街地内緑地（アカマツ大径木林）、ランドマークとして重要な丘陵	4
R 2	天満宮地区	市街地内緑地（スギ大径木林）	4
R 3	安倍館地区	市街地内緑地（ケヤキ大径木林、河畔林）	4
R 4	中津川・川留稻荷地区	市街地内の貴重な河川環境及び緑地（スギ、ケヤキ大径木林）	4
R 5	北山寺院群地区	市街地内緑地（スギ、ケヤキ大径木林）、丘陵地から連続する森林	4
R 6	寺ノ下寺院群地区	市街地内緑地（スギ大径木林）	4

表3. 優れた自然環境一覧(4)

区分	地区名	環境の特徴	植生自然度
R 7	永祥院地区	商業区域内の緑地（スギ、ケヤキ大径木林）	4
R 8	八幡宮地区	河南地区では最大規模の緑地（アカマツ、スギ大径木林）	4
R 9	厨川稻荷神社地区	市街地内緑地（スギ、ケヤキ大径木林）	4
R 10	大宮神社地区	太田地区では最大規模の緑地（スギ、モミ、ケヤキの大径木）	4
R 11	盛岡城跡公園	市街地内にある大規模な緑地（スギ、トチノキ、クヌギ等の大径木多数）	4
R 12	県営運動公園	市街地内緑地（トチノキ、ケヤキ、ユリノキ等）、貴重な水辺環境	4
R 13	岩手大学構内	市街地内緑地（ユリノキ、スギ等大径木林）、貴重な水辺環境	4
R 14	法領神社地区	市街地に隣接する緑地（エゾエノキ、ハルニレ大径木）	4
R 15	夜更森地区	玉山区市街地内の緑地（アカマツ林）、重要な眺望地点	4
R 16	姫神嶽神社地区	小規模な里山環境、スギ大径木林	4, 2
R 17	芋田蒼前駒形神社地区	市街地に近い緑地（スギ大径木林、エゾエノキ大径木）	4
R 18	渋民公園地区	玉山区市街地内緑地（キハダ大径木）、重要な眺望地点	4, 2

※1 「わんど」とは、川の本流と繋がっているが、土砂などが堆積し囲まれたことで池のようなになっているところのこと。魚類などの水生生物に安定した棲み処を与えるとともに、様々な植生が繁殖する場ともなっている。

※2 「温水田」とは、寒冷地や傾斜地に作られた田に水を引く場合、取水口に1番近い田は水温が低く、稲が育ちにくいことから作付けをせずに水を張っただけの状態にする。このように水温調整のために作付けをしていない田のことを温水田という。

#### 2-4 「優れた自然環境」の位置図

「優れた自然環境」の各地区の位置は図2-1（旧市域）及び図2-2（玉山区）に示しました。

図 2-1 「優れた自然環境（旧市域）」位置図

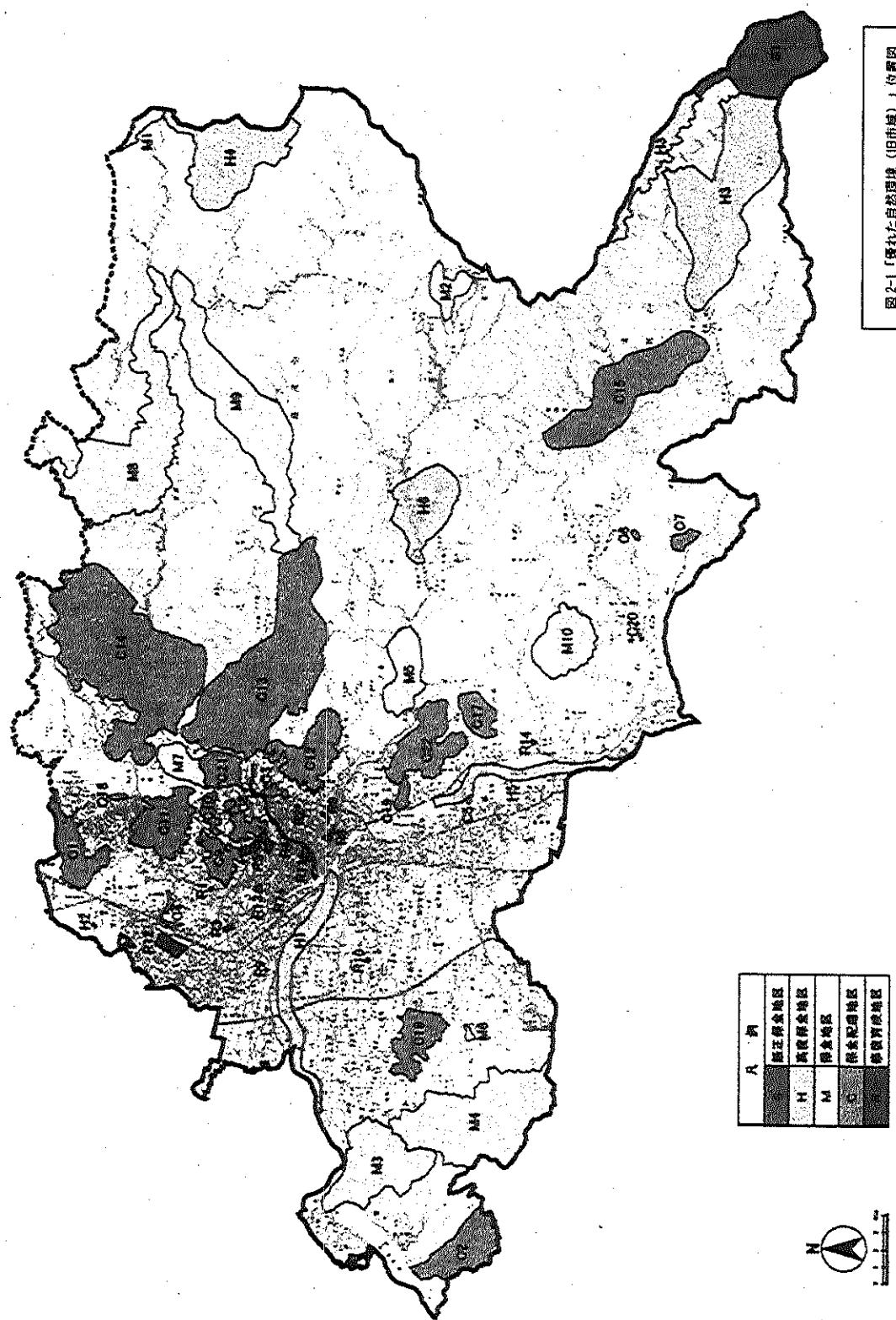
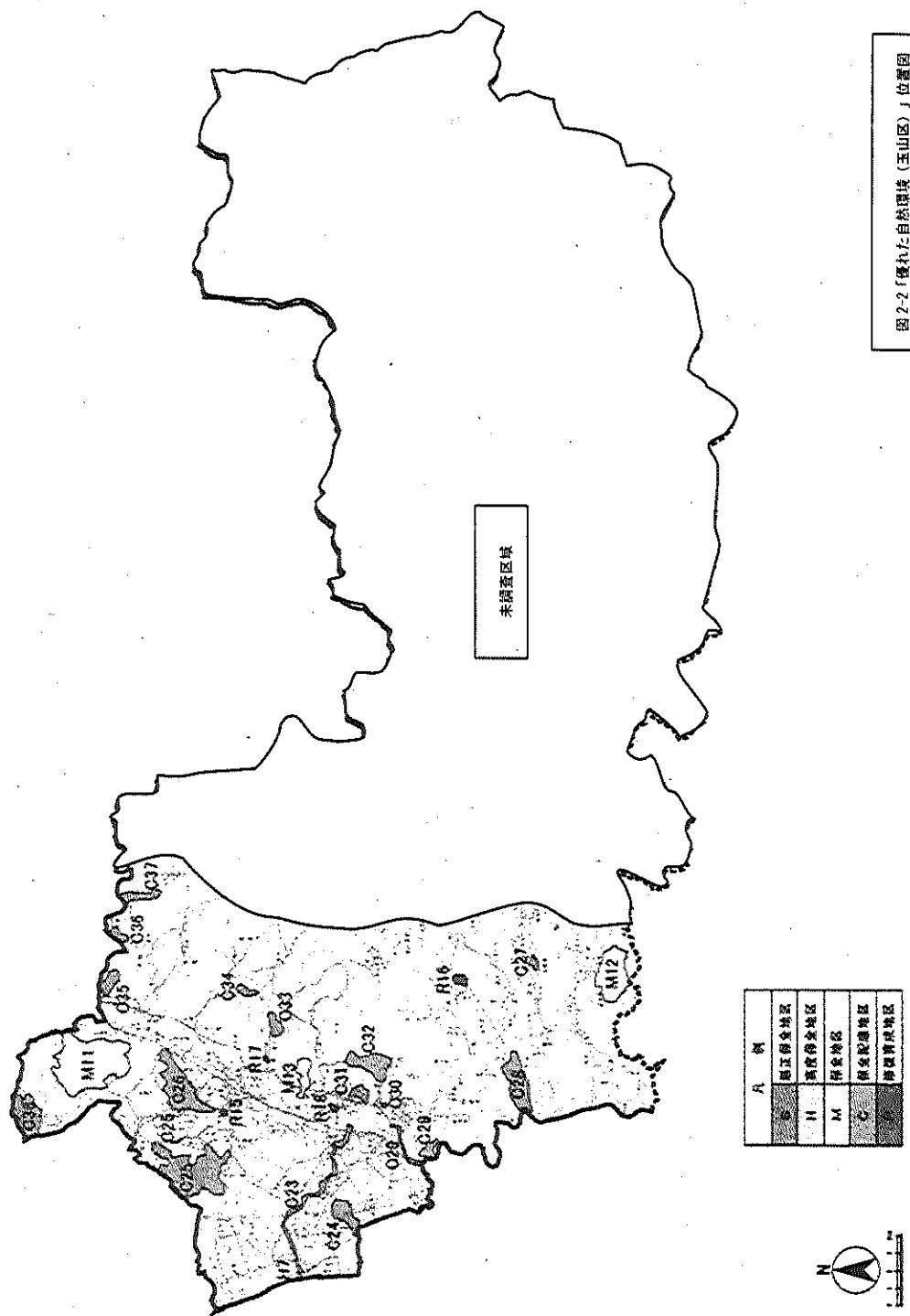


図2-2「壊れた」自然環境（玉山区）位置図



### 3 身近な自然環境

#### 3-1 「身近な自然環境」における環境評価の考え方

市民生活と密接に関わる「身近な自然環境」では、「岩手県自然環境保全指針」で示された「身近な自然」の類型区分を使用しました（表4に示すとおりです）。

岩手県自然環境保全指針では「身近な自然」を下記のとおり規定しています。

- (1) 地域住民が、ふれあい、やすらぎ、親しみ等々に活用している自然の地域
- (2) 地域住民に快適な生活、文化環境を提供している自然の地域
- (3) 現時点では、地域住民の日常生活とのかかわりは必ずしも多くないが、近い将来保健、休養、学習の場として活用が期待される自然の地域

以上の規定を踏まえ且つ「今後ともその状態を維持していくことが重要である地域」としています。

「身近な自然環境」においては、環境の特性上、評価や保全目標を設定せず、岩手県自然環境保全指針を基に、保全上配慮すべき事項を示すこととして、取りまとめました。

表4. 身近な自然環境の類型区分

項目		主な内容
身近な みどり	1 街角のみどり	並木、街路樹、街角の小公園や広場、沿道の大きな樹木など
	2 建物周りのみどり	身近な社寺林、屋敷林、庭園、生け垣、建物周りの大きな樹木など
	3 緑豊かな公園等	都市公園・緑地、自然公園、緑豊かな遊園地、緑に囲まれた広場など
	4 緑豊かな田園	樹林と混在した田畠、耕地防風林、樹林の中の人工草地など
	5 緑豊かな山林・原野等	身近な丘陵地、野生生物の生息地、自然草地、特徴のある人工植生、特徴ある景観を形成する樹林、身近な湿原、身近な海岸林・河畔林など
身近な 水辺	1 池、湖沼、湧水地などの水辺	身近な天然湖沼、身近な人工湖・溜池、水鳥の集まる湖沼、野生生物の生息する湖沼、身近な湧水地、身近な湿原・湿地、その他の身近な湖沼景観地など
	2 河川、水路などの水辺	身近な河川、生物豊かな流れ、身近な疎水・水路、ホタル等の棲む水辺、身近な滝、身近な渓谷、その他の身近な河川景観地など
	3 海辺	身近な浜辺・干潟、身近な岩礁、水鳥の集まる浜辺、身近な岬や島、その他の身近な海岸景観地など
身近な 文化	1 身近な信仰地	身近な境内地、街角の小さな祠、信仰対象となっている樹木・樹林、その他の身近な信仰地など
	2 身近な歴史地区	由緒・由来のある神社・仏閣、身近な遺跡、古い街並、歴史的建造物、その他の身近な歴史地区など
	3 身近な伝説地	伝説・伝承の舞台となった水辺や緑、文学作品の対象となった水辺や緑、伝説・伝承や文学作品に登場する構造物、その他の身近な伝説地など
	4 自慢できる自然物	巨木・名木(林)、巨石(岩)、地域の地形・景観、洞穴(鍾乳洞)

身近な 野外レ クリエ ーション空間	1 身近な散策休憩地	身近な広場・公園、花見の場、遊歩道、散策路、ハイキングの場、遠足の場など
	2 身近な景勝地	郷土の展望地、身近な名勝・地形など
	3 身近な保養地	身近な湯治場、地域住民が日常的に利用する温泉など、森林浴の場
	4 身近な自然探勝地	身近な昆虫採集の場、野鳥観察の場、野草等植物観察の場、山菜取りの場、きのこ取りの場、魚釣りの場、潮干狩りの場など
	5 身近な野外活動地	地域住民が日常的に利用するスキーの場、キャンプ場、身近な広場、サイクリングロード、ボート遊びの場など

(「岩手県自然環境保全指針」(平成11年3月策定)より引用)

### 3-2 「身近な自然環境」の保全配慮事項

「身近な自然環境」は、「岩手県自然環境保全指針」の基準に基づき、今回盛岡市域の中から選定しました（「優れた自然環境」と重複する地区を除く）。

保全に関わる配慮事項は「岩手県自然環境保全指針」で掲げられた基準に倣い、表5に示すとおりとします。

なお、自然公園、保安林、天然記念物等など法令等により指定されているものについては、法令等の趣旨に沿った適切な維持管理に努めるものとします。

表5. 身近な自然環境の保全配慮事項

区分	内容	配慮事項
身近なみどり	街角や建物周りのみどり、公園、田園、山林原野などで、並木や街路樹、社寺林や屋敷林、庭園や生け垣、まちはずれの一本杉、樹林と混在した田畠、丘陵地、野生生物の生息地、河畔林などを含む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>街角や建物周りのみどりは、街並みを景観的に和らげ緑陰の形成や緑のネットワーク形成などの機能を有することから、その保全、育成及び整備が望ましい。</li> <li>社寺林や屋敷林などのまとまりのある緑は線的な緑の多い市街地に景観的な核を形成すること、樹林と混在した田園などは原風景を感じさせる要素であること、丘陵地や自然草地などは豊かな自然との接点ともなることから、その維持が望ましい。</li> <li>都市公園、緑地、広場などは、緑陰、散策、休憩など憩いの場としての拠点となることから、さらなる整備・充実が望ましい。</li> </ul>
身近な水辺	池や湖沼、河川、湧水などで、水鳥の集まる湖沼や鮭の遡る川、ホタルの飛ぶせせらぎ、湿地、渓谷、滝などを含む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生生物の生息・生育の場であり、自然とふれあえる場であることから、周辺も含めた環境の保全と再生及び適切な活用が望ましい。</li> <li>湖沼、溜池、湿地などについては、周辺の樹林地等の保全による水質の保全及び水量の確保が望ましい。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川や水路などにおいては、緑の保全とともに野生生物の生息・生育環境の再生などが望ましい。</li> </ul>
身近な文化	信仰の場や歴史的地区、誇れる自然物などで、由緒ある寺社や街並み、遺跡、街角の小さな祠、伝説・伝承・文学作品等の舞台となっている場所、そして、巨木、名木、巨岩、特異な地形などを含む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の信仰、遊び、祭り、行事などを通じ、地域の誇りや一体感の醸成、精神的潤いなどに大きな役割を持つことから、周辺環境も含めた保全、存続を図ることが望ましい。</li> </ul>
身近な野外レクリエーション空間	散策地、休憩地、景勝地、保養地、自然探勝地、野外活動地などで、花見や紅葉狩りの場、湯治場や森林浴の森、昆虫採集・野鳥観察・野草観察などの場、キャンプ場などを含む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での交流や家族・友人とのふれあい、自然とのふれあいなどの場として重要であることから、基盤となる自然環境の維持と修復及び安全快適な諸活動を行うための整備が望ましい。また、活動の場と自然環境を保全する場の明確な区分が望ましい。</li> </ul>

(「岩手県自然環境保全指針」(平成11年3月策定)より引用・改変)

### 3-3 「身近な自然環境」一覧

「身近な自然環境」に選定された地区は表6に示すとおりです。

凡 例		文化 (身近な文化)	ア: 身近な信仰地
みどり (身近なみどり)	ア: 街角のみどり		イ: 身近な歴史地区
	イ: 建物周りのみどり		ウ: 身近な伝説地
	ウ: 緑豊かな公園等		エ: 自慢できる自然物
	エ: 緑豊かな田園		レク (身近な野外レクリエーション空間)
水辺 (身近な水辺)	オ: 緑豊かな山林・原野等		ア: 身近な散策休憩地
	ア: 池、湖沼、湧水地などの水辺		イ: 身近な景勝地
	イ: 河川、水路などの水辺		ウ: 身近な保養地
	ウ: 海辺		エ: 身近な自然探勝地
			オ: 身近な野外活動地

表6. 身近な自然環境一覧 (1)

名称	みどり	水辺	文化	レク	法令指定等
盛岡市都南つどいの森	ウ	ア		アオ	
三沢川（湯沢3地割地内）	オ	イ			
湯沢緑地	アウ				都市緑地
湯沢中央公園	ウ	ア		アオ	地区公園
油田付近の溜池		ア			
柄目のカツラ	ア		ウエ		景観重要樹木

表6. 身近な自然環境一覧 (2)

名称	みどり	水辺	文化	レク	法令指定等
菖蒲田のカヤ	イ		エ		市指定天然記念物
花林山如法寺			アウ		市指定有形民俗文化財あり
乙部館跡	エ		イ		
瀧源寺のジダレカツラ	イ		アウエ		国指定天然記念物
高陣山周辺	オ				
北上川・零石川河川敷自転車専用道からの眺望		イ		オ	
館林神社のスギ	イ		アイエ	フ	景観重要樹木
夏屋敷のキャラボク	イ		エ		市指定天然記念物
清水寺のイチョウ	イ		エ		景観重要樹木
峰崎のカヤ	ア		エ		景観重要樹木
法領神社のハルニレとエゾエノキ	イ		アウエ	エ	景観重要樹木
多賀神社	イ		アウエ	ア	
都南中央公園	ウ			アオ	地区公園
北上川河川緑地	ウ	イ		ア	都市緑地
津志田近隣公園	ウ			アオ	近隣公園
盛岡市立区界高原少年自然の家	オ	イ	仇	アオ	市少年自然の家条例
大ヶ生婆ノ神のスギ	ア		エ	エ	景観重要樹木
板橋神社のスギ	イ		アイエ	エ	景観重要樹木
宮古街道の一里塚			イ		市指定文化財
館市館跡	オ		イ		
湯ノ館跡	オ		イ		
薬師神社のクロビ	オ		エ		市指定天然記念物
御所湖一帯	ウ	ア		アイオ	広域公園・都市緑地
志波城跡			イ		国指定史跡
三川合流点	ウオ	イ		アオ	街区公園(北上川公園)
穴口の桜並木	ア			ア	(都市景観賞)
宰郷のケヤキ	イ		エ		市指定天然記念物
下太田井上氏のドウダンツツジ生垣	ア		エ		景観重要樹木
上厨川新田の街路樹	ア		エ		
青山のポプラ	ア		エ		景観重要樹木
上堂一丁目緑地	アウ			ア	都市緑地
上堂二丁目青山四丁目線ケヤキ並木	ア				(街路樹)
稻荷町谷地頭線イチョウ・オオヤマザクラ	ア				(街路樹)
みたけ緑道	ア				都市緑地

表6. 身近な自然環境一覧 (3)

名称	みどり	水辺	文化	レク	法令指定等
シダレカツラ (肴町)	イ		エ		国指定天然記念物
旧宇津野発電所			イ		市指定文化財
築川	オ	イ		ウ	
南仙北のケンポナシ	ア		エ		市指定天然記念物
仙北小学校のプラタナス・ケヤキ群	イ		エ	イ	景観重要樹木
仙北町高屋稻荷のケヤキ	ア		仁		景観重要樹木
徳済			イ		景観重要建造物
原敬生家			イ		景観重要建造物・市指定文化財
明治橋際の御蔵			イ		景観重要建造物・市指定文化財
円光寺地区・円光寺本堂	イ		ア仁		環境保護地区・景観重要建造物
川鉄			イ		景観重要建造物
大慈寺小学校のノニレ・ケヤキ	イ		エ	アイ	景観重要樹木
老梅院茶室・老梅園	イ		イ		景観重要建造物・保護庭園
木津屋池野藤兵衛家住宅			イ		県指定文化財
小鷹佐藤氏のキタゴヨウ	イ		エ		景観重要樹木
浜藤の酒蔵			イ		景観重要建造物
上小路のエゾエノキ	イ		エ		景観重要樹木
石造十六羅漢付五智如来			イ		市指定文化財
白滝川		イ		ア	
中央公園	ウ			アオ	総合公園
杉土手緑地	ア	イ			都市緑地
旧宣教師館			イ		景観重要建造物
開運橋から旭橋に至る緑道・花の回廊	アウ	イ		ア	都市緑地(一部)
岩手女子高校のエゾエノキ・ケヤキ	ア		エ		景観重要樹木
中津川周辺		イ	エ	ア仁	環境保護地区
盛香山永泉寺	イ		アイエ		市指定文化財・景観重要樹木
南大通佐々木氏のシダレカツラ	イ		エ		景観重要樹木
小泉邸庭園	イ	ア			保護庭園
旧石井県令私邸			イ		景観重要建造物
馬場町村井氏のイチョウ	イ		エ		景観重要樹木
新渡戸緑地	ア		イ		
シダレカツラ (門)	イ		エ		国指定天然記念物
賜松園緑地	アウ		ウ		保護庭園・都市緑地
杜陵小学校のケヤキ	イ		エ		景観重要樹木

表6. 身近な自然環境一覧 (4)

名称	みどり	水辺	文化	レク	法令指定等
テレビ岩手庭園	ウ				(都市景観緑賞)
県合同庁舎前のユリノキ・ケヤキ群	アウ		エ		景観重要樹木
内丸緑地	アウ				都市緑地
東北電力岩手支店与の字橋灯りの広場	ア				(都市景観緑賞)
桜山神社			アイエ		国・県・市指定文化財あり
盛岡城跡公園周辺	ウ	ア	イエ	アオ	国指定史跡・市指定文化財あり、総合公園
住吉神社のイチョウ・ケヤキ	イ		アイエ		景観重要樹木
夕顔瀬堂前のケヤキ	イ		ア仁		景観重要樹木
パレロワイアル盛岡中庭	イ				(都市景観緑賞)
夕顔瀬橋際のシンジュ・ケヤキ群	アウ		エ	ア	景観重要樹木
石川啄木新婚の家			仲		市指定文化財
武田邸	ウ	ア	イ		保護庭園・保存建造物
材木町の街並み		イ	イ	アエ	保存建造物あり
水養山永祥院	イ		アイ	ア	環境保護地区
日影門緑地	アウ		イ	ア	都市緑地
盛岡地方裁判所の石割ザクラ	仲		エ	ア	国指定天然記念物
盛岡地方裁判所のモミ	ア		エ		景観重要樹木
三ツ石神社(岩の手形)	イ		アイエ		
上の橋周辺	オ	イ	仁	ア	国指定重要美術品・景観重要樹木・保存建造物あり
鍛冶町一里塚跡			イ		市指定文化財
紺屋町長岡氏のシンジュとキヅタ	イ		エ		景観重要樹木
大智田中地蔵尊(旧四ッ家)			アイ		市指定文化財
仁王小学校のハナキササゲ	イ		エ		景観重要樹木
加賀野二丁目5号線ライラック通り	ア				(街路樹)
舞妓の藤	イ		エ		景観重要樹木
中央公民館旧南部氏別邸庭園及び旧中村家住宅	ウ	ア		ア	国指定文化財
綱取公園	ウ	ア		アオ	特殊公園
巣鴨山天昌寺	イ		アウ		景観重要樹木・市指定文化財あり
前九年公園	ウ			アオ	近隣公園
敵見ヶ森稻荷のケヤキ	イ		アイエ		景観重要樹木
下田邸・宿田の夫婦ケヤキ	仲				保護庭園・景観重要樹木
岩手大学農学部(旧盛岡高等農林学校)	イ		仲		国指定文化財
愛宕山地区周辺	オ		アイエ	ア仁	環境保護地区・特殊公園
山岸せせらぎ水路		イ		ア	

表6. 身近な自然環境一覧 (5)

名称	みどり	水辺	文化	レク	法令指定等
山岸小学校のユリノキ・モミ・イチョウ群・ノニレ	イ		エ		景観重要樹木
宝珠盛岡山永福寺	イ		ア		市指定文化財あり
一ノ倉邸庭園	イ	イ	仁	ア	保護庭園
もみじの里づくり（高松二丁目地内）	ア				(都市景観緑賞)
岩清水のケヤキ	イ	ア	カ		景観重要樹木
佐々木館跡			イ		埋蔵文化財包蔵地
上米内の伊勢清水		ア			
旧奥州街道の松並木・上田一里塚	ア		イエ		県指定文化財・景観重要樹木
富士見台緑地	ア				都市緑地
名乗坂のエドヒガン	ア		エ		市指定天然記念物
東黒石野公園	ウ			オ	近隣公園
山岸のカキツバタ群落	オ	ア		エ	県指定天然記念物
米内浄水場とヤエベニシダレヒガン群	イ	ア	仁	ア	国指定文化財・保存建造物・景観重要樹木
米内館跡			イ		
川目吉田氏の千本カツラ	イ		カ		景観重要樹木
イヌワシ生息地	オ				国指定天然記念物
家畜改良センター岩手牧場内の湿原	オ	ア			
四十四田公園及び周辺	オ	ア		ア付	
藤野家住宅			イ		国指定文化財
佐々木家住宅			イ		国指定文化財
松園子ども自然観察園	アオ	イ		エ	
松園中央公園	ウ		ア	オ	近隣公園
せせらぎ緑地	ア	イ		ア	都市緑地
緑の里近隣公園	ウ			ア	近隣公園
松園東近隣公園	ウ			オ	近隣公園
上米内のシダレザクラ	オ		エ		市指定天然記念物
大堂一里塚	オ		イ		市指定文化財
小野松一里塚2基	エ		イ		県指定文化財
北松園緑地	ウオ			ア	都市緑地
盛岡市外山森林公園	オ	イ		オ	
近郊自然歩道「太田薬師コース」	オ	イ	エ	ア仁	
近郊自然歩道「高松・四十四田コース」	ウエオ	アイ	カ	ア付カ	
近郊自然歩道「北山散策路」	ウオ	ア	アイエ	ア仁	

表6. 身近な自然環境一覧 (6)

名称	みどり	水辺	文化	レク	法令指定等
近郊自然歩道「白滝コース」	ウエオ	イ	仁	ア仁	
近郊自然歩道「岩山散策路」	ウオ	ア	ウエ	アウオ	
近郊自然歩道「蝶ヶ森・たたら山コース」	ウエオ		ウエ	アイウ	
近郊自然歩道「大志田・中津川コース」	エオ	イ	エ	ア仁	
近郊自然歩道「大ヶ生・朝島山コース」	エオ		アエ	ア仁	
黒森山登山道	オ	ア	エ	ア仁	
新堰1号幹線親水ふれあい遊歩道	ア	イ			
南昌荘	イ				保護庭園・景観重要建造物
旧盛岡銀行			イ		国指定文化財
旧第九十銀行			イ		国指定文化財
旧盛岡貯蓄銀行			イ		景観重要建造物
英産九			イ		景観重要建造物
近郊自然歩道「ニツ森コース」	オ		エ	アエ	
盛南公園	ウ			アオ	近隣公園
盛岡南公園	ウ			アオ	総合公園
上の橋緑地	ア			ア	都市緑地
手掛の松緑地	ア			ア	都市緑地
上堂緑地	ア			ア	都市緑地
加賀野緑地	ア			ア	都市緑地
新庄墓園	オ		ア	ウ	墓園
上の橋カキツバタ園		イ		イ	(都市景観緑賞)
みずほ銀行盛岡本町通支店の植栽	ア				(都市景観緑賞)
見前南中学校中庭	イ				(都市景観緑賞)
願教寺庭園	イ		アイ		(都市景観緑賞)
東大通の花壇	ア				(都市景観緑賞)
なかよし公園	アカ			ア	(都市景観緑賞)
アレ・ヴェール(緑の停車場)	ア			ア	(都市景観緑賞)
岩手女子高校のシングルフラワー	イ				(都市景観緑賞)
築川一里塚 北塚、南塚2基	オ		イ		市指定文化財
曾利田一里塚1基	オ		イ		市指定文化財
大倉峠一里塚1基	オ		イ		市指定文化財
高畑一里塚2基	オ		イ		県指定文化財
木造地蔵菩薩坐像(酒買い地蔵)	オ		アウ		市指定文化財
金刀毘羅神社の石燈籠	オ		アイ		市指定文化財

表6. 身近な自然環境一覧 (7)

名称	みどり	水辺	文化	レク	法令指定等
住吉神社の石燈籠	オ		アイ		市指定文化財
渋民公園	ウ		エ	ア	近隣公園・重要眺望地点
渋民緑地公園（生命の森）	イ		ウエ	ア	
姫神山一本杉園地	オ	ア	エ	ヌ	
常光寺			アエ		
東楽寺			アエ		県有形文化財あり
宝徳寺	イ		アエ		
巻堀神社	イ		ア		
岩洞湖	オ	ア		アエオ	重要眺望地点
岩洞湖家族旅行村	ウ	ア		アエオ	
寺堤公園		ア		ア	
川崎展望地	オ			イ	重要眺望地点
生出湧口		ア			
姫神山一本杉清水		ア			
玉山のシダレアカマツ	イ		エ		県指定文化財
姫神山一本杉	オ		エ		
柳平水辺公園		イ		ア	

注) 「岩手県自然環境保全指針（平成11年3月策定）」は、令和3年度に改定予定です。  
 これに伴い、表6「身近な自然環境一覧」も改選があります。改選された場合は、本表も改選後の一覧を引用します。

## II 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例

昭和 46 年 12 月 25 日条例第 50 条  
改正

昭和 51 年 3 月 30 日条例第 17 号

平成 9 年 3 月 4 日条例第 2 号

平成 10 年 3 月 26 日条例第 11 号

平成 16 年 12 月 27 日条例第 48 号

平成 27 年 10 月 30 日条例第 39 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、自然環境及び歴史的環境（以下「自然環境等」という。）の保全等に關し必要な措置を講ずることにより、現在及び将来にわたり、すぐれた自然環境と永い伝統にはぐくまれた歴史的環境とが調和する個性豊かな都市環境を保全し、かつ、創出することを目的とする。

### (市等の責務)

第 2 条 市、事業者及び市民は、盛岡市環境基本条例（平成 10 年条例第 11 号）第 3 条に規定する基本理念にのっとり、自然環境等の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

### 第 3 条及び第 4 条 削除

### (自然環境等保全計画の作成)

第 5 条 市長は、自然環境等の保全に関する施策に係る計画（以下「自然環境等保全計画」という。）を作成しなければならない。

2 市長は、自然環境等保全計画を作成し、又は変更しようとするときは、盛岡市環境審議会の意見を聽かなければならない。

### (知識の普及等)

第 6 条 市長は、自然環境等の保全に関する知識の普及及び思想の高揚を図るとともに、自然環境等の保全に協力する団体の育成その他自然環境等の保全に関する住民の自主的活動の助長に努めなければならない。

### (都市開発施策における自然環境等の保全の配慮)

第 7 条 市長は、新市街地の開発、市街地の再開発その他都市の開発に関する施策の策定及び実施に当たつては、自然環境等の保全に充分配慮しなければならない。

### (地区等の指定)

第 8 条 市長は、自然環境等の保全を図るために必要があると認めるときは、次表の右欄に掲げる緑地、庭園、地区又は歴史的建造物をそれぞれ同表の当該左欄に定める地区、庭園又は建造物（以下「地区等」という。）として指定することができる。

環境保護地区	住民の保健及び休養のため又は都市景観上保護することが必要な緑地
保護庭園	環境保護地区の緑地に準ずる機能を有する庭園又は屋敷林
環境緑化地区	道路の沿線又は緑地の少ない地域のうち積極的に修景緑化を図ることが必要な地区
保存建造物	由緒、由来のある建造物又は都市景観上保存することが必要な歴史的建造物

2 市長は、地区等の指定をしようとするときは、盛岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。当該指定の変更又は解除をしようとするときも、同様とする。

3 市長は、地区等の指定をするときは、告示しなければならない。当該指定の変更又は解除をするときも、同様とする。

(標識の設置)

第 9 条 市長は、地区等の指定をしたときは、当該地区等に当該地区等である旨を表示した標識を設けるものとする。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(行為の届出等)

第 10 条 環境保護地区の区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者、保護庭園に関してその現状を変更し、又はその保護に影響を及ぼす行為をしようとする者及び保存建造物に関して新築、増築、改築、移転又は撤去をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は移転
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石類の採取

2 国若しくは他の地方公共団体又は公共的目的を有する法人で規則で定めるものが行う前項に掲げる行為については、同項の規定は適用しない。この場合において、これらの者は、その行為をしようとするときは、あらかじめ市長に通知しなければならない。

3 市長は、第 1 項の届出があつた場合において、地区等の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(適用除外)

第 11 条 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるものについては、前条の規定は適用しない。

(援助)

第 12 条 市長は、自然環境等の保全に資するため必要があると認めるとときは、予算の範囲内において補助金の交付その他の援助をすることができる。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に關し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第 14 条 次の各号のいずれかに該當する者は、科料に処する。

(1) 第 9 条第 2 項の規定に違反した者

(2) 第 10 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第 15 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の科料を科する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条から第 12 条まで並びに第 20 条及び第 21 条の規定は、公布の日から起算して 6 月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和 47 年規則第 20 号で昭和 47 年 6 月 24 日から施行)

#### 附 則 (昭和 51 年条例第 17 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の改正規定は、昭和 51 年 7 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に盛岡市自然環境保全審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日において盛岡市自然環境等保全審議会の委員に委嘱されたものとみなす。

3 この条例の施行の日以後における盛岡市自然環境等保全審議会の委員の最初の任期は、改正後の盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例第 14 条第 3 項の規定にかかわらず、昭和 51 年 11 月 24 日までとする。

#### 附 則 (平成 9 年条例第 2 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則 (平成 10 年条例第 11 号抄)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則 (平成 16 年条例第 48 号抄)

この条例は、平成 17 年 1 月 26 日から施行する。

#### 附 則 (平成 27 年条例第 39 条)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

### III 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例施行規則

昭和 47 年 11 月 21 日規則第 30 号  
改正

昭和 51 年 6 月 26 日規則第 19 号  
平成 7 年 6 月 28 日規則第 33 号  
平成 9 年 3 月 27 日規則第 9 号  
平成 10 年 3 月 30 日規則第 24 号  
平成 11 年 3 月 29 日規則第 14 号  
平成 11 年 9 月 30 日規則第 40 号  
平成 13 年 3 月 29 日規則第 16 号  
平成 15 年 9 月 30 日規則第 38 号  
平成 16 年 3 月 31 日規則第 16 号  
平成 16 年 6 月 30 日規則第 32 号  
平成 19 年 3 月 30 日規則第 24 号  
平成 19 年 9 月 28 日規則第 48 号  
平成 22 年 3 月 31 日規則第 25 号  
平成 24 年 9 月 26 日規則第 55 号  
平成 27 年 7 月 31 日規則第 31 号  
平成 27 年 10 月 30 日規則第 36 号  
平成 28 年 3 月 31 日規則第 36 号

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例（昭和46年条例第50号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

#### (指定の告示及び通知)

第 2 条 条例第 8 条第 3 項前段の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 環境保護地区、保護庭園、環境緑化地区又は保存建造物（以下「地区等」という。）

の区分

(2) 指定番号

(3) 名称

(4) 区域（保護庭園又は保存建造物に係る場合にあつては、所在地）

2 市長は、地区等（環境緑化地区を除く。）の指定又は当該指定の変更若しくは解除をしたときは、当該地区等に係る土地又は建造物の所有者及び占有者に対し、地区等指定・変更・解除通知書により通知するものとする。

(地区等の標識)

**第3条** 条例第9条第1項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 名称
- (2) 指定番号
- (3) 指定年月日

(所有者等の変更の届出)

**第4条** 指定した地区等（環境緑化地区を除く。）に係る土地又は建造物を新たに所有し、又は占有することとなつたときは、その者は、遅滞なく、地区等所有者・占有者変更届により、市長に届け出なければならない。

(行為の届出)

**第5条** 条例第10条第1項の規定による届出は、当該届出に係る行為の開始日の30日（保存建造物に係る届出については、60日）前までに、地区等内行為届に当該行為をしようとする場所及び当該行為の規模の概要を表示した図面その他市長が必要があると認めた図書を添えてしなければならない。

(公共的目的を有する法人)

**第6条** 条例第10条第2項の規則で定める公共的目的を有する法人は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- (4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (7) 独立行政法人環境再生保全機構
- (8) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
- (9) 日本下水道事業団
- (10) 土地開発公社
- (11) 公益社団法人岩手県農業公社
- (12) 公益財團法人岩手県観光協会
- (13) 前3号に掲げるもののほか、県又は市の出資が当該法人の資本金の2分の1以上を占める法人

(行為の通知)

第7条 条例第10条第2項の規定による通知は、当該通知に係る行為の開始日の30日（保存建造物に係る通知については、60日）前までに、地区等内行為通知書に当該行為をしようとする場所及び当該行為の規模の概要を表示した図面その他市長が必要があると認めた図書を添えなければならない。

(届出及び通知を要しない行為)

第8条 条例第11条の規則で定める通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 環境保護地区

ア 建築物の新築、増築又は改築で、新築、増築又は改築に係る建築物若しくはその部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの

イ 建築物の移転で移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの

ウ 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築又は移転

（ア） 環境保護地区内において行う工事に必要な仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転

（イ） 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、増築、改築又は移転

（ウ） 消防又は水防の用に供する施設の新築、増築、改築又は移転

（エ） その他の工作物の新築、増築、改築又は移転で、新築、増築、改築又は移転に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの

エ 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える法（のり）を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

オ 次に掲げる木竹の伐採

（ア） 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

（イ） 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

（ウ） 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

（エ） 仮植した木竹の伐採

カ 土石の類の採取で、その採取による地形の変更がエの土地の形質の変更と同程度のもの

キ アからカまでに掲げるもののほか、次に掲げる行為

（ア） 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

- (イ) 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
- a 建築物の新築、増築、改築又は移転
  - b 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）その他これらに類する工作物以外のものの新築、増築、改築又は移転
  - c 高さが1.5メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
  - d 高さが5メートルを超える木竹の伐採
  - e 土石の類の採取で、その採取による地形の変更がcの土地の形質の変更と同程度のもの

(ウ) 電気通信事業、有線放送電話業務、放送事業又は有線放送テレビジョン放送業務の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（放送事業又は有線放送テレビジョン放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、増築、改築又は移転

(エ) 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

- a 建築物の新築、増築、改築又は移転
- b 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
- c 宅地の造成又は土地の開墾
- d 森林の択伐又は皆伐

(2) 保護庭園 庭園の管理を目的として通常行われる行為及び前号キ(ア)に掲げる行為

(3) 保存建造物

ア 建造物の新築、増築又は改築で、新築、増築又は改築に係る建造物若しくはその部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの。ただし、外観の変更を伴う次の行為を除く。

(ア) 色彩、材質又は様式の変更を伴う行為

(イ) 建造物に新たな工作物を付設する行為

イ 第1号キ(ア)に掲げる行為

(台帳の作成)

第9条 市長は、地区等の指定又は当該指定の変更若しくは解除をしたときは、地区等台帳に記録してこれを保管するものとする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（昭和51年規則第19号）

この規則は、昭和51年7月1日から施行する。

### 附 則（平成7年規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成9年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成10年規則第24号）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に使用している改正前の様式は、この規則の施行後も、当分の間、使用することができる。

### 附 則（平成11年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成11年規則第40号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

### 附 則（平成13年規則第16号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則（平成15年規則第38号）

この規則の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第2条第2項、第4条、第5条及び第7条の改正規定並びに様式第1号から様式第4号までを削る改正規定並びに第3条の規定 公布の日
- (2) 第1条中第6条の改正規定（同条第4号及び第6号を改める部分を除く。）及び第2条の規定 平成15年10月1日
- (3) 第1条中第6条の改正規定（同条第6号を改める部分に限る。） 平成16年3月1日
- (4) 第1条中第6条の改正規定（同条第4号を改める部分に限る。）及び第4条の規定 平成16年4月1日

### 附 則（平成16年規則第16号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則（平成16年規則第32号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

### 附 則（平成19年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第48号抄）

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第36号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## IV 指定地区・物件等一覧表

### 【環境保護地区】

「環境保護地区」は、市民の保健及び休養のため、または都市景観上保護することが必要な緑地で、現在 19 地区が指定されています。

指定番号	名 称	区 城	指定年月日	面積 (ha)
1	蛇ノ島地区	盛岡市上堂四丁目地内	1973年(昭和48年)2月1日	5.2
2	高松神社地区	盛岡市高松三丁目地内	1973年(昭和48年)2月1日	1.2
3	天満宮地区	盛岡市新庄地内	1973年(昭和48年)2月1日	1.3
4	安倍館地区	盛岡市安倍館町地内	1973年(昭和48年)2月1日	3.9
5	中津川地区	水道橋下流端から北上川合流点まで	1973年(昭和48年)2月1日	22.0
6	三馬橋地区	盛岡市箱清水一丁目及び箱清水二丁目地内	1973年(昭和48年)2月1日	9.8
7	愛宕山地区	盛岡市愛宕町、山岸一丁目及び愛宕下地内	1973年(昭和48年)2月1日	8.1
8	妙泉寺地区	盛岡市加賀野字桜山地内	1973年(昭和48年)2月1日	9.5
9	二ツ森地区	盛岡市浅岸字二ツ森地内	1973年(昭和48年)2月1日	38.2
10	北山寺院群地区	盛岡市北山一丁目、北山二丁目、名須川町及び愛宕町地内	1973年(昭和48年)2月1日	19.7
11	寺ノ下寺院群地区	盛岡市大慈寺町地内	1973年(昭和48年)2月1日	3.5
12	永祥院地区	盛岡市材木町地内	1974年(昭和49年)2月1日	0.8
13	川留稻荷地区	盛岡市加賀野一丁目地内	1974年(昭和49年)2月1日	0.3
14	稻荷神社地区	盛岡市稻荷町地内	1974年(昭和49年)2月1日	0.3
15	下米内地区	盛岡市下米内字寺並地内	1974年(昭和49年)2月1日	16.0
16	円光寺地区	盛岡市南大通三丁目地内	1974年(昭和49年)12月23日	0.8
17	大宮神社地区	盛岡市本宮字大宮地内	1974年(昭和49年)12月23日	0.4
18	外山岸地区	盛岡市三ツ割字洞清水及び山岸字庚申下地内	1975年(昭和50年)3月1日	16.1
19	蝶ヶ森地区	盛岡市東安庭字蝶ヶ森、門字蝶ヶ森及び門字真立地内	1975年(昭和50年)3月1日	18.6

【保護庭園】

「保護庭園」は、環境保護地区の緑地に準ずる機能を有する庭園又は屋敷林で、現在7箇所が指定されています。

指定番号	名称	所在地	指定年月日	面積(㎡)	摘要
3	賜松園	盛岡市南大通一丁目7番3号	1972年(昭和47年)11月25日	1,200	公開
4	老梅園	盛岡市大慈寺町7番18号	1972年(昭和47年)11月25日	1,400	非公開
6	武田邸	盛岡市長田町19番1号	1972年(昭和47年)11月25日	2,000	公開
7	小泉邸	盛岡市馬場町5番33号	1973年(昭和48年)2月1日	500	非公開
8	下田邸	盛岡市前九年一丁目4番14号	1974年(昭和49年)2月1日	4,700	非公開
9	一ノ倉邸	盛岡市安倍館町19番64号	1974年(昭和49年)2月1日	6,500	公開
10	南昌荘	盛岡市清水町13番46号	2000年(平成12年)5月16日	2,300	公開

注：指定番号1・2・5は指定廃止により欠番。

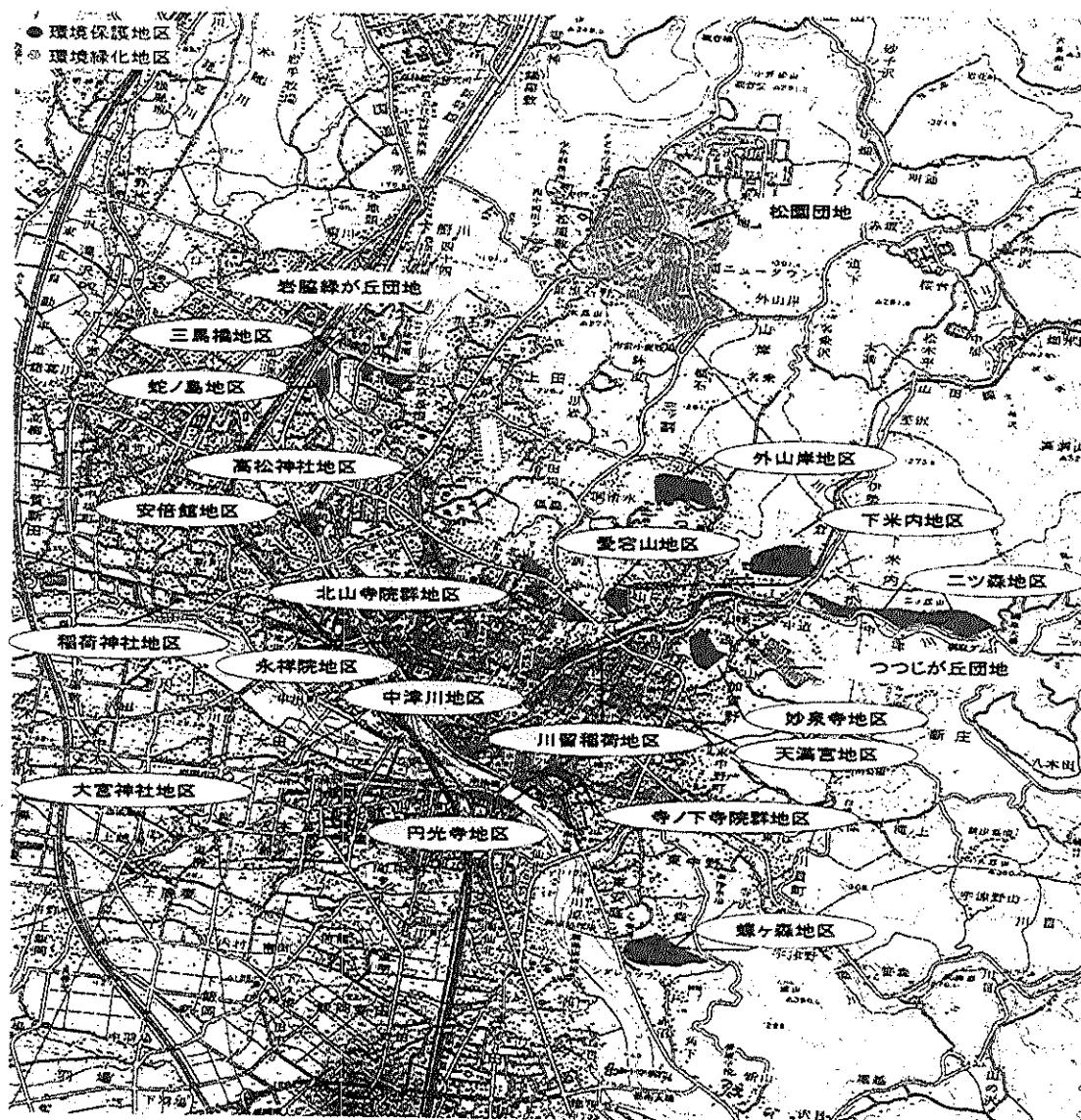


### 【環境緑化地区】

「環境緑化地区」は道路の沿線または緑地の少ない地域のうち積極的に修景緑化を図ることが必要な地区で、現在3箇所が指定されています。

指定番号	名 称	区 域	指定年月日	面積 (ha)
1	つつじが丘団地	盛岡市つつじが丘地内	昭和 48 年 2 月 1 日	12.5
2	岩脇緑が丘団地	盛岡市岩脇町地内	昭和 48 年 2 月 1 日	3.5
3	松園団地	盛岡市松園一丁目、松園二丁目、松園三丁目、東松園一丁目、 東松園二丁目、東松園三丁目、東松園四丁目、西松園一丁目、 西松園二丁目、西松園三丁目及び西松園四丁目地内	昭和 50 年 10 月 8 日	215

### 【環境保護地区と環境緑化地区の位置図】



### 【保存建造物】

「保存建造物」は、由緒、由来のある建造物又は都市景観上保存することが必要な歴史的建造物で、現在1件の建造物を指定しています。

名 称	所 在 地	指定年月日
材木町裏石組	盛岡市材木町地内	S52. 1. 20

### 【町名由来板】

「町名由来板」は、旧町名の由来保存を目的に専門家へ委託して調査した結果を基に、市内27箇所に50町名分の由来等を記した説明文を「旧町名由来板」として設置しています。

N o.	旧町名	町名由来板設置場所
1	内丸	内丸 11番地内（県公会堂前）
2	日影門外小路	中央通一丁目 6番地内（日影門縁地内）
3	仁王小路	大通三丁目 8番地内（桜城小学校正門横）
4	紺屋町・鍛冶町・紙町	紺屋町 4番 20号（菊の司酒蔵前）
5	本町かいわい	本町通一丁目 9番 30号（盛岡信用金庫本町支店駐車場内）
6	上小路	茶畠二丁目 8番 25号
7	三戸町	本町通三丁目 15番地内（岩手医大アパート前）
8	上田三小路	上田一丁目 20番 44号（岩大農学部通用門前通）
9	上田組町	上田一丁目 4番地内（県立中央病院バス停後方）
10	馬場小路かいわい	馬場町 6番地内（駐車場内）
11	馬町	清水町 1番 9号（馬町会館前）
12	穀町・新穀町	南大通二丁目 7番地内（東北銀行南大通支店前）
13	鉈屋町	鉈屋町 5番 27号
14	仙北町・青物町	仙北一丁目 13番地内（徳清、明治橋側の地）
15	平山小路・帷子小路・新山小路	中央通三丁目 6番地内（中央児童公園内）
16	加賀野	加賀野一丁目 3番地内（川留稻荷神社境内）
17	大沢川原小路	大沢川原三丁目 5番地内（旧宣教師館前）
18	八日町・四ツ家町	本町通二丁目 11番地内（駐車場内）
19	吳服町・六日町	中ノ橋通一丁目 1番地内（啄木・賢治青春館前）
20	山岸町・御弓町	山岸一丁目 5番 2号
21	材木町・茅町	材木町 6番地内（盛岡信用金庫材木町支店前）
22	長町	長田町 10番地内（ミニユーティ消防センター前）
23	下小路	愛宕町 14番地内（中央公民館前）
24	蒼手町	中ノ橋通一丁目 8番地内（浅沼薬油店前）
25	肴町・生姜町	肴町 5番 1号（みかわやみゆき館横）

26	八幡町・片原	八幡町 13 番地内（八幡宮境内前）
27	餌差小路・十三日町	肴町 12 番地内（肴町商店街駐車場南側入口付近）

## V 計画策定の経過について

年 月	会議等の名称	会議等の内容
令和 2 年 2 月	環境審議会 自然・歴史環境部会	計画改定について諮問
令和 2 年 7 月	環境審議会 自然・歴史環境部会	計画素案の提示、意見交換
令和 2 年 10 月	環境審議会 自然・歴史環境部会	計画案の確定
令和 2 年 11 月	(予定) 市議会全員協議会説明	
令和 2 年 12 月	(予定) パブリックコメント	
令和 3 年 2 月	(予定) 環境審議会 自然・歴史環境部会	保全計画に係る答申
令和 3 年 3 月	(予定) 市長決裁	



表紙写真の紹介

盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画  
令和3年〇月

作成 盛岡市環境部環境企画課  
〒020-8531 盛岡市若園町2-18  
TEL 019-613-8419  
E-mail kankyou@city.morioka.iwate.jp